

地域景観形成等基本計画（西播磨地域）

兵庫県

目次

序 計画の基本的事項	1
1. 西播磨地域 地域景観形成等基本計画策定の背景	1
2. 位置づけ	1
3. 目的	2
4. 対象区域	3
5. 計画年次	3
1章 地域景観の目標	5
2章 『地域景観の約束』	7
1. 『地域景観の約束』とは	7
2. 『西播磨地域 地域景観の約束』	9
3. 西播磨地域 地域景観の約束 個別方針説明シート（デザインランゲージシート）	10
3章 地域景観形成の拠点となる区域の選定	27
1. 地域景観形成の拠点となる区域とは	27
2. 地域景観形成の拠点となる区域のタイプ分類	37
4章 拠点からの地域景観づくり	39
5章 地域景観づくりの進め方	51
1. 参画と協働による地域景観づくりの基本的考え方	51
2. 各主体の役割	52
3. 地域景観づくりの仕組み	56
参考資料	59
1. 西播磨地域の概要	59
2. 西播磨地域の地域景観の構造	74
3. 西播磨地域の地域景観の課題	78

序 計画の基本的事項

1. 西播磨地域 地域景観形成等基本計画策定の背景

今日、まちづくりや地域整備に関わる多くの分野において「景観」が重要なキーワードとして捉えられ、様々な取り組みの目標の中に「景観の保全、創造」が掲げられている。

しかしながら、景観形成に関わる取り組みの多くは、各々の分野、地域で個々に進められており、地域景観づくりのための連携や情報共有ができていないため、その効果が十分に発揮されていない。

このため、地域景観づくりに係る全ての主体が、地域景観の形成に向けた目標や取り組みの方向性について共通認識を持ち、相互に整合性のある施策展開を図っていくため、広域的な視点からの共通目標となる地域景観形成等基本計画（以下「地域景観マスタープラン」という）を策定していく必要がある。

2. 位置づけ

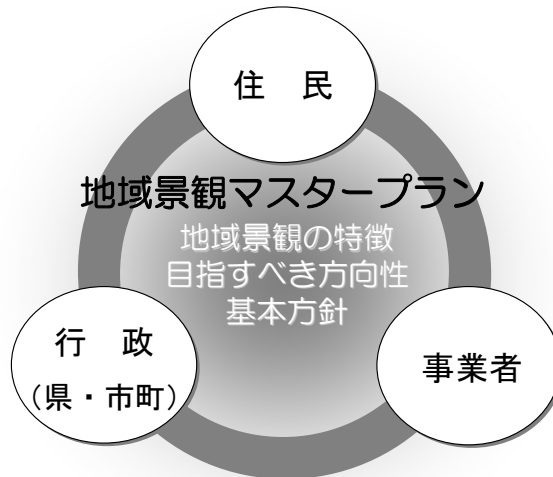
平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」（景観条例）を改正し、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を定めることができることとした。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性に「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画として位置づける。

3. 目的

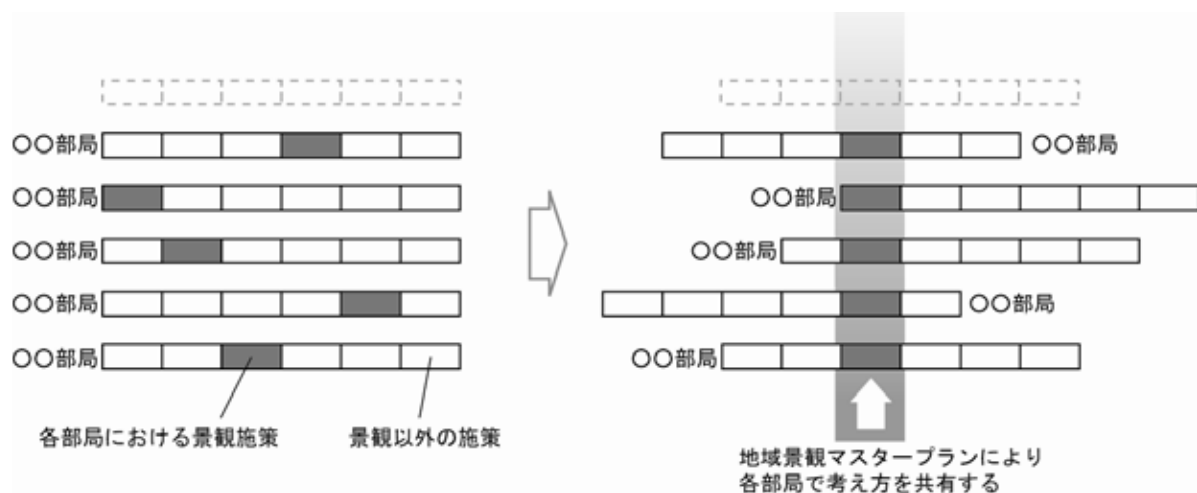
(1) 地域景観形成の方向性を共有する。

市町や関係部局、事業者、住民など地域景観づくりに係る全ての主体が、地域景観の特徴や重要性を認識し、地域景観形成の目標や整備のあり方など、地域全体を包括する景観形成の方向性を共有する。



(2) 広域的な視点からの計画的な施策展開を図る。

まちづくり、土木、農林、環境等の行政各分野において個々に進められている景観形成に係る全ての施策の基本とし、広域的視点からの総合的な計画として策定することにより、景観関連施策の連携を図る。広域的な視点から、景観施策の展開を図るべき区域を計画的に地域に配することにより、効果的な広域景観の形成を進めるとともに、地域住民の景観に対する意識を高めていく。



(3) 参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る。

地域景観づくりのための主体間の連携のあり方を、各地域の特徴に応じて提示することにより、一体的な地域景観づくりを推進する。

4. 対象区域

西播磨県民局管内にあたる、宍粟市、佐用町、たつの市、上郡町、相生市、赤穂市、太子町の全域を計画の対象区域とする。



西播磨地域 地域景観マスタープランの対象区域

5. 計画年次

地域景観づくりは長期間にわたって継続的に取り組んでいく必要がある。このため、計画の年次は以下のように設定する。

- ・地域景観の目標、「地域景観の約束」：概ね今後20年程度の考え方を示す。
- ・拠点からの地域景観づくり、地域景観づくりの進め方：概ね今後10年程度の考え方を示す。

個別方針（デザインランゲージ）ならびに地域景観形成の拠点となる区域は、地域景観づくりの進行状況や社会・生活・文化・産業等の変化に伴う目指すべき地域景観像の変遷にあわせて再検討していくこととする。

1章 地域景観の目標

(1) 西播磨地域の地域景観の特徴

① 山—川—海の連なる豊かな自然景観

- 千種川・揖保川は豊富な流れが人を魅了する潤いの景観を形成するとともに、河川の浸食作用により特徴的な谷景観が山から海に至るまで連続している。
- 狭く長い谷底平野、多方向の視界を有する河川合流点、蛇行する河川などによる特徴的な景観が形成されるとともに、谷から望む山容は、屏風状に連なった景観、折り重なった景観を呈している。
- 氷ノ山から海際に至るまで山稜が連なり、大きな連続景観を形成しており、その山稜は海の景観に思いをはせるきっかけともなっている。



上郡町光都周辺
深い谷の迫力ある景観



たつの市新宮町
急峻な山容と
光を感じる川面



上郡町赤松
丸みある稜線とスキが
広がる柔らかな景観



赤穂市赤穂御崎
空と海へ広がる視界

② 産業・交通・文化の発展を支える大地の景観

- 氷ノ山に連なる山々を水源林とした2つの清流、千種川・揖保川が、南北方向の流域生活文化圏を形成するとともに、船運による産業の発展軸として、水とともに発展してきた西播磨地域の生活史における原風景を形成している。
- 千種川・揖保川の豊かで良質な水や地理的好条件を利用し、薄口醤油や手延素麺の生産や製塩などの産業を発展させてきた地域であるとともに、ちゃんちゃこ踊や獅子舞神事など、農村、漁村、社寺を舞台とした伝統行事が現在も継承されてきている。
- 気候的好条件から美しい星空や朝霧など重要な観光資源ともなる大地の景観を有している。



たつの市新宮町
※「むかしの西播磨」より
特産物とともにある景観



佐用町乙大木谷
大地に沿う棚田の景観



佐用町の朝霧
朝霧の幻想的な景観

③ 自然と調和する歴史の面影と新しい息吹が創り出す景観

- 地形に対応してムラ・マチの小さなまとまりが点在し、その佇まいが魅力的な景観を創り出している。
- 各集落は個別の風土に即し、先人により培われてきた集落形態や建築様式をもち、それぞれ異なる印象を呈している。
- 古墳や中世から近世の城跡等が立地する独立峰は生活の場からの馴染みのある眺望対象となっている。
- 新たな街「播磨科学公園都市」においても、山並みを背景とするなど、自然環境と調和した景観が創り出されている。



宍粟市飯見
山と農地の間で
小さくまとまる集落



佐用町平福
川と調和した宿場町



たつの市龍野
山城を有する城下町



上郡町光都
自然とのバランスの
とれた新しい町

(2) 西播磨地域の景観形成の目標

西播磨地域の地域景観の特徴を踏まえ、景観形成に係る全ての主体が共有し、西播磨地域らしい景観形成を進めていくための目標を以下のように設定した。

【 西播磨地域の景観形成の目標 】

西播磨地域は、清流千種川と揖保川を軸に山—川—海の連なる地域であり、この自然を背景として産業・交通が発達し、文化が醸成され、個性豊かな町が形成されてきた。こうした発展経緯から、自然とともにある生活が尊重され、歴史の面影を残すとともに先進的な新しい町の息吹を感じるなど“馴染み”と“活力”の景観を形成している。

西播磨らしい個性豊かな景観を守り育て、地域が誇りを持てるよう、風景を愛でる心を共有しながら育み、“自然とともに発展する景観”を時代の変化を見つめながら創造し将来世代に伝えていくための景観形成を目指す。



西播磨地域の地域景観イメージ

2章 『地域景観の約束』

1. 『地域景観の約束』とは

(1) 『地域景観の約束』の位置づけ

『地域景観の約束』は、一体的な広域景観を形成していくため、県民、事業者、市町、県といった景観形成の各主体が共有すべき景観形成方針として設定するものである。県民・事業者による地域景観づくりへの取組み、行政による公共事業や各部局における関連計画の策定など、今後の新たな景観施策や取組みにあたって、西播磨らしい地域景観づくりのために配慮すべき事項、参照すべき事項として位置づける。

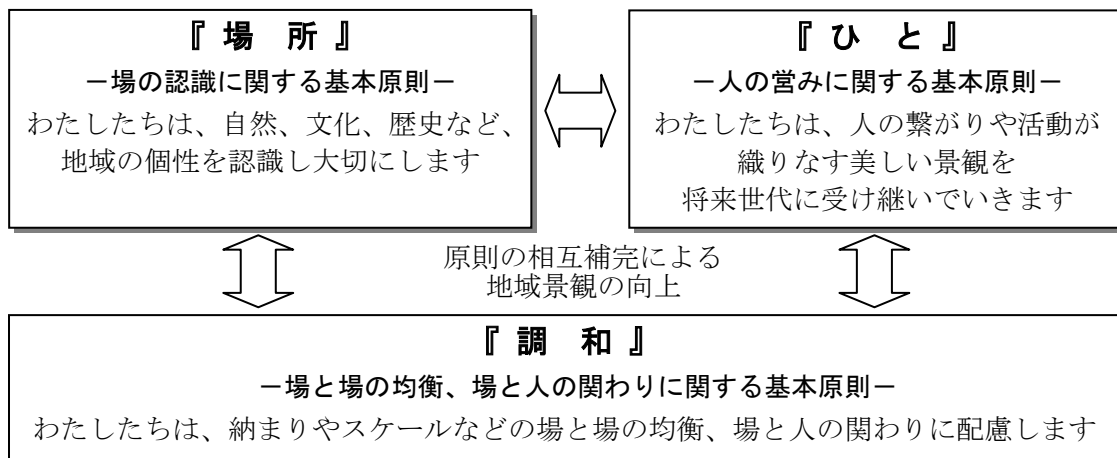
(2) 『地域景観の約束』の構成

「基本原則」「基本方針」「個別方針（デザインランゲージ）」から構成する。

各個別方針（デザインランゲージ）に対し必要な視点等を説明する「個別方針説明シート（デザインランゲージシート）」を添付する。

(3) 「基本原則」の考え方

地域景観形成を進めていく上での基本的に重要となる視点として、3つの基本原則を定義した。設定にあたっては、景観法における「良好な景観」の定義を参考とした。



*景観法における「良好な景観」の定義

景観法

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(4) 「基本方針」の考え方

基本方針は、3つの基本原則のもとに、地域景観の特徴別の景観づくりの方向性を示すものとして設定した。

(5) 「個別方針（デザインランゲージ）」の考え方

個別方針（デザインランゲージ）は、基本方針を具体化した地域景観の特徴を示すものであり、地域景観づくりを担う各主体が行動する際に参照すべき語彙集として位置づける。

個別方針（デザインランゲージ）は、「ランゲージの抽出」「ランゲージの精査」の2段階の過程により設定した。

①「ランゲージの抽出」

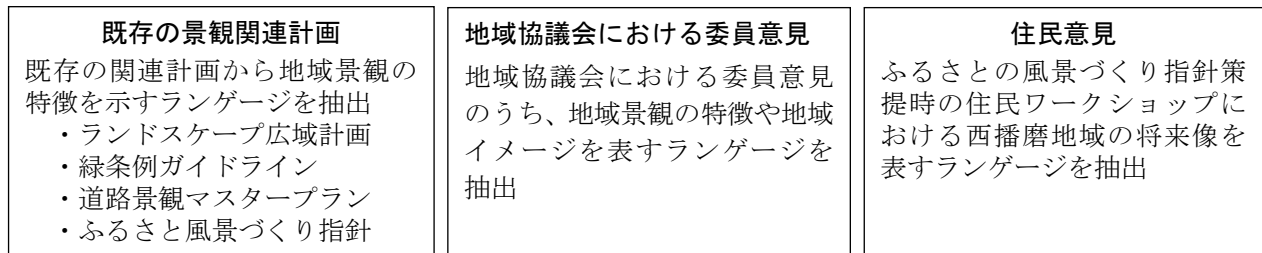
「場所」「ひと」「調和」の3つの基本原則を考慮し、既存の景観関連計画、地域協議会における委員意見、地域ビジョン策定時の住民意見の3つから地域景観の特徴や地域イメージを表すランゲージを抽出した。

②「ランゲージの精査」

近似したランゲージを統合するとともに、校歌やその他関連計画に用いられているランゲージをもとに精査した。さらに、地域協議会や策定委員会における委員意見をもとに、より分かりやすく、興味を惹くランゲージへとブラッシュアップした。

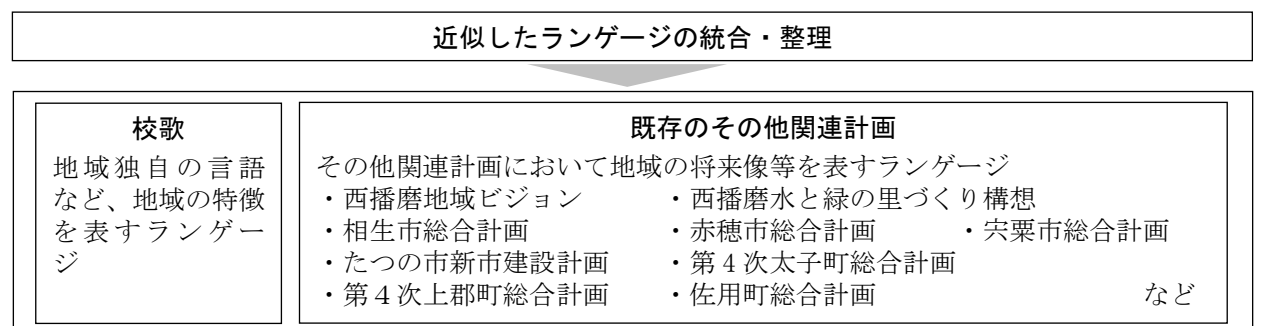
***個別方針（デザインランゲージ）の設定方法**

① ランゲージの抽出



地域景観の特徴を表すランゲージ

② ランゲージの精査



地域協議会及び策定委員会における委員意見

個別方針（デザインランゲージ）

2. 『西播磨地域 地域景観の約束』

『西播磨地域 地域景観の約束』は、計16（場所9、ひと4、調和3）の「基本方針」「個別方針（デザインランゲージ）」を設定した。

- ・「地域景観の約束」は、地域景観形成に係る各主体（県民、事業者、県、市町）が今後の取組みにあたって、西播磨らしい地域景観づくりのために共有・配慮すべき事項として設定する。
- ・「地域景観の約束」は、現状景観の「西播磨らしさ」を把握・認識・評価するために用いるとともに、その現状認識の延長として、将来の地域景観形成のあり方を示すものとして設定する。
- ・「地域景観の約束」は、基本原則（景観認識の軸）、基本方針（基本原則を構成する景観要素を文言で表現）及び個別方針（デザインランゲージ：基本方針をワンフレーズで表現）により構成する。

基本原則	基本方針	個別方針（デザインランゲージ）
<p>「場所」 -場の認識に関する基本原則-</p>	<p>わたしたちは、自然、文化、歴史など地域の個性を認識し大切にします</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○2つの母なる清流、千種川・揖保川により流域生活文化圏を形成し発展してきた地域であり、この美しい母なる清流を守り継承する。 ○母なる清流 ○千種川・揖保川の南北方向の交流、内陸の街道網、海際の繋がりなど古今東西の交流ネットワークを大切にすると共に、これらのつながりを活用し、将来世代に伝える景観形成を進める。 ○古今東西のつながり ○屏風状に連なる山並み、急峻な山裾と山稜による彫り深くつながるまっすぐの谷、折り重なる尾根と谷筋など地形的特徴を感じることでできる景観を大切にする。 ○彫り深い谷 ○古墳や社寺のある独立峰や城山を西播磨らしい景観形成の核として大切にする。 ○尊き神たちの森 ○播磨の奥座敷となる源流域の森から平野を経て海に至る、ひとつの繋がりとなる海への想いを共有することから景観形成を進める。 ○海への想い ○田園地帯の独立樹木や水田の中の果樹園、民有地の大木など、親しまれてきた緑を大切にし、これらを生かした景観形成を進める。 ○緑のアクセント ○季節や時間の変化とともに、風を感じ、光を感じる表情豊かな農や森林、気象の風景を大切にし、景観形成を進める。 ○移ろいの景 ○美しい星空を大切にし、将来にわたり維持されていくよう景観形成を進める。 ○星空との共生 ○光に満ちた青い海と空、点在する島々の瀬戸内海の景観を大切にし、将来にわたり維持されていくよう景観形成を進める。 ○光みつ海
<p>「ひと」 -人の営みに関する基本原則-</p>	<p>わたしたちは、人の繋がりがや活動が織りなす美しい景観を将来世代に受け継いでいきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○城下町や宿場町の美しくまとまりのある町並み、集落内の建築意匠、棚田の石垣技術などの意匠・技術や先人の教えや地域景観の馴染みを大切にし、次世代に受け継ぐ。 ○馴染みの住処 ○人々が活き活き働き、遊び、暮らしていくため、伝統的まつりや新たなイベントなどの祭りの景観を大切にする。 ○活気ある祭都 ○コミュニティのつながりを継承しながら、ゆとりある生活景観づくりを進める。 ○“ほっ”とする生活美 ○収穫の喜びや美しい自然とふれあうことにより、誰もがゆとりと安らぎを実感できる生活を推進し、農業・林業・漁業における賑わいの景観づくりを進める。 ○楽農
<p>「調和」 -場と場の均衡、場と人の関わりに関する基本原則-</p>	<p>わたしたちは、納まりやスケールなどの場と場の均衡、場と人の関わりを大切に配慮します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○川に接する集落や山裾に位置する集落など、コンパクトにまとまった集落の立地・空間構造を継承し、山里の佇まいやスケールに応じた「眺め」を意識した景観づくりを進める。 ○小さなムラ・マチ ○山・川・農地・集落の調和、山地と海岸が一体となる漁村、山地が背景となる新しい都市など、自然に即し、自然を活用し、自然と調和しながら成長する景観づくりを進める。 ○自然に即す成長 ○本来地域が持っている美しさを引き立たせるよう、余分なものを省くことによる景観づくりを進める。 ○省きの美

3. 西播磨地域 地域景観の約束 個別方針説明シート（デザインランゲージシート）

個別方針説明シート（デザインランゲージシート）では、地域景観の約束の各基本原則・基本方針のもとに設定された計 16 の個別方針（デザインランゲージ）それぞれについて、以下の 3 点を説明している。

- 個別方針（デザインランゲージ）が創り出している「地域景観の特徴」
- 個別方針（デザインランゲージ）を活用した地域景観づくりの施策や取組みを進めていく際の「必要な視点」
- 個別方針（デザインランゲージ）を活用していく際、活用方法を考える手がかりとなる「解説」

個別方針説明シート（デザインランゲージシート）は、行政においては、新たな計画策定や民間の開発許可や建築確認の際、住民や事業者等においては、各々の住宅等の建築や新たな地域活動を始める際などにおいて活用していくものとする。また、地域における勉強会や小学校などの総合学習、生涯学習の際のテキストとしての活用も考えられる。

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">母なる清流</p>	<p>○氷ノ山に連なる山々を水源林とした2つの母なる清流、千種川・揖保川により流域生活文化圏を形成してきた地域である。船運による産業の発展軸として、また、水とともに生きてきた西播磨の生活史における原風景を形成している。</p> <p>○豊富な流れが人を魅了する潤い景観を形成するとともに、河川の侵食作用により特徴的な谷景観が山から海に至るまで連続している。</p>	<p>○先人が見てきた美しい水の風景を大切に、将来世代に引き継いでいく。</p> <p>○くらしと密着した川づくりとともに、水の景を中心とした景観形成を進める。</p> <p>○水質浄化など河川環境の改善に努める。</p>

●地域の軸となる美しい流れ



千種川の流れ

上郡町



揖保川の流れ（たつの市新宮町）

たつの市新宮町

●清流とのかかわり



子供たちの遊び場となる川

佐用町南光



マチの発展を支える川

佐用町平福



千年前から飲用される水

宍粟市一宮



大正時代の鮎狩風景

たつの市竜崎
※「むかしの西播磨」より

●清流と産業

<塩田>

赤穂の塩田開拓は、恵まれた気象条件に加え、広い砂州、塩の干満の差が1~2mもあるという絶好の地理的条件を利用して盛んになった。

<淡口醤油>

淡口醤油は約300年前から始まり、揖保川の水質は鉄分が少なく淡口醤油の生産に適し、脇坂藩の保護のもと発達した。

<皮革>

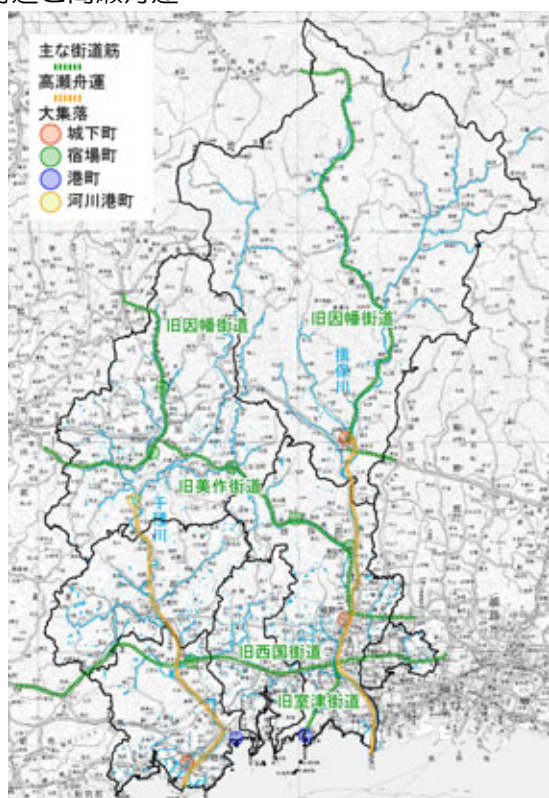
播磨平野を潤す揖保川水系林田川が生み出した龍野の特産のひとつで鎌倉時代からの伝統をもつ良質の皮を生産している。



千種川のデルタ地域に広がる塩田（昭和43年）

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>古今東西の つながり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○城下町や宿場町など独立した小圏域がつらなり、歴史的に培われた個性豊かな地域景観を呈している。 ○千種川・揖保川を軸とした南北方向の交流と街道網や海際をつながりによる東西方向の交流によって支えられてきた地域である。 ○個性と交流の相乗効果により、多様な景観が形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個性的な景観を保全・創出するとともに、交流のネットワークづくりを進める。 ○広域的な軸を具現化するための樹木等の繋がりやコミュニティの繋がりをつくっていく。

●街道と高瀬舟運



●街道でつなぐ

西播磨地域における旧因幡街道の宿場は、鶯崎宿（兵庫県たつの市）、千本宿（兵庫県たつの市）、三日月宿（兵庫県佐用郡佐用町）、平福宿（兵庫県佐用郡佐用町）であり、このようなマチを線的につないでいく。



当時の面影が残る街道筋の景観

●かつての河川でのつながり

揖保川は水量が豊富で、河川交通の条件も良く、舟運の利用度は高かった。舟は出石（山崎町）まで遡航でき、内陸水域の年貢米・小麦・大豆・木材・薪炭などのほかに醤油が川を下り、臨海地域の塩（赤穂・網干）・肥料・雑貨などが内陸へ送られた。上り三十石、下り五十石積の高瀬舟で移送されている。龍野市と山崎町は揖保川水運の中継地と遡航終着地として繁栄した。



赤穂市 ※「むかしの西播磨」より
高瀬舟による塩の運搬風景

●海岸をつなぐ



<西播磨なぎさ回廊計画>

○めざす姿

西播磨地域の優れたなぎさを多様な主体の連携によって、将来にわたって守り、創り、楽しみ、さらには育むことによりなぎさを舞台とした人と人、地域と地域及び様々な情報などの交流・ネットワークが形成されることを目指していきます。



たつの市龍野 ※「むかしの西播磨」より
網干まで高瀬舟が往来し、舟運が盛んだったころの揖保川は川幅も広く、河畔には松が並び風情ある景観となっていた。

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
彫り深い谷	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の侵食作用により、急峻な山裾で構成される谷が繋がっている。 ○狭く長い谷底平野、多方向の視界を有する河川合流点、蛇行する河川などによる特徴的な景観が形成されている。 ○谷から望む山容は、屏風状に連なった景観、折り重なった景観を呈しており、存在感を呈している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○谷の奥行きある眺望を確保するため、建築物や土木構造物が視界を遮らないよう配慮する。 ○谷から見える山容を大切にする。 ○良好な景観が望める場所においては眺望スペースを確保する。

●谷の形態と谷から望める山容



穴栗市山崎

狭く長い谷の直線的な視界



佐用町上月

河川合流点の多方向性の視界



穴栗市山崎

急峻な山裾



たつの市

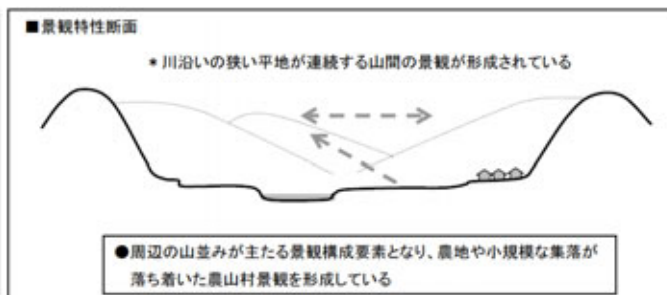
屏風状に連なる山並み

●源流域の谷の景観特性



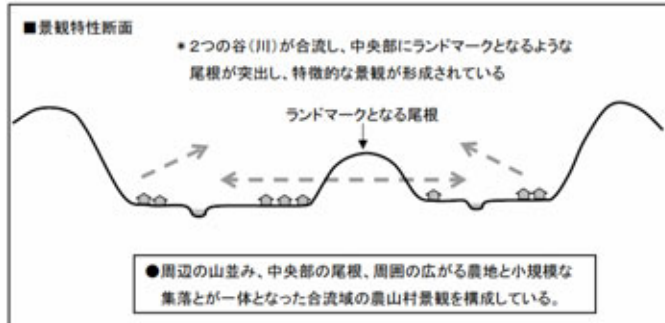
「ふるさとの風景づくり指針」より

●上流域の谷の景観特性



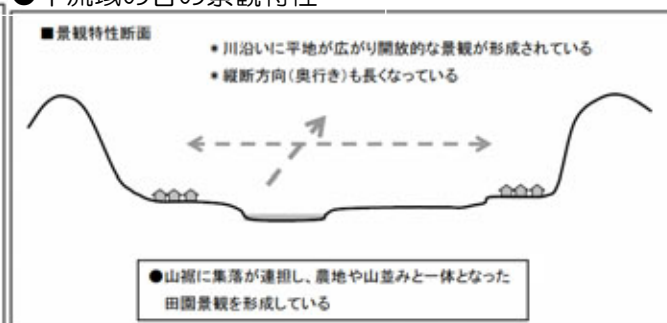
「ふるさとの風景づくり指針」より

●合流域の谷の景観特性



「ふるさとの風景づくり指針」より

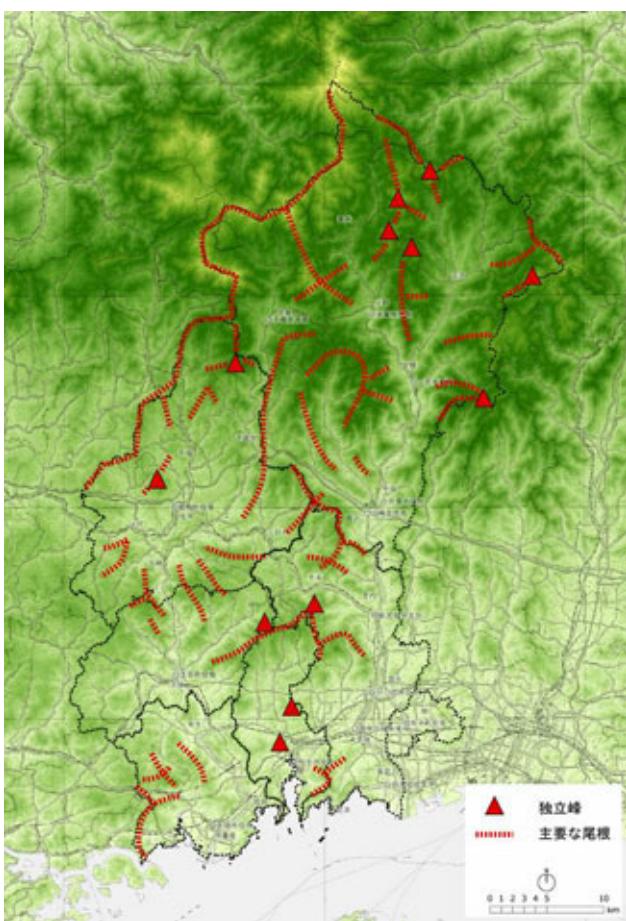
●中流域の谷の景観特性



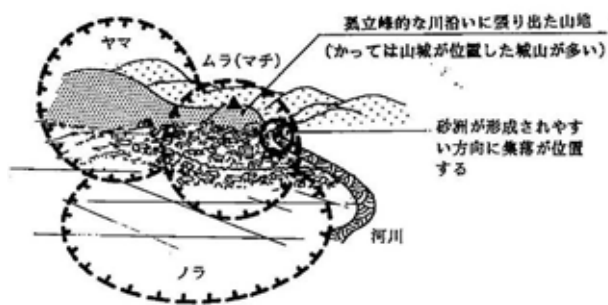
「ふるさとの風景づくり指針」より

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
<p>尊き神たちの森</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平野部の独立峰がランドマーク性の高い緑の一里塚となっている。 ○2つの河川が合流する場所においては、河川を2分する尾根筋が独立峰のように視認でき、印象的な景観を形成している。 ○このような独立峰は、古墳や中世から近世の城跡、社寺である場合が多く、生活の場からの馴染みのある眺望対象として、又、地域を一望できる視点場としての役割を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先人が築き上げてきた自然との関係(思いや憧憬)を大切に継承し、将来世代へと引き継いでいく。 ○ランドマークとなっている独立峰や城山を周辺環境を含めて保全するとともに、地区の眺望点として活用する。

●独立峰の分布図



●独立峰の立地特性



【川に接する集落】

「播磨ランドスケープ広域計画報告書」より

●山裾に社寺を抱く独立峰



宍粟市山崎町

●平野部に点在する独立峰

●ノラとヤマ



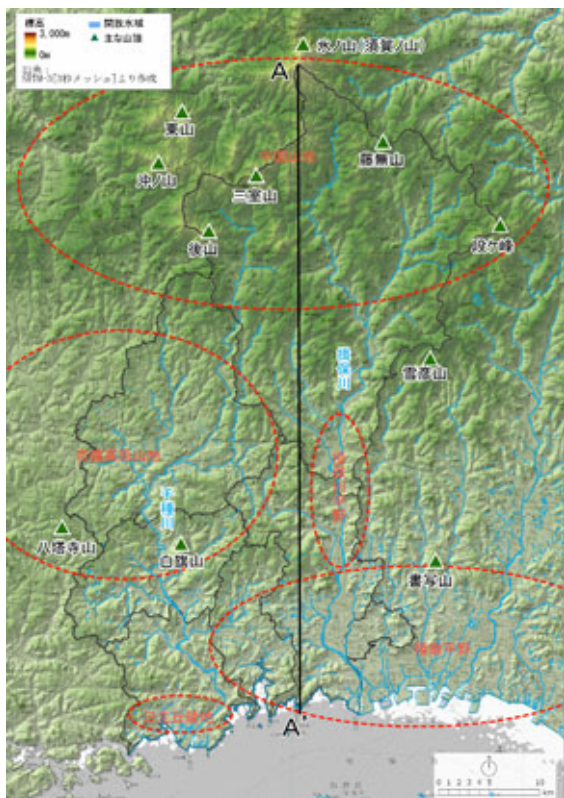
揖保川中流域



たつの市揖保川町

西播磨の特徴である広がり構成している河川沿いの集落では、国見山のような川辺に張り出した孤立峰的山塊を有している。こうした山塊にはかつては山城が位置したものが多く、このため、校歌でも読まれている。また南の河川沿いから見ると順光で軸線方向のランドマークやアイストップとなり、流域を見下ろす視点場でもある。

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>海への想い</p>	<p>○氷ノ山から海際に至るまで山稜がつらなり、大きな連続景観を形成している。その山稜のスカイラインは印象的な景観を呈するとともに、海の景観に想いを馳せるきっかけともなっている。</p> <p>○西播磨の海岸線は貴重な自然を残す沈降海岸となっており、同時に氷ノ山に連なる山々も貴重な自然景観となっている。</p>	<p>○流域をひとつのまとまりとして認識し、土地の持つ魅力を高める。</p> <p>○山から海に至る河川環境や生物生息環境を皆で守る活動を展開する。</p>



●千種川圏域清流づくり委員会の活動

千種川圏域清流づくり委員会は、「千種川は地域の貴重な共有財産である」という共通認識のもとに、地域住民、団体などと行政が連携をしながら、地域住民、団体による自主的、主体的な活動の展開、流域の内外の人々の交流を進めるとともに、千種川に関する情報の発信を積極的に行うため平成14年4月に設立した。

【活動】

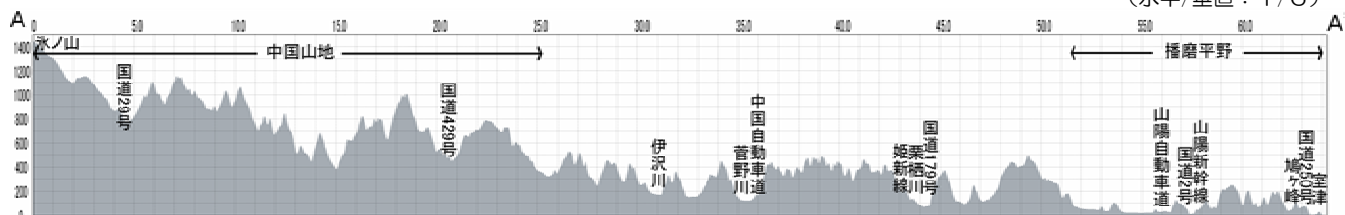
- 平成19年度
「アユの遡上観察とシジミ掘り」、「冷たい千種川でじゃぶじゃぶ川遊び」、「川と海の接点を探ろう！」
- 平成18年度
「鞍居川での川遊び～川魚をとって食べよう！」、「川と海との接点を探る 磯の生物観察！」、「たき火」



出典：兵庫県ホームページ「千種川圏域清流づくり委員会」

●海へのつながり

(水平/垂直：1/6)



上流域の貴重な自然景観



中・下流域の豊かな水の景観



貴重な自然を残す沈降海岸

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>緑のアクセント</p>	<p>○広がる農地に立つ一本の大木、河川際の大木、河川に浮かぶ緑の小島、鎮守の森、邸内の大木など、広がる視界の中で点となる緑がランドマークとなっている。こうした点景は意識的に守られてきたものである。</p> <p>○河川沿いの竹林や水田の中の果樹園は、景観の彩りや方向性を与えるランドマークとなっている。</p>	<p>○古くから存在し、地域に馴染み深い大木や樹林を大切にし、地域の誇りを守る。</p> <p>○シンボルとなる樹林の見え方を阻害しないよう配慮する。</p>

●地区の誇りとなる寺院の大木



●河川景観を特徴付ける大木



●地区のシンボルとなる緑



●街の点景を形成する社寺の緑



●風格を創出する鎮守の森



●河川の方角を認識させる河畔林



●「ふるさとの風景づくり指針」における樹木保全の考え方

屋敷林や巨樹・巨木、工夫のなされた生垣などを保全するとともに、育成していくことにより、気候や風土を反映する地域固有の景観の魅力に配慮します。また、緑の保全にあたっては、保存樹木や保存樹林などの制度を活用することも検討します。

※保存樹木、保存樹林等の制度の導入

地域の歴史を今に伝える巨樹・巨木や鎮守の森などについては、保存樹木や保存樹林等の指定（条例等による）を行っていくことが、地域固有のシンボルとして保全していく上で大変効果的です。法律による風致地区の指定や緑地保全地区の指定などは、保全していく上でさらに効果があります。

●緑条例における樹木保全

（樹木等の保全）

開発区域内に次にあげる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りではない。

- (1) 良好な地域環境を形成している樹林
- (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存在する箇所
- (3) 地域に親しまれている樹木が存在する箇所

※川とさとの区域、まちの区域、伝統的なまちの区域、では3項目とも対応。

森を生かす区域、高原の区域では、(2)のみ対応

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
移ろいの景	<ul style="list-style-type: none"> ○西播磨地域では、多様な農作物生産が行われており、四季折々の表情豊かな風景を展開している。 ○緑の山並みを背景に、秋季には黄金の稲穂が波立つ風景に代表され、各河川がもたらした恵みを感じ取れる。 ○自然林・人工林、また、針葉樹・常緑樹・落葉樹など多様な表情の森林が季節ごとに美しい景観を呈しており、農風景と合わせて色彩豊かな景観を形成している。 ○朝霧や夕日など、刻々と変化する神秘的な景観が、訪れる人々に感動を与えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○西播磨の美しさの原点である農地と森林、気象の織りなす風景を皆で大切にしていく。 ○多様な林相の創出と林床管理により森林の健全化を図る。 ○広がりのある一体的な景観を享受できる眺望点づくりを進める。 ○休耕田における景観作物の推進を図る。

●風や光を感じる季節の風景



穴粟市山崎
黄金に輝く稲穂が実りの豊かさを感じさせる



佐用町乙大木谷
百選の棚田が光を感じさせる



上郡町赤松
川のススキが風を感じさせる



佐用町三日月
ひまわりが太陽を感じさせる

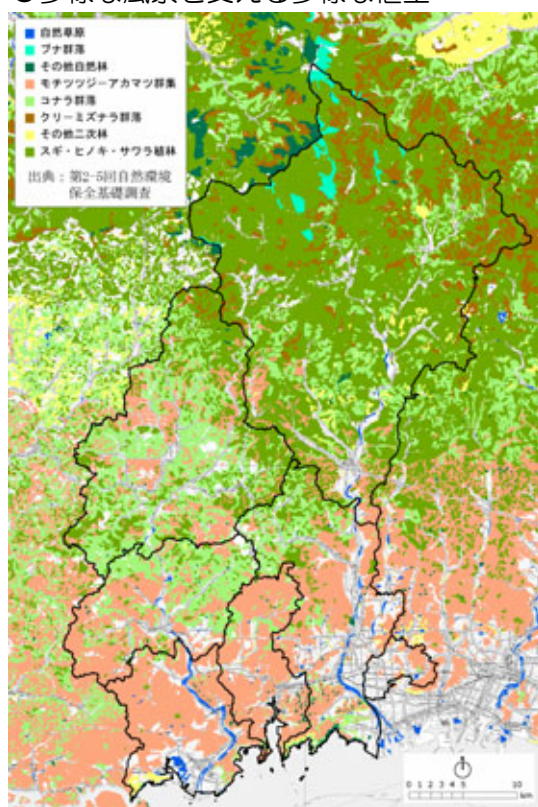


上郡町
コスモス畑が風を感じさせる



穴粟市音水
紅葉が光を感じさせる

●多様な風景を支える多様な植生



●西播磨地域の農風景を彩る特産品等

地域名	主な特産品
西播磨各地	・花菖蒲、バラ、 ・コスモス
佐用町	・こんにゃく、もち大豆 ・そば、ひまわり
太子町	・太子みそ、いちじく、竹の子
たつの市	・御津大根、にんじん、ねぎ ・ウメ、梅酒
相生市	・メロン ・柚子
穴粟市	・自然薯 ・ブルーベリー、りんご、ブドウ
赤穂市	・麦、大豆
上郡町	・モロヘイヤ ・かわらけつめい (葉草) ・小麦

※市町資料より作成

●幻想的な風景



音水湖の雪化粧



佐用の朝霧



新舞子海岸の干潟



万葉の岬の夕日

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<h2 style="margin: 0;">星空との共生</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ○気候的好条件により美しい星空が観察でき、夜を彩る景観として地域住民、観光客に愛されている。 ○一方、都市活動の活発化により、夜間照明が増加し、星空鑑賞を阻害する地域も発生しつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○星や月、ホタルなど夜間に現れる自然のひそやかな光を大切にする。 ○光害を起こさないよう照明器具の設置や使用方法について配慮する。

●宵に瞬き始める星空

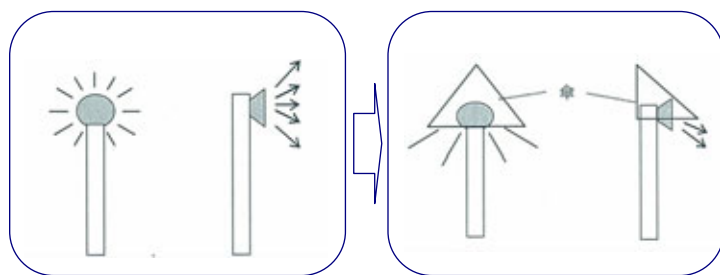
<宵>



<昼間>



●屋外照明器具の使用法の例



「星空景観形成地域ガイドライン」より

星空景観形成地域—照明基準
(屋外照明器具)

- ・位置：必要最小限の箇所に設置し、使用しなければならない。
- ・その他：
 - (ア) 垂直に設置した場合、上方光束比 5%以下となる照明器具を上方光束比 5%以下となる向きに設置し、使用しなければならない。
 - (イ) (ア)以外の照明器具を設置し、使用する場合は、光源の下端と照明器具の上部の傘その他の遮へい物の縁を結ぶ線が水平以下となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにしなければならない。

●照明による環境影響

野生動植物への影響

- ・ホタル・夜行性鳥類の消失
- ・害虫の誘引
- ・貴重種の誘殺
- ・街路樹の変形

天体観測への影響

- ・大気中の水分や塵などで拡散され夜空が明るくなる

交通機関への影響

- ・信号機、海上灯火、航路標識の視認性に影響を与え、安全性に支障を生じる

居住者への影響

- ・安眠妨害
- ・プライバシーへの影響

農作物・家畜への影響

- ・イネやホウレンソウの生育障害
- ・家畜の生理不順

歩行者への影響

- ・不快なグレア(眩しさ)
- ・歩道の照度不足

「光害対策ガイドライン」
平成 10 年 環境庁より

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>光みつ海</p>	<p>○瀬戸内海を望む景観は、光に照らされ輝く海と空に占められた雄大な景観の中に島なみの浮かぶ美しい景観を呈している。</p> <p>○海際まで丘陵が張り出しているため、海を臨む眺望点が多く、多様な海景観を享受できる。</p> <p>○筏や漁船など活動の景観や、渡り鳥などの動きを感じられる景観が雄大な海の景観に特徴を与えている。</p>	<p>○海への眺望を享受できるように眺望点の整備を検討する</p> <p>○工作物の設置の際には、眺望を阻害しないよう、配慮する。</p>

●表情豊かな海の景観



たつの市新舞子海水浴場



赤穂市坂越湾に浮かぶ生島



相生市遠見山公園から相生湾へ



たつの市室津港



赤穂市赤穂御崎から播磨灘へ



相生市万葉の岬から相生湾へ



たつの市御津自然観察公園から姥嶽山へ



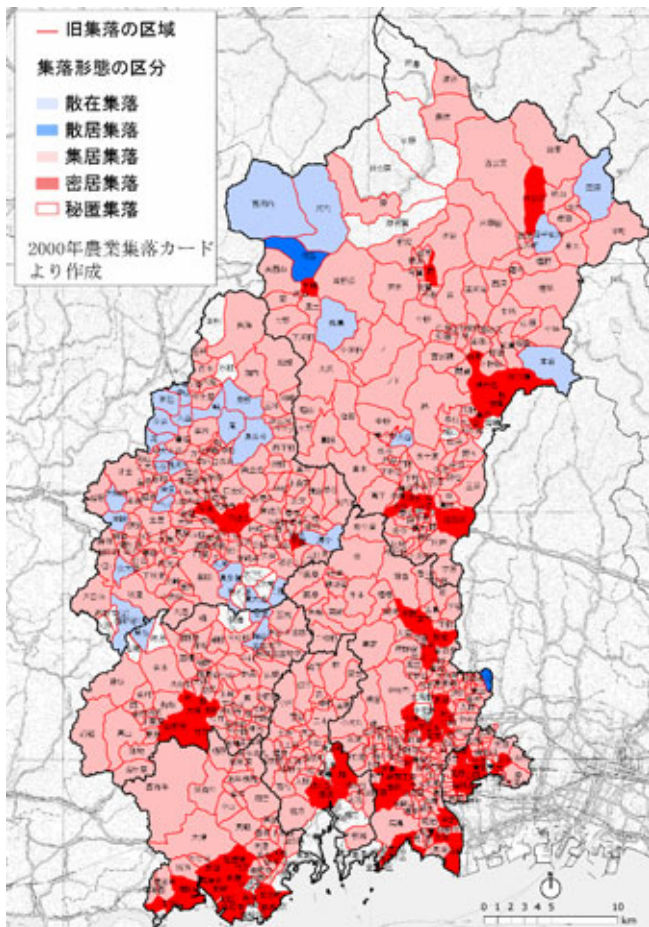
赤穂市坂越湾の日の出



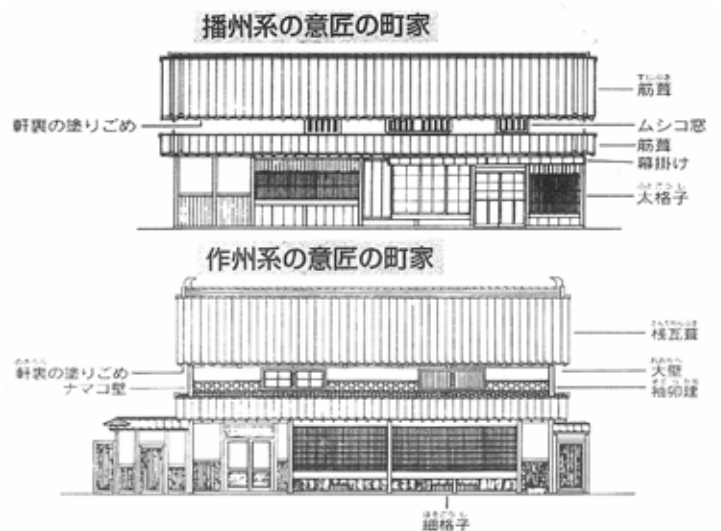
相生市万葉の岬から地ノ唐荷島へ

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
<p>馴染みの住処</p>	<p>○各集落は個別の風土に即し、先人により培われてきた集落形態や建築様式を持ち、それぞれ異なる印象を呈している。</p> <p>○城下町、河川港町、港町、宿場町、門前町など西播磨の町は、それぞれ特徴的な景観を残しており、地域の個性を提供している。</p>	<p>○地区ごとの集落形態・建築様式等に馴染ませ、まとまりのある町並みを形成する。</p> <p>○工作物・広告物等についても修景を検討する。</p> <p>○棚田の石積みなど培われてきた技術、小祠や一里塚等を大切に継承していく。</p>

●集落形態の区分



●建築意匠の例



出典：西播磨地域の緑条例運用指針

●昔の町並みと伝統技術



かつての室津は、海に面した家並みに風情があり、文化人にほめたたえられた

昔から伝えられてきた石積み技術により、現在の棚田景観が支えられている

●自販機の修景例



出典：景観形成地区（山崎町山崎地区）指定調査 報告書

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>活気ある祭都</p>	<p>○ちゃんちゃこ踊や獅子まい神事、坂越船祭りなど、農村、漁村、社寺を舞台とした古くからの伝統行事が多く残っており、地域特有の景観を形成している。</p> <p>○赤穂義士祭やペーロン祭など観光客も多く全国的に有名な新しい祭りやイベントも多く開催され、城下町や海などの地域環境を背景とした賑わいの景観が形成されている。</p>	<p>○伝統行事の対象となる資源と背景となる環境を一体的に保全し、地域特有の賑わいの風景を継承していく。</p> <p>○祭りが継続して開催されるよう、地域のコミュニティを大切にする。</p>

●西播磨地域の主な年中行事

1月	一宮春風凧揚げまつり	宍粟市一宮町	6月	山崎町さつき祭り	宍粟市山崎町
	恵比寿神社（十日恵比寿祭）	宍粟市一宮町		赤穂しおばなまつり	赤穂市
	坂越かきまつり	赤穂市	7月	みつまつり	たつの市御津町
	相生かきまつり	相生市		ひまわりまつり	佐用町
2月	みつ梅まつり	たつの市御津町		夏越祭	たつの市
	東山雪の祭典	宍粟市波賀町		みつ海まつり	たつの市御津町
	太子春会式	太子町	妙見社夏まつり	宍粟市千種町	
	天満神社祭礼	たつの市新宮町	川の都 かみごおり川まつり	上郡町	
3月	ひな流し	たつの市龍野町	8月	坂越たこまつり	赤穂市
	ふれあいハツキ展	相生市		龍野納涼花火大会	たつの市龍野町
	みつ菜の花まつり	たつの市御津町		山崎納涼夏祭り	宍粟市山崎町
	ちくさ高原雪まつり	宍粟市千種町		原の火まつり	太子町
4月	龍野武者行列	たつの市龍野町	奇祭 さいれん坊主	たつの市龍野町	
	赤穂御崎夜桜ライトアップ	赤穂市	チャンチャコ踊り	宍粟市一宮町	
	龍野さくら祭	たつの市龍野町	太子夏会式	太子町	
	さくらまつり	佐用町	日限地藏尊夏祭	佐用町	
	かみごおり桜まつり	上郡町	伊和神社 油方燈	宍粟市一宮町	
	小五月祭	たつの市御津町	八朔のひなまつり	たつの市御津町	
	御崎さくらまつり	赤穂市	9月	横山チャンチャコ踊	宍粟市一宮町
	大石神社“春の義士祭”	赤穂市		観月会	赤穂市
	伊和神社春季大祭・弁天祭	宍粟市一宮町	10月	富嶋神社の秋祭り	たつの市御津町
	揖保川さくら祭	たつの市揖保川町		伊和神社秋季大祭	宍粟市一宮町
	天王さん春まつり（お田植え祭、穂揃い祭、安全祈願祭）	上郡町		早玉神社秋祭り	たつの市御津町
	ひらふく桜まつり	佐用町		平家まつり	上郡町
	上月町桜まつり	佐用町		坂越船祭り	赤穂市
	ちくさ桜まつり	宍粟市千種町		榎八幡神社獅子舞	たつの市龍野町
	千種念仏	宍粟市千種町	佐用都比売神社 秋の大祭	佐用町	
	たいし レンゲまつり	太子町	11月	室乃津祭	たつの市御津町
5月	御形神社春まつり	宍粟市一宮町		白旗城まつり	上郡町
	藤まつり	宍粟市山崎町		もみじまつり	相生市
	相生ペーロン祭り	相生市	12月	赤穂義士祭	赤穂市

●赤穂義士祭



●伊和神社の秋祭り

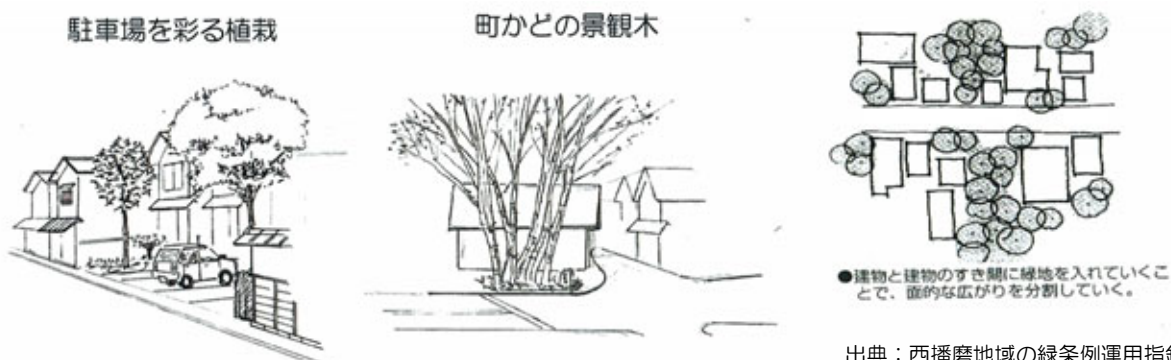


●相生ペーロン祭



個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>“ほっ” とする生活美</p>	<p>○市街地において、並木や交差点部の緑化により潤いある市街地景観が創出され、居住者や訪問者の目を楽しませている。</p> <p>○一方、田園部の集落や歴史的な町においては、生活者が集える場所が求められており、ヒューマンスケールの緑景観の創出が求められている。</p>	<p>○木陰で集える場を創出するなど、ゆとりある生活環境づくりをすすめる。</p> <p>○ボランティアを通じて川や町の美化活動を行うなど、景観に対する意識を高めていく。</p>

●境界や辻の景観木



開発区域の境界部や建築物等の近傍及び道路・河川沿い、駐車場周りなど、境界部に緑地を配し、樹木や竹、芝などを用いた緑化修景を工夫する。下記のような町並みづくりの上で重要な箇所では、特に緑化の工夫をする。

- まちかどなど、周囲から見通される場所
- 道路沿いなど、歩行者が通行する場所
- 公園緑地や河川沿い、樹林地近傍など、潤いある景観を作る上で重要な場所
- 駐車場など、アスファルト、コンクリート、砂利などにより無機質になる場所 など

●玄関先や軒先を演出する緑



●街かどの東屋

●アドプトプログラム



宍粟下徳久線（主要地方道53号線）及び菅野川



石倉太子線（一般県道420号線）及び大津茂川

●沿道花かざり事業



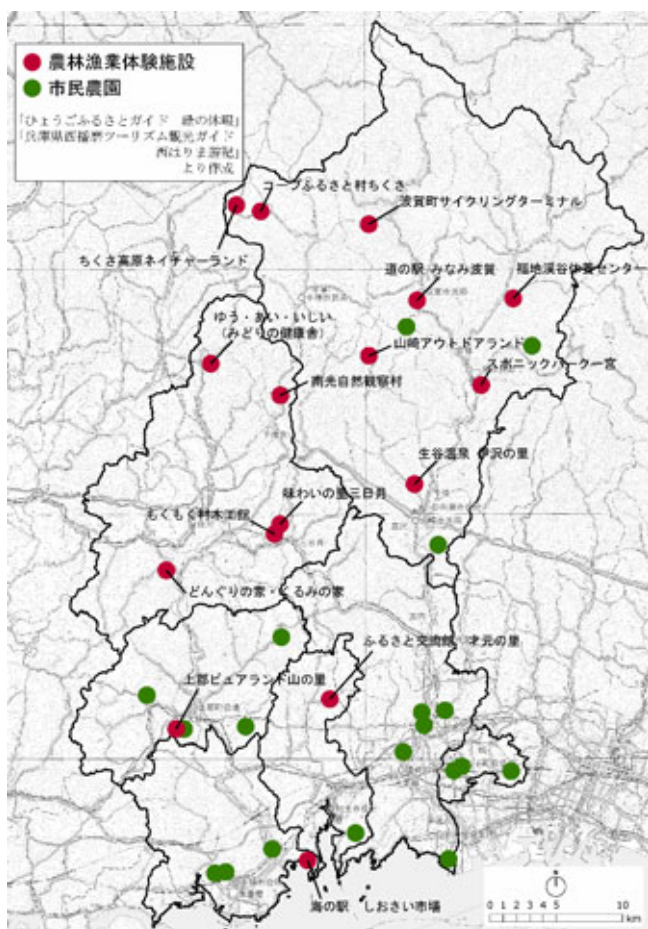
上郡三日月線（主要地方道28号線）



高田上郡線（一般県道385号）

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
<p>らくのう 楽農</p>	<p>○家庭菜園・市民農園等による農作業体験、棚田保全・森づくり等の農山村ボランティア等を通じて、農村を舞台とした賑わい景観が創出されている。</p> <p>○林業や漁業においても、観光を視野に入れた自然体験が求められている。</p> <p>○多自然居住や二地域居住の進展により、自然景観の維持・育成の担い手が育ちつつある。</p>	<p>○楽農生活を推進し、都市と農山漁村の交流を活性化させ、賑わいの景観を担保するとともに農山漁村の美しい景観の担い手を育成する。</p> <p>○定住人口を増やすことにより集落における景観維持を図る。</p>

●活発に展開される農体験



出典：兵庫楽農生活センターホームページ

●漁業体験



出典：兵庫楽農生活センターホームページ

乗船体験

定置網漁又はカゴ漁など
調理実習

乗船体験で捕れた魚を使ってわっぱ汁、浜めし作り

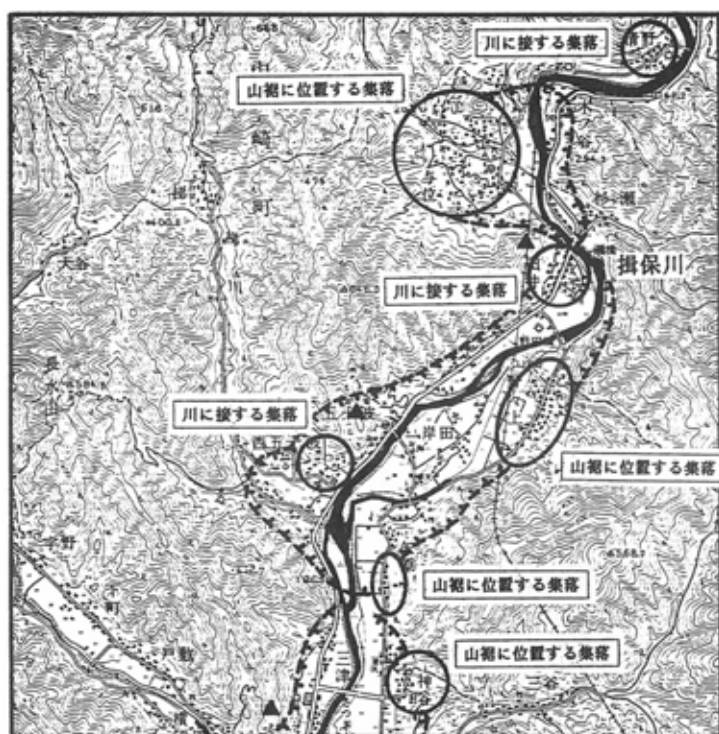
楽農学校

- ・生きがい農業コース…約6ヵ月間にわたり、基礎的な農業の知識と技術の習得を目指します。
- ・就農コース…1～2年間にわたり、栽培から農業経営の総合的な知識と技術の習得を目指します。
- ・アグリビジネスコース…「農産物加工コース」と「農産物直売コース」に分かれ、新たな分野の農業を展開するための知識や技術の習得を目指します。

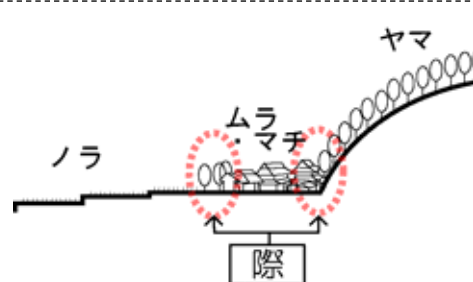
※兵庫楽農生活センターより

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
<p>小さなムラ ・マチ</p>	<p>○地形に対応してムラ・マチの小さなまとまりが点在し、その佇まいが魅力的な景観となっている。</p> <p>○“川に接する集落”と“山裾に位置する集落”に大別され、それぞれ川と山と農地との関係により、特徴の異なる景観を形成している。</p>	<p>○ヤマ・ムラ・マチ・ノラ・カワの立地の相互関係と土地利用の際の美しさを継承する。</p> <p>○集落（ムラ・マチ）の小さなまとまりを保ち、沿道のスプロールを抑制する。</p>

●小さなムラの立地（川に接する集落と山裾に位置する集落） ●際



出典：播磨ランドスケープ広域計画報告書



●小さなマチ



海に面するマチ



川に接するマチ

●景観の単位となる領域



ヤマ・カワ・ノラ・カワといった連続した土地利用の調和、その環境システムの継承が基本となります。



出典：西播磨地域の緑条例運用指針

- ・ 際とは、ヤマ、ムラ、ノラ、マチの各土地利用の境界部分である。
- ・ 集落や小丘、社叢林などの緑の塊が浮かんで見える風景は、際のしつらえ方により創り出されている。
- ・ 近年はスプロールにより、かつてほど際が明確ではなくなっている。
- ・ 際は重要な視点場ともなる。

個別方針（デザインランゲージ）	地域景観の特徴	必要な視点
自然に即す成長	<ul style="list-style-type: none"> ○背景となる山地や海岸線と一体となった漁村など、山・川・海などの自然の景観要素を身近に感じ、自然に即した豊かな景観を形成している。 ○播磨科学公園都市など新しい街においても、山並みを背景とするなど地域環境と調和した景観となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○先人により築き上げられた自然を身近に感じられる景観を大切に、新たな施設立地等にあたっては自然に即した景観をつくる。 ○背景となっている山容を保全し、これに調和する建築物等の大きさや形態、配置、色彩、素材を検討する。 ○自然景観と調和する自然素材や在来種を尊重した修景を行う。

●自然を身近に感じる景観



佐用町平福

山をアイストップとするマチ



赤穂市坂越

山を背負い海を望むムラ



たつの市

川を望むマチ



佐用町目高

地形に即したムラ



たつの市龍野

丘陵と一体となるマチ



光都

新しい自然調和をつくるマチ

●西播磨地域木材利用事例集の活用

土木構造物において環境に優しい空間づくりをめざして、しそ森林王国などの間伐材を積極的に活用し、今後さらに利用拡大を図るための木材利用事例



植樹帯

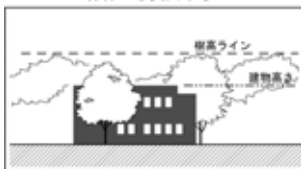


低水護岸工

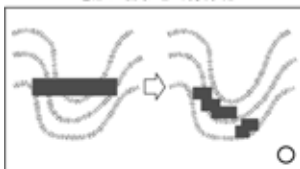
出典：西播磨地域木材利用事例集

●森林と調和する建築物の形態

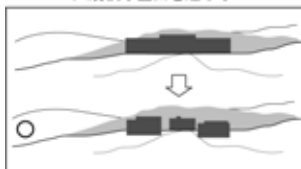
森林から突出しない



地形に合わせて分節化



大規模な壁面を造らない



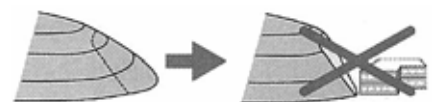
●緑化修景が必要な状況

- 自然の中にコンクリートがむき出しになるなど「素材の相違」
- 周囲の樹木よりも高い建物が建つなど「規模の相違」
- 自然にはない原色を用いるなど「色彩の相違」

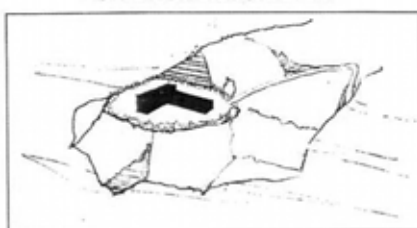
出典：西播磨地域の緑条例運用指針

●山容保全と開発の考え方

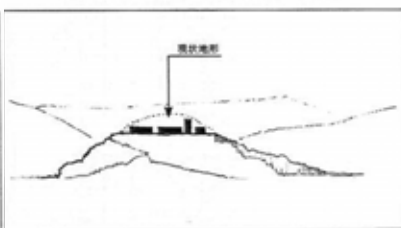
造成を伴う開発行為や建造物等の建築にあたっては、これら地域の特徴的な景観を壊さないよう、敷地内のみならず遠い視点場からの見え方などにも留意して、開発地の選定及び計画の検討を行う。



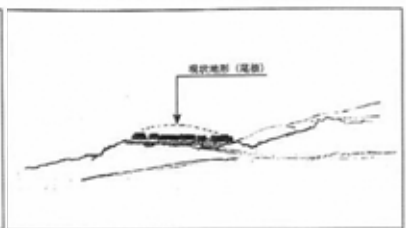
×突出尾根では開発しない



×独立峰頂部では開発しない



×山の稜線では開発しない



出典：西播磨地域の緑条例運用指針

個別方針 (デザインランゲージ)	地域景観の特徴	必要な視点
省きの美	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造物・工作物などを作りすぎないことにより、地域が本来持っている自然の美しさを引き立たせている。 ○ 一方、平坦な農地にあり視界を遮る並木、海への視線を遮る防護柵、背景となる樹林に不調和な広告物などが、美しい自然景観を阻害している場合もみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建造物・工作物等を作らない、設置しないなど、余分なものを削ぎ落とし、周囲の山々、河川、海、歴史・文化資産、農村風景などを望む眺望に配慮する。 ○ 工作物を設置する場合は、眺望の視対象となる景観との調和に配慮し、大きさや形態、配置、色彩、素材について検討する。

● 周囲の自然・文化景観への眺望を阻害しないための工作物等における配慮

(例1) 西播磨道路景観マスタープラン ※山地ゾーン—田園・集落地より主な項目を抜粋

防護柵	必要性を十分に吟味し、防護柵の設置および更新を検討する。 車両用防護柵の形状は、奥行きある景観への視界を阻害しないガードパイプとする。横断防止柵の形状は縦棧のパイプフェンスとする。転落防止柵の形状も縦棧のパイプフェンスとする。 色彩は、低彩度低明度の山地を背景とする場合が多いため、ダークブラウンとする。
標識類	必要最小限のものを統一的に配置する。 標識の裏側は近景の山並みを背景にするためダークブラウンでの着色を検討する。
植栽	道路植栽はしないことを基本とする。
照明	必要性を十分に吟味し、照明の設置および更新を検討する。
電柱類設置等	前後景観に十分配慮した電柱の配置計画、施設計画を事業者働きかけていく。



田園や山並みを道路景観に活かす場合は、必ずしも道路植栽を行う必要はない。
[桑原北山揖保川線(一般県道 440 号線)]
出典：西播磨道路景観マスタープラン



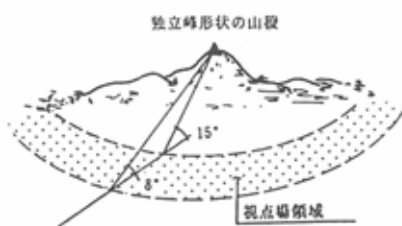
周囲の色調と合わせるとともに農地景観への視界を確保する

出典：西播磨道路景観マスタープラン

(例2) ふるさとの風景づくり指針 ※景観要素別風景づくりの進め方より主な項目を抜粋

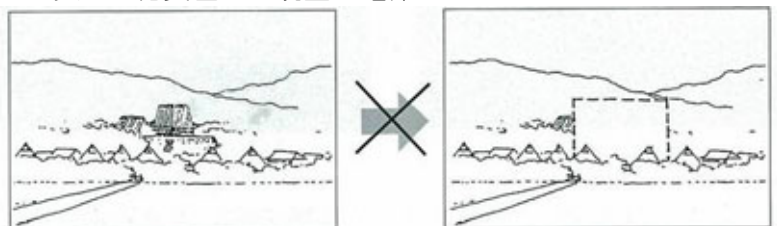
建造物	① 周辺のまちなみや自然とのつながり、まとまりに配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の緑や水辺などとのつながり、まとまりをつくる ・ スカイラインに配慮してつながり、まとまりをつくる ・ 田園(農地)とのつながり、まとまりをつくる
	④ 目立たせない工夫や乱雑に見えない工夫に配慮する	・ 眺望を阻害する配置を避ける
道路	② 地形や土地利用などの地域の特性に配慮する	・ 眺望を阻害する線形を避け、見通しを確保する
里山・森林・自然地形	② 周辺のまちなみや自然とのつながりに配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山並み、スカイラインに配慮する ・ 眺望の対象として阻害要素を除去・軽減する

● 独立峰に対する視点場領域



出典：播磨ランドスケープ広域計画報告書

● 歴史・文化資産への眺望の確保



出典：風景形成地域ガイドライン あすの景観をつくる 西播磨海岸地域

3章 地域景観形成の拠点となる区域の選定

本計画では、広域的な視点から計画的な施策展開を図っていくために、既往計画や関連計画を踏まえるとともに、「地域景観の約束」を用いた景観評価を行うことにより、地域景観形成の拠点となる区域を選定することとする。

1. 地域景観形成の拠点となる区域とは

(1) 地域景観形成の拠点となる区域の位置づけ

本計画で定める地域景観形成の拠点となる区域は、今後、県や市町が景観形成を進めていく際、重点的に施策を投入すべき区域と位置づける。

なお、ここで示す区域は、当面、重点的に施策を投入すべき区域であり、今後、社会情勢の変化等に基づく区域の追加及び除外の検討を随時行なっていくこととする。

(2) 地域景観形成の拠点となる区域の考え方

地域景観づくりに係る各主体が重点的に地域景観づくりに取り組む区域として「重点地区」及び「重点軸」の2種類の地域景観形成の拠点となる区域を選定した。

「重点地区」

- 対象：○ 伝統的な街なみ景観、緑豊かなふるさとの田園景観、優れた眺望を有する自然景観等を保全すべき地区
- 新たなまちづくりや重要な公園周辺等で優れた景観を創出すべき地区
 - 地域の玄関口等に相応しい景観へと修復を図るべき地区

想定される景観施策：

- 景観条例による景観形成地区の指定、緑条例による計画整備地区の認定等

「重点軸」

- 対象：○ 地域景観の骨格となる河川軸、道路軸
- 伝統的な街なみ景観を有する重点地区等を結ぶ道路軸

想定される景観施策：

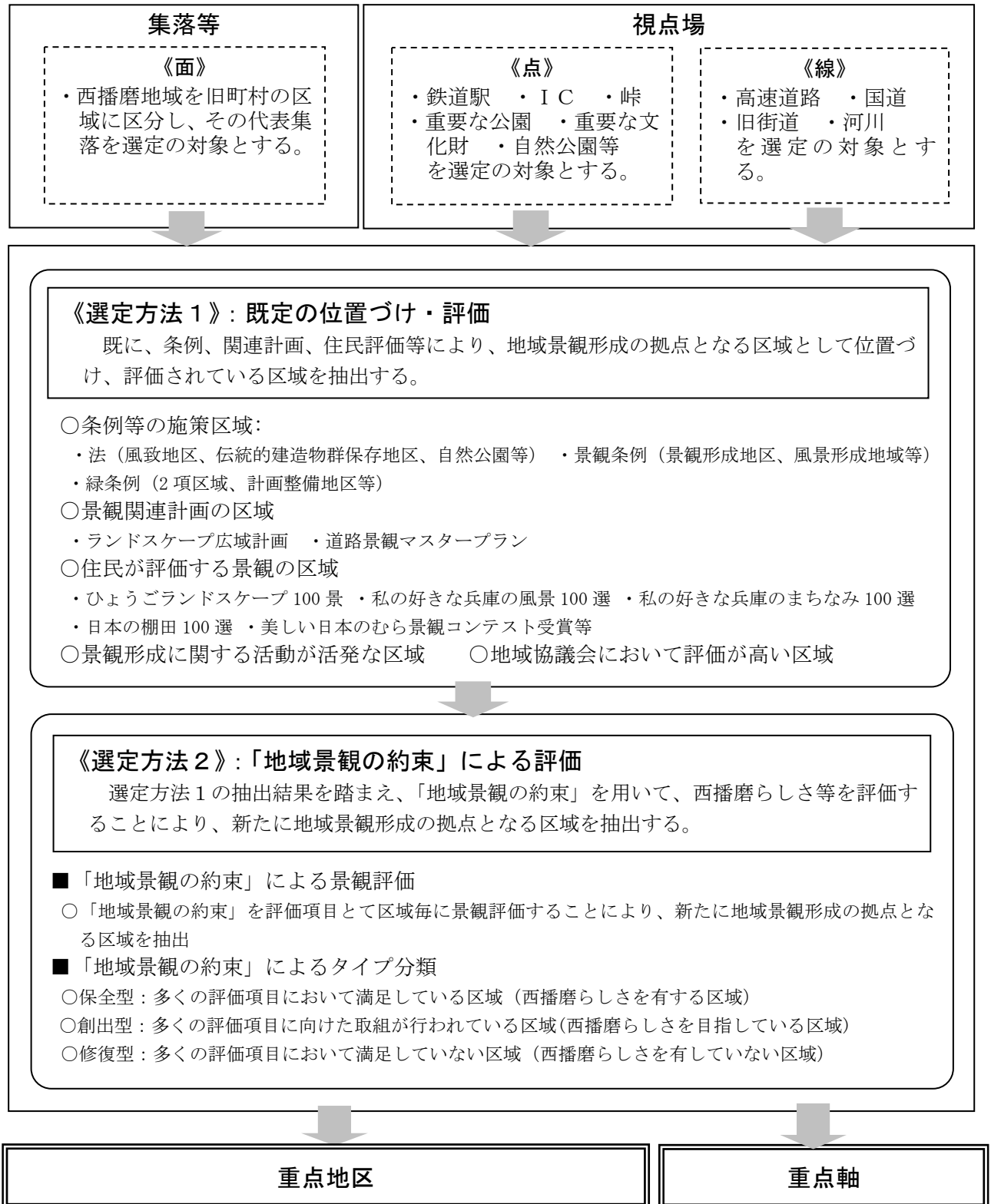
- 景観条例による風景形成地域、景観形成地区の指定等

地域景観形成の拠点となる区域の詳細な範囲や具体的な取組み方策は、景観づくりの実践過程で決定していくものとし、本計画においては、重点地区及び重点軸の概ねの場所と景観形成の方向性を示すこととした。

なお、重点地区については、集落の居住区域のみを重点地区とする場合や集落に付随する農地や山林なども含めて重点地区とする場合など、各地区の特徴に応じた区域設定を行なっていく。

(3) 地域景観形成の拠点となる区域の選定方法

地域景観形成の拠点となる区域の選定は、旧町村（昭和25年2月1日時点）の代表的な「集落等」（面）と鉄道駅や道路、河川、公園、自然公園等の重要な「視点場」（点と線）を対象として、既存の法制度や関連計画への位置づけや住民や学識者等による評価（「選定方法1」）と「地域景観の約束」による西播磨らしさの景観評価（「選定方法2」）の2つの指標から選定した。



《選定方法1》：既定の位置づけ・評価

既に、条例、関連計画、住民評価等により、地域景観形成の拠点となる区域として位置づけ、評価されている区域を抽出する。

- 条例等の施策区域：
 - ・法（風致地区、伝統的建造物群保存地区、自然公園等）
 - ・緑条例（2項区域、計画整備地区等）
- 景観関連計画の区域
 - ・ランドスケープ広域計画
 - ・道路景観マスタープラン
- 住民が評価する景観の区域
 - ・ひょうごランドスケープ100景
 - ・私の好きな兵庫の風景100選
 - ・私の好きな兵庫のまちなみ100選
 - ・日本の棚田100選
 - ・美しい日本のむら景観コンテスト受賞等
- 景観形成に関する活動が活発な区域
- 地域協議会において評価が高い区域

《選定方法2》：「地域景観の約束」による評価

選定方法1の抽出結果を踏まえ、「地域景観の約束」を用いて、西播磨らしさ等を評価することにより、新たに地域景観形成の拠点となる区域を抽出する。

- 「地域景観の約束」による景観評価
 - 「地域景観の約束」を評価項目として区域毎に景観評価することにより、新たに地域景観形成の拠点となる区域を抽出
- 「地域景観の約束」によるタイプ分類
 - 保全型：多くの評価項目において満足している区域（西播磨らしさを有する区域）
 - 創出型：多くの評価項目に向けた取組が行われている区域（西播磨らしさを目指している区域）
 - 修復型：多くの評価項目において満足していない区域（西播磨らしさを有していない区域）

重点地区

重点軸

《選定方法1》:既定の位置づけ・評価(西播磨地域 集落等)

集落等	関連計画等														住民等が評価する景観の区域								計	備考											
	景観条例			緑条例			市町景観条例等		法				その他関連制度等	景観関連計画等の区域			指定検討		ひょうごランドスケープ100景	私の好きな兵庫の風景100景	私の好きな兵庫のまちなみ100選	日本の棚田100選			美しい日本のむら景観コンテスト受賞	その他、まちづくり賞を受賞等	景観に関するまちづくり活動が活発な区域	地域協議会において委員による評価の高い区域							
	歴史的景観形成地区	風景形成地域	星空景観形成地域	計画整備地区	2項区域(伝統的なまちの区域)	2項区域(高原の区域)	2項区域(光都の区域)	景観形成地区等	風致地区	指定文化財(伝建地区・重文等)	広域公園等	自然公園		自然林(※)	風景整備拠点区域	風景整備重点区域	道路景観マスタープラン	伝建地区・景観形成地区・風景形成地域指定調査											緑条例計画整備地区調査						
相生市		●																																0	
相生																																	1		
矢野																																	1		
高穂市																																	0		
坂越(坂越)							●	●	●														●	●	●					●	●	10			
赤穂市							●	●	●	●																							10		
福浦																																	0		
有年																																	0		
上郡町																																		0	
鞍居																																	0		
高田																																	0		
上郡																																	0		
赤松																																	0		
船坂																																	0		
佐用町			●																														3		
江川(乙大木谷)			●																														1		
佐用			●																														1		
石井			●																														1		
長谷			●																														1		
平福(平福)			●		●					●						●	●						●	●	●		●	●	●	●	●	12			
三日月(三日月)			●		●											●							●										4		
大広			●																														1		
久崎(下秋月)			●																														5		
西庄(目高)			●																														6		
赤松			●																															1	
幕山(田和)			●			●																											4		
三河(上三河)			●																														2		
中安			●																														1		
徳久(林崎)			●																														3		
六栗市																																		0	
下三方																																	0		
三方																																	0		
神戸																																	0		
染河内																																	0		
繁盛																																	0		
河東																																	0		
芦原																																	0		
山崎(山崎町西町)																●	●									●			●	●	●	6			
城下																																	0		
神野																																	0		
菅野																																	0		
葛沢																																	0		
土万																																	0		
千種																																	0		
奥谷(飯見)																																	1		
西谷																																	0		
太子町																																	0		
石海																																	0		
太田(原)																																	1		
斑鳩(鶯)																●	●																5	斑鳩寺周辺地区	
竜田																																	0		
御津																																	0		
室津(室津)	●	●														●	●								●	●	●		●	●	●	10			
越部																																	0		
香島																																	0		
新宮																																	0		
西栗栖																																	0		
東栗栖																																	0		
河内																																	0		
神部																																	0		
半田																																	0		
神岡																																	0		
攝西																																	0		
攝保																																	0		
菅田																																	0		
龍野(龍野)	●																																8		
播磨科学公園都市							●									●	●																2		

(※)自然林:自然環境保全基礎調査(環境省自然環境局)において植生自然度が10又は9に該当する山林とする

●...4ポイント以上の集落等を選択(10地区)

《選定方法2》:「地域景観の約束」による評価(西播磨地域 視点場)

視点場	「場所」									「ひと」			「調和」			タイプ区分	備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			16
	母なる清流	古今東西のつながり	彫り深い谷	尊き神たちの森	海への想い	緑のアクセント	移ろいの景	星空との共生	光みつ海	馴染みの住処	活気ある祭都	“ほっ”とする生活美	楽農	小さなムラ・マチ	自然に即す成長	省きの美		
鉄道駅	佐用駅周辺地区	佐用町						○										
	相生駅周辺地区	相生市						×				○				×	C	
	本竜野駅周辺地区	たつの市						×								×	C	
	上郡駅周辺地区	上郡町						×				○				×	C	
道路	高速・有料道路	中国自動車道	佐用町、宍粟市	○												×		
		山陽自動車道	赤穂市、相生市、たつの市	○												×		
		播磨自動車道	たつの市、相生市	○												×		
	国道	国道2号	相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町	○	○	○		○										B
		国道29号	宍粟市	○	○	○		○	○									B
		国道179号	たつの市、佐用町	○	○	○		○	○	○								B
		国道250号	相生市、赤穂市、たつの市		○		◎	○	○		◎					○		B
		国道373号	赤穂市、上郡町、佐用町	○	○	○		○	○	○								B
		国道429号	宍粟市	○	○	○		○	○	○						○		B
	旧街道	旧西国街道	相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町	○	○	○		○										B
		旧因幡街道	たつの市、佐用町	○	○	○		○		○								B
		旧美作街道(旧出雲街道)	たつの市、佐用町	○	○	○		○	○	○								B
		旧室津街道	たつの市		○	○		○	○		○							B
	インターチェンジ	佐用IC周辺地区	佐用町						×							×	×	C
		赤穂IC周辺地区	赤穂市													×		C
		山崎IC周辺地区	宍粟市						×							×	×	C
龍野西IC周辺地区		たつの市						×							×		C	
龍野IC周辺地区		たつの市						×							×		C	
河川	千種川	赤穂市、宍粟市、上郡町、佐用町	◎	○	○		○	○	○			○					B	
	揖保川	宍粟市、たつの市	◎	○	○		○	○	○			○					B	
公園	西はりま天文台公園地区	佐用町					○	○	◎			○			○	○	B	
	赤穂海浜公園地区	赤穂市					○	○	○			○					B	
	家原遺跡公園地区	宍粟市	○	○	○	◎		○						○			B	
重要な文化財	斑鳩寺周辺地区	太子町		◎		◎				◎	◎	◎					A	
	感状山城跡周辺地区	相生市			◎	◎		◎	◎					◎			A	
	与位の洞門周辺地区	宍粟市	◎	◎		◎		◎	◎					◎			A	
	波賀城跡周辺地区	宍粟市	◎		◎	◎		◎	◎						◎		A	
	新宮宮内遺跡周辺地区	たつの市	◎		◎	◎		◎	◎								A	
	白旗城跡周辺地区	上郡町			◎	◎		◎	◎						◎		A	
	山陽道野原家跡周辺地区	上郡町			◎	◎		◎	◎				◎		◎		A	
	養崎ノ屏風岩周辺地区	たつの市	◎		◎	◎		◎	◎								A	
自然公園等	城山城址周辺地区	たつの市	◎		◎	◎		◎	◎								A	
	西播磨自然海岸地区	赤穂市、相生市、たつの市	◎	◎			◎	◎	◎		◎		◎		◎		A	
	氷ノ山・音水地区	宍粟市	◎		◎	◎		◎	◎						◎		A	
	ちくさ・三室地区	宍粟市	◎		◎	◎		◎	◎						◎		A	
福知溪谷地区	宍粟市	◎		◎	◎		◎	◎						◎		A		
新舞子地区	たつの市					◎	◎	◎						◎		A		

【評価の凡例】
 ◎・・・評価項目を満足している区域
 ○・・・評価項目に向けた取組が行われている区域
 ×・・・評価項目を満足していない区域

【重点地区等のタイプ区分凡例】
 A・・・保全型 (◎が5個以上かつ過半数の地区等)
 B・・・創出型 (○が4個以上かつ過半数の地区等)
 C・・・修復型 (×が2個以上かつ過半数の地区等)

・・・選定方法1により選定した地区等(18地区、5軸)
 ・・・選定方法2により追加選定した地区等(6地区、5軸)

2. 地域景観形成の拠点となる区域のタイプ分類

選定された地域景観形成の拠点となる区域を「地域景観の約束」を用いて分析することにより、それぞれの地区における景観形成施策の方針を示すことを目的として、地区のタイプ分類を行なった。

重点地区は、大きく「保全型」「創出型」「修復型」の3タイプに分類し、「保全型」については各地区の特徴に基づき「まちなみタイプ」「田園タイプ」「眺望タイプ」に細分化し、合計5タイプに分類した。重点軸は、「河川景観軸」「風景街道軸」「歴史景観軸」の3タイプに分類した。

《 重点地区 》

タイプ区分		重点地区
保全型	まちなみタイプ	龍野城下町地区、室津地区、宿場町平福地区、赤穂歴史地区、坂越地区、山崎町西町地区、斑鳩寺周辺地区、旧新宮町役場周辺地区、宿場町三日月地区、相生港地区、伊和地区
	田園タイプ	棚田乙大木谷地区、棚田田和地区、ホテルの里下秋月地区、飯見集落地区、目高集落地区、小野豆高原地区、染河内地区、幕山地区
	眺望タイプ	西播磨自然海岸地区、氷ノ山・音水地区、ちくさ・三室地区、福知溪谷地区、新舞子地区、新宮宮内遺跡周辺地区、感状山城跡周辺地区、波賀城跡周辺地区、白旗城跡周辺地区、与位の洞門周辺地区、山陽道野磨駅家跡周辺地区、髯崎ノ屏風岩周辺地区、城山城址周辺地区
創出型	播磨科学公園都市地区、西はりま天文台公園地区、赤穂海浜公園地区、家原遺跡公園地区	
修復型	相生駅周辺地区、本竜野駅周辺地区、上郡駅周辺地区、佐用 I C 周辺地区、山崎 I C 周辺地区、龍野西 I C 周辺地区、龍野 I C 周辺地区	

《 重点軸 》

タイプ区分	重点軸
河川景観軸	千種川 揖保川
風景街道軸	国道 2 号、国道 29 号（因幡街道）、 国道 250 号（はりまシーサイドロード）、 国道 373 号、国道 429 号
歴史景観軸	旧因幡街道（国道 179 号・国道 373 号・主要地方道 5 号） 旧美作街道（国道 179 号・主要地方道 5 号） 旧室津街道（一般県道 120 号、一般県道 441 号、一般県道 442 号）

4章 拠点からの地域景観づくり

(1) 地域景観形成の拠点となる区域のタイプ別の景観形成の方策

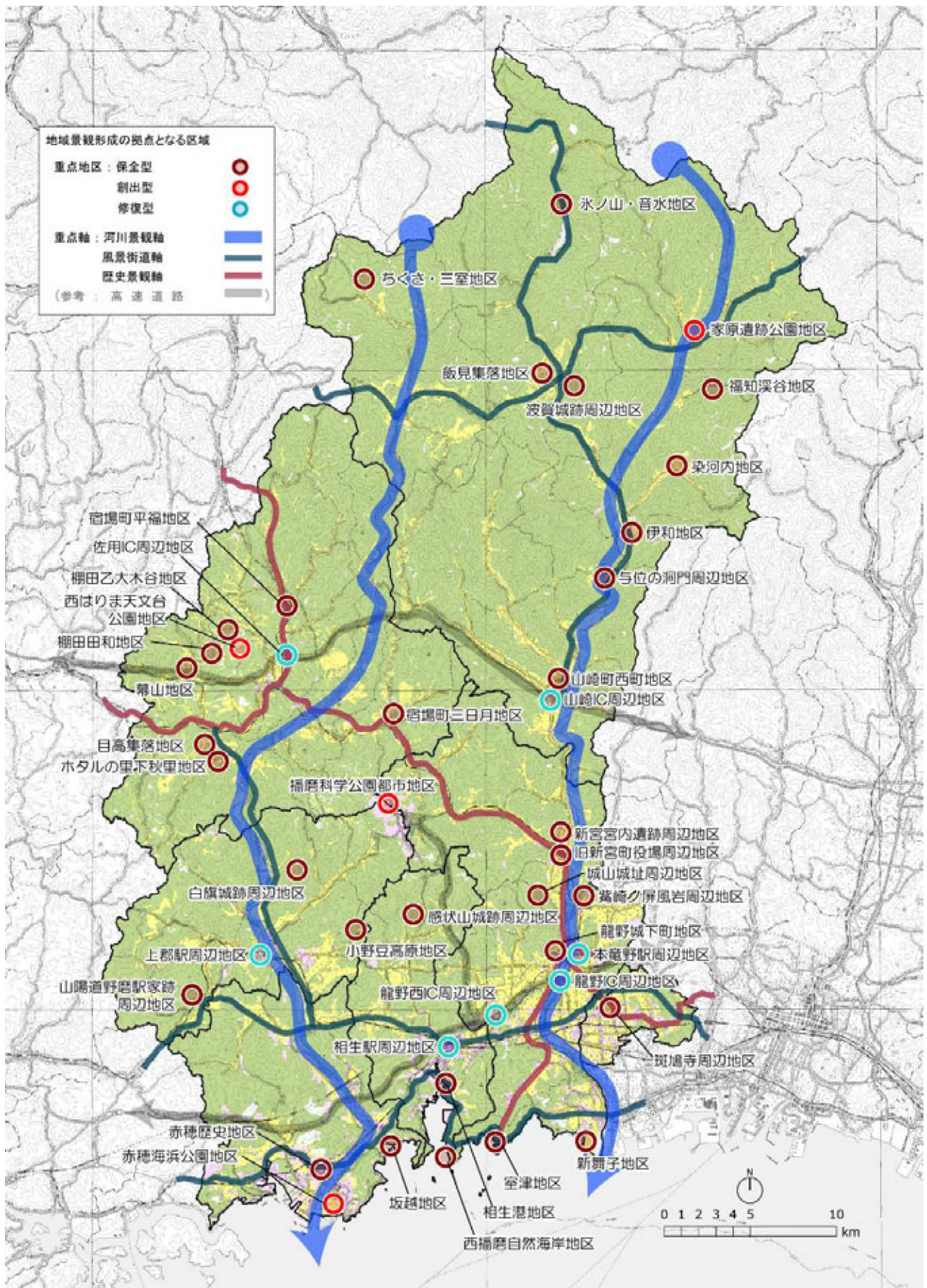
地域景観形成の拠点となる区域に選定した重点地区、重点軸のタイプ区分毎に、今後の実施すべき景観形成施策の方針を定める。

《 重点地区 》

タイプ区分		景観形成施策の方針
保全型	まちなみタイプ	歴史的景観形成地区指定、建築物の修景助成等により、まちなみの保全・形成を推進するとともに、文化財指定、伝建地区指定に係る文化財施策等との連携を図る。
	田園タイプ	緑条例に基づく計画整備地区の認定等により、土地利用計画の策定、景観形成を推進するとともに、農村活性化、農地保全に係る農業施策等との連携を図る。
	眺望タイプ	視点場からの眺望区域内の自然景観を保全し、景観阻害要素の排除に努めるとともに、良好な景観を享受できる場としての整備を進める。
創出型		周辺の自然景観と調和した開発・事業を推進・誘導していくとともに、住民参加プログラムや住民活動に対して積極的な支援を行い、良好な景観を享受できる場としての整備を進める。
修復型		沿道景観形成地区の指定、広告物条例の規制適正化による広告物の整序等を推進し、地域の顔となる景観整備を図る。

《 重点軸 》





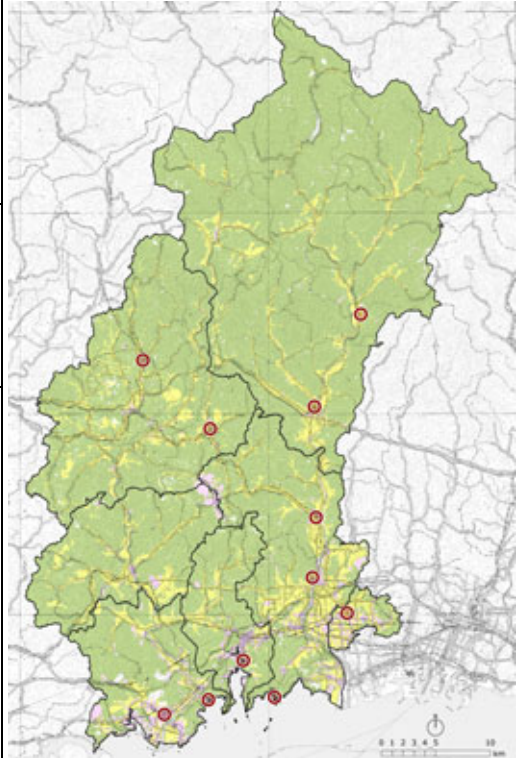
タイプ区分	景観形成施策の方針
河川景観軸	治水との整合を図りつつ、周辺景観と調和した良好な景観を享受できる場として整備を進める。
風景街道軸	風景形成地域、沿道景観形成地区の指定等により、沿道の景観保全・形成を推進するとともに、道路整備事業等の道路施策との連携を図る。
歴史景観軸	広告物の整序等により歴史の面影を修景・修復するとともに、道路整備事業等の道路施策との連携を図る。



地域景観形成の拠点となる区域のタイプ別の分布

(2) タイプ別の景観形成のイメージ

《 重点地区 》

重点地区	保全型 / まちなみタイプ	
<p>《タイプの考え方》 歴史を経たものを大切に受け継ぎ、個性豊かなまちの佇まいを継承するとともに、良好な生活環境を整備する地区</p>		
<p>《景観形成のイメージ》</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>たつの市龍野</p> <p>歴史的な建造物やまちなみの構成の保全・継承</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>赤穂市お城通り</p> <p>植栽により地域性を演出</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>たつの市室津</p> <p>小さくまとまるマチの形態の継承</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>たつの市室津</p> <p>軒先の演出の促進</p> </div> </div>		
<p>《景観形成施策の方針》 歴史的景観形成地区指定、建築物の修景助成等により、まちなみの保全・形成を推進するとともに、文化財指定、伝建地区指定に係る文化財施策等との連携を図る。</p>		
<p>《関連する個別方針（デザインランゲージ）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古今東西のつながり ・ 馴染みの住処 ・ 活気ある祭都 <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>《重点地区一覧》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 龍野城下町地区 <li style="width: 50%;">・ 室津地区 <li style="width: 50%;">・ 宿場町平福地区 <li style="width: 50%;">・ 赤穂歴史地区 <li style="width: 50%;">・ 坂越地区 <li style="width: 50%;">・ 山崎町西町地区 <li style="width: 50%;">・ 斑鳩寺周辺地区 <li style="width: 50%;">・ 旧新宮町役場周辺地区 <li style="width: 50%;">・ 宿場町三日月地区 <li style="width: 50%;">・ 相生港地区 <li style="width: 50%;">・ 伊和地区 		

《タイプの考え方》

地区を特徴づける風景を継承しながら、緑豊かなふるさとの景観を継承する地区

《景観形成のイメージ》



土地利用特性の継承と
美しい際の維持



石積みなどの伝統技術の継承



地形に沿う立地特性の継承



農体験やボランティア活動の促進

《景観形成施策の方針》

緑条例に基づく計画整備地区の認定等により、土地利用計画の策定、景観形成を推進するとともに、農村活性化、農地保全に係る農業施策等との連携を図る。

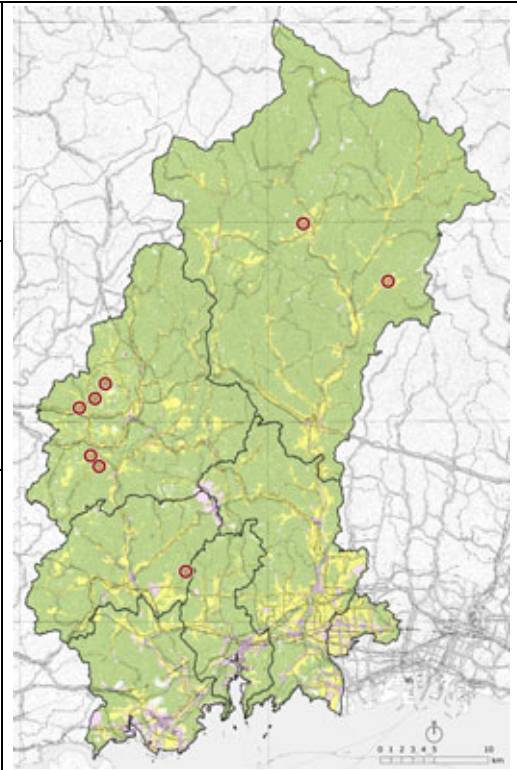
《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・ 移ろいの景
- ・ 星空との共生
- ・ 楽農

など

《重点地区一覧》

- | | |
|--------------|-----------|
| ・ 棚田乙大木谷地区 | ・ 棚田田和地区 |
| ・ ホタルの里下秋里地区 | ・ 飯見集落地区 |
| ・ 目高集落地区 | ・ 小野豆高原地区 |
| ・ 染河内地区 | ・ 幕山地区 |



《タイプの考え方》

眺望景観の保全・形成を進めるとともに、多くの人々が美しい景観を享受できる場を整備する地区

《景観形成のイメージ》



眺望点となる歴史的資源の保全



眺望点と一体となる周辺樹林の保全



穴栗市（音水湖）



赤穂市坂越

適正な管理と保護による、水と緑の景観の保全

《景観形成施策の方針》

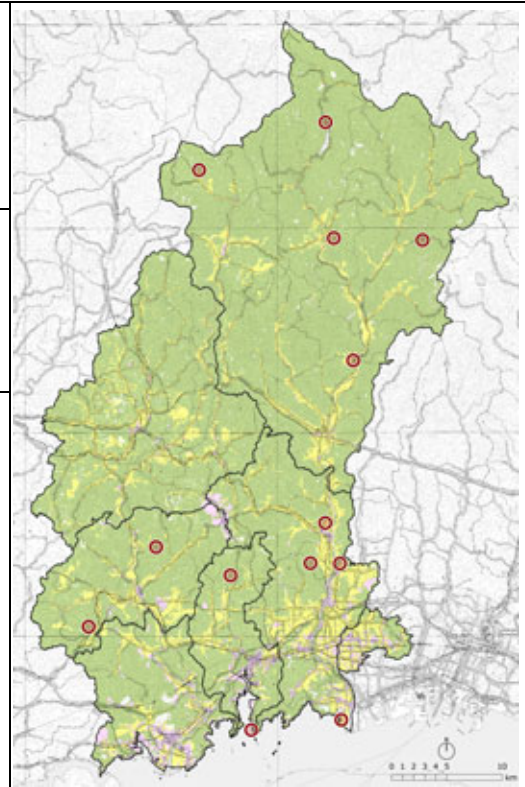
視点場からの眺望区域内の自然景観を保全し、景観阻害要素の排除に努めるとともに、良好な景観を享受できる場としての整備を進める。

《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・ 尊き神たちの森
 - ・ 移ろいの景
 - ・ 自然に即す成長
- など

《地区一覧》

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 西播磨自然海岸地区 | ・ 氷ノ山・音水地区 |
| ・ ちくさ・三室地区 | ・ 福知溪谷地区 |
| ・ 新舞子地区 | ・ 新宮宮内遺跡周辺地区 |
| ・ 感状山城跡周辺地区 | ・ 波賀城跡周辺地区 |
| ・ 白旗城跡周辺地区 | ・ 与位の洞門周辺地区 |
| ・ 山陽道野磨駅家跡周辺地区 | ・ 髯崎ノ屏風岩周辺地区 |
| ・ 城山城址周辺地区 | |



《タイプの考え方》

住民による地域景観づくりの活動拠点として、
周辺の景観と調和した、緑豊かなうらおいのある景観整備を進める地区

《景観形成のイメージ》



自然の地形・植生を生かした景観の創出



周辺景観と一体となる景観形成の推進

景観づくり活動の拠点として、
普及啓発活動の推進

《景観形成施策の方針》

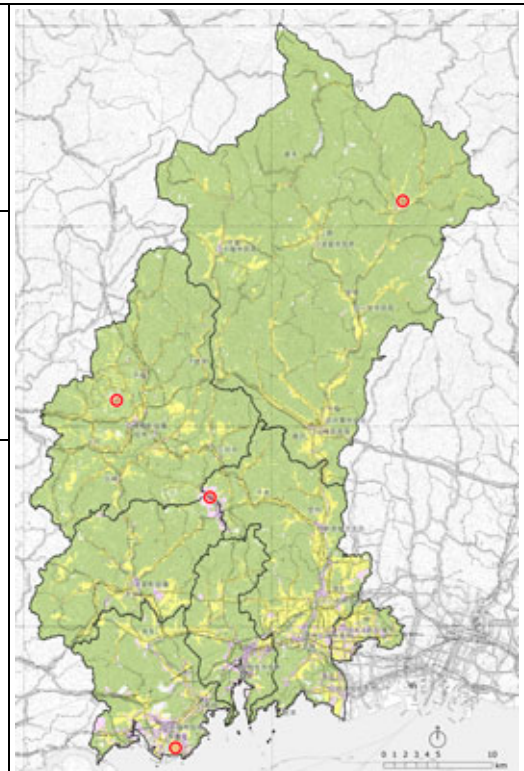
周辺の自然景観と調和した開発・事業を推進・誘導していくとともに、住民参加プログラムや住民活動に対して積極的な支援を行い、良好な景観を享受できる場としての整備を進める。

《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・ 緑のアクセント
 - ・ 移ろいの景
 - ・ “ほっ” とする生活美
- など

《重点地区一覧》

- ・ 播磨科学公園都市地区
- ・ 西はりま天文台公園地区
- ・ 赤穂海浜公園地区
- ・ 家原遺跡公園地区



《タイプの考え方》

地域の玄関口として、余分なものを削ぎ落とすとともに、個性豊かな景観整備を進める地区

《景観形成のイメージ》



穴栗市山崎 I C 付近イメージ図

I C 周辺の広告物の集約化の推進



佐用町平福（平福駅）

地域の顔としての駅舎の修景



たつの市本竜野駅周辺地区

駅前広場の計画的整備の推進

《景観形成施策の方針》

沿道景観形成地区の指定、広告物条例の規制適正化による広告物の整序等を推進し、地域の顔となる景観整備を図る。

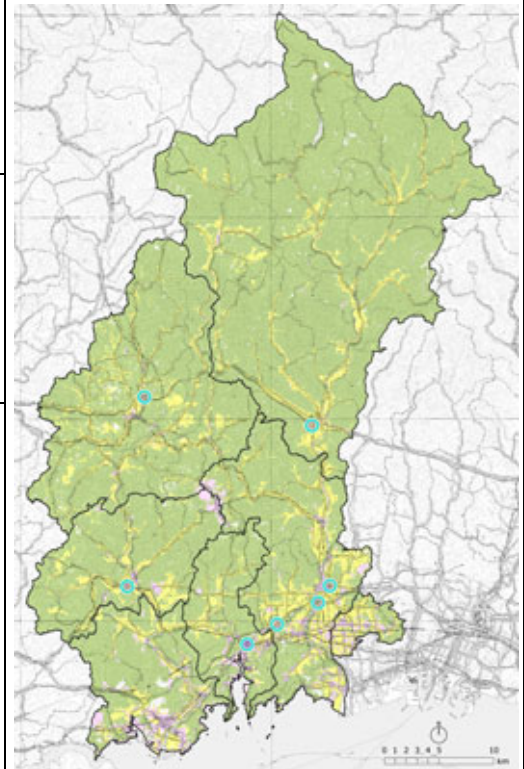
《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・ 星空との共生
- ・ 省きの美

など

《重点地区一覧》

- ・ 相生駅周辺地区
- ・ 上郡駅周辺地区
- ・ 山崎 I C 周辺地区
- ・ 龍野 I C 周辺地区
- ・ 本竜野駅周辺地区
- ・ 佐用 I C 周辺地区
- ・ 龍野西 I C 周辺地区



《 重点軸 》

重点軸	河川景観軸
<p>《タイプの考え方》</p> <p>環境に配慮した親水空間の整備を進めるとともに、 広がりのある景観を享受できる場として整備する軸</p>	
<p>《景観形成のイメージ》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">環境に配慮した川づくりの推進と景観を享受できる場としての整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">アドプト活動等の推進</p>	
<p>《景観形成施策の方針》</p> <p>治水との整合を図りつつ、周辺景観と調和した良好な景観を享受できる場として整備を進める。</p>	
<p>《関連する個別方針（デザインランゲージ）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母なる清流 ・海への想い ・移ろいの景 <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>《重点軸一覧》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千種川 ・揖保川 <div style="text-align: right;">  </div>	

重点軸

風景街道軸

《タイプの考え方》

広がりのある景観を享受できる場としての整備を進めるとともに、
住民による地域景観づくりの活動拠点としての活用していく軸

《景観形成のイメージ》



赤穂市坂越



たつの市龍野

沿道地域に応じた景観形成



シーサイドロード



道路施設の修景による景観整備

《景観形成施策の方針》

風景形成地域、沿道景観形成地区の指定等により、沿道の景観保全・形成を推進するとともに、道路整備事業等の道路施策との連携を図る。

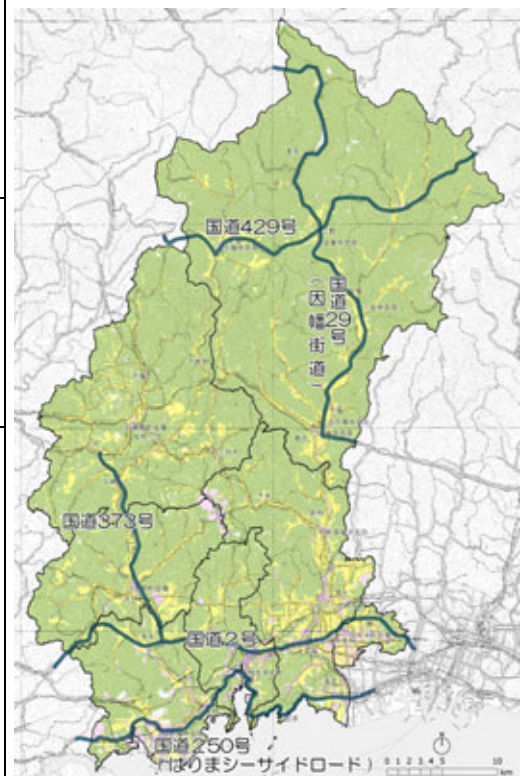
《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・古今東西のつながり
- ・移ろいの景

など

《重点軸一覧》

- ・国道 2 号
- ・国道 29 号（因幡街道）
- ・国道 250 号（はりまシーサイドロード）
- ・国道 373 号
- ・国道 429 号



重点軸

歴史景観軸

《タイプの考え方》

歴史の面影を大切にし、保存・修景・修復を進めることにより、軸としての再生・創出を図る軸

《景観形成のイメージ》



街道筋における景観の連続性の創出

《景観形成施策の方針》

広告物の整序等により歴史の面影を修景・修復するとともに、道路整備事業等の道路施策との連携を図る。

《関連する個別方針（デザインランゲージ）》

- ・ 古今東西のつながり
- ・ 緑のアクセント

など

《重点軸一覧》

- ・ 旧因幡街道
(国道 179 号・国道 373 号・主要地方道 5 号)
- ・ 旧美作街道
(国道 179 号・主要地方道 5 号)
- ・ 旧室津街道
(一般県道 120 号・一般県道 441 号・一般県道 442 号)



(3) 西播磨地域の重点地区、重点軸における今後の施策展開

重点地区、重点軸における景観形成の方向性及び主な景観関連施策案について以下のとおり整理する。

《重点地区》

タイプ区分	地区名称	市町名	現行施策等	景観形成の方向性	条例等による対応案(現行施策を除く)	備考
まちなみタイプ	龍野城下町地区	たつの市	歴史的景観形成地区、街なみ環境整備事業	鶏籠・的場・白雲の三山を背景とした城下町の街なみ、龍野城址、聚遠亭、龍野公園など景観資源の維持、保全を図り、観光地、住宅地としての魅力づくりを進める。		
	室津地区	たつの市	歴史的景観形成地区、風景形成地域	海の景観、みなと景観、町屋景観、山麓景観という4段階の特徴的な景観を維持、保全し、加茂神社本殿をシンボルとしたまちづくりを進める。		
	宿場町平福地区	佐用町	星空景観形成地域、景観形成地区指定調査、町歴史的環境保存条例	地区を特徴づけている佐用川沿いの川座敷や軒を連ねる土蔵群の景観、利神城址を抱く山並み、旧街道沿いの特徴的な町屋形式等の維持、保全を図る。	景観条例 歴史的景観形成地区の指定	最重点地区
	赤穂歴史地区	赤穂市	市都市景観に関する条例市街地景観形成地区	播州赤穂藩の城下町としての歴史的な都市空間の形成に併せ、商業の活性化、拠点施設整備等の事業を推進し、市の中心市街地に相応しいまちづくりを進める。		
	坂越地区	赤穂市	市都市景観に関する条例市街地景観形成地区	旧坂越浦会所、千種川から港への町並み、入り江の生島(境内地、自然樹林)の景観の維持保存を図る。		
	山崎町西町地区	宍粟市	景観形成地区指定調査	大歳神社周辺の千年藤や紅葉山、八幡神社のもっこくを保存するとともに、長水城跡・紙屋門・西町から寺町の城下町や宿場町の町並み景観の保全を図る	景観条例 歴史的景観形成地区の指定	
	斑鳩寺周辺地区	太子町	景観形成地区指定調査	条里の地割り、三山(前山、檀特山、立岡山)、シンボルとなる斑鳩寺がつくりだす特徴的な景観を維持するとともに、点在する伝統的建築物等の保全を図る。	景観条例 歴史的景観形成地区の指定	
	旧新宮町役場周辺地区	たつの市		播磨新宮駅の改修を中心とした周辺の地区を整備し、旧新宮町の中心地に相応しい新しい町並み景観の形成を図る。		
	宿場町三日月地区	佐用町	星空景観形成地域	因幡街道沿いの旧三日月藩陣屋敷や武家屋敷の保全を図り、これらを中心とした町並み景観の保全を図る。		
	相生港地区	相生市		万葉峠の切り立った岸壁と、瀬浜漁村風景の牡蠣の養殖場の穏やかな湾の風景との対称的な景観を保全しながら、ペーロン祭による活性化を推進する。		
伊和地区	宍粟市		揖保川と旧因幡街道を分かちつた大伊和神社を中心とした景観の保全を通して、地域の活性化を図る。			
保全型	棚田乙大木谷地区	佐用町	佐用町棚田交流施設条例	日本の棚田百選に選定された棚田風景の保全を図るとともに、棚田オーナー制度活用等の都市住民との交流により、不耕作地の解消、地域の活性化等を推進する。	景観条例 歴史的景観形成地区の指定	最重点地区
	棚田田和地区	佐用町	景観形成等住民協定(田和地区)、佐用町棚田交流施設条例		景観条例 歴史的景観形成地区の指定	最重点地区
	ホテルの里下秋里地区	佐用町	星空景観形成地域、佐用町ほたる保護条例	ゲンジボタルの生息地である千種川支流の秋里川周辺で、河川清掃、草刈り時期の調整など、地域ぐるみのホテルの保護活動を継続する。	緑条例 計画整備地区の認定	
	飯見集落地区	宍粟市		段状農地のなかにまとまる山村集落内に残存する古民家の保全、活用を中心として、調和のある農村景観の保全を図る。	緑条例 計画整備地区の認定	
	目高集落地区	佐用町	星空景観形成地域	奥まった谷あいの急傾斜面の特徴的な山村景観を維持、保全するため、棚田とともに点在する茅葺き民家の活用手法等を検討する。	景観条例 歴史的景観形成地区の指定	
	小野豆高原地区	上郡町		平家塚が残る山頂集落や瀬戸内海を一望できる高台、シダレ桜などの景観を保全しながら、棚田ボランティアによる不耕作地の解消など地域の活性化を推進する。		
	染河内地区	宍粟市		棚田風景の保全を図りながら、石垣祭りによる地域の活性化を推進する。		
	幕山地区	佐用町	星空景観形成地域、佐用町ほたる保護条例	旧美作街道と幕山川に沿ってホテルの自生地があり、豊かな自然景観の維持保全を図る。		
眺望タイプ	西播磨自然海岸地区	赤穂市、相生市、たつの市	風景形成地域、瀬戸内海国立公園、風致地区(御崎、船岡園、尾崎宮山)	沈降型自然海岸特有の緑の海岸線を守るとともに、入り江を取り巻く家屋配置、家屋背後の段々畑等の自然と歴史がつくり出した風景を維持、継承する。		
	氷ノ山・音水地区	宍粟市	氷ノ山後山那岐山園定公園、音水ちくさ県立自然公園			
	ちくさ・三室地区	宍粟市	氷ノ山後山那岐山園定公園、音水ちくさ県立自然公園	山容の保全と環境に配慮した森林づくりを進め、住民の憩い、広がりのある景観を享受できる場とするとともに、資材置き場等の景観阻害要素の排除に努める。		
	福知溪谷地区	宍粟市	雪彦峰山県立自然公園			
	新舞子地区	たつの市	県風景形成地域、瀬戸内海国立公園	遠浅で干潟ができることから、潮干狩りや海水浴場で賑わい、憩いの場である当地区の維持保全を図るとともに、周辺地区の景観形成の保全を図る。		
	新宮宮内遺跡周辺地区	たつの市		揖保川流域で初めて弥生時代の住居跡が発掘された宮内遺跡の保全を図り、周辺地区もこの地区に相応しい町並み景観の形成を図る。		
	感状山城跡周辺地区	相生市	西播磨丘陵県立自然公園			
	波賀城跡周辺地区	宍粟市		地域景観を享受できる場として城跡周辺を保全、整備するとともに、城跡を視点とした眺望景観を守るため、広告物、資材置き場等の景観阻害要素の排除に努める。		
	白旗城跡周辺地区	上郡町				
	与位の洞門周辺地区	宍粟市		明治期に村民が自然岩を掘って造ったとされる隧道の自然的な景観や周辺地区の町並み景観の保全を図る。		
	山陽道野磨駅家跡周辺地区	上郡町		奈良時代から平安時代にかけて設置された馬の乗り継ぎや食料の支給、宿泊所の跡地(駅家)が発掘されたが、これらを保存するとともに、周辺地区の景観形成を図る。		
	鶯崎ノ屏風岩周辺地区	たつの市		8世紀の「播磨国風土記」にも記され、古来より注目されてきた自然景観や周辺地区の景観の保全を図る。		
城山城址周辺地区	たつの市		古代山城と中世山城が同じ場所に築かれた国内でも大変稀な城山城址を保存するとともに、周辺地区の景観形成を図る。			
創出型	播磨科学公園都市地区	たつの市、上郡町、佐用町	地区計画、アーバンデザイン計画	アーバンデザイン計画に基づき、自然の地形、植生を生かし、遠景の山並みと調和する個性的、先進的な新しいまちの景観を創出する。		
	西はりま天文台公園地区	佐用町	星空景観形成地域	佐用の星空景観形成等のまちづくりの拠点、核となるとともに、全国的にも有名になりつつある大嶽山からの朝霧の眺望を活かした整備を進める。		
	赤穂海浜公園地区	赤穂市	県立赤穂海浜公園(広域公園)			
	家原遺跡公園地区	宍粟市		地域景観づくりの拠点、核として公園を活用し、住民の憩い、広がりのある景観を享受できる場とするとともに、公園周辺区域の景観阻害要素の排除等に努める。		
修復型	相生駅周辺地区	相生市		土地区画整理事業が実施されている地区であり、今後進められる建築行為等に景観配慮を求めること等により、広域交流の結節点に相応しい景観整備を進める。	景観条例 まちなか景観形成地区の指定	
	本竜野駅周辺地区	たつの市		今後進められる建築行為等に景観配慮を求めること等による景観整備、道路等の公共施設整備により、地域の玄関口に相応しいまちづくりを進める。	景観条例 まちなか景観形成地区の指定	最重点地区
	上郡駅周辺地区	上郡町		土地区画整理事業が実施されている地区であり、今後進められる建築行為等に景観配慮を求めること等により、地域の玄関口に相応しい景観整備を進める。	景観条例 まちなか景観形成地区の指定	
	佐用IC周辺地区	佐用町	星空景観形成地域		景観条例 沿道景観形成地区の指定	
	山崎IC周辺地区	宍粟市		沿道広告物等の乱立、若しくは乱立が懸念される地区であり、広告物規制の強化、広告物掲出のルールづくり等により、交通結節点に相応しい景観づくりを進める。	景観条例 沿道景観形成地区の指定	
	龍野西IC周辺地区	たつの市			景観条例 沿道景観形成地区の指定	
	龍野IC周辺地区	たつの市			景観条例 沿道景観形成地区の指定	

《重点軸》

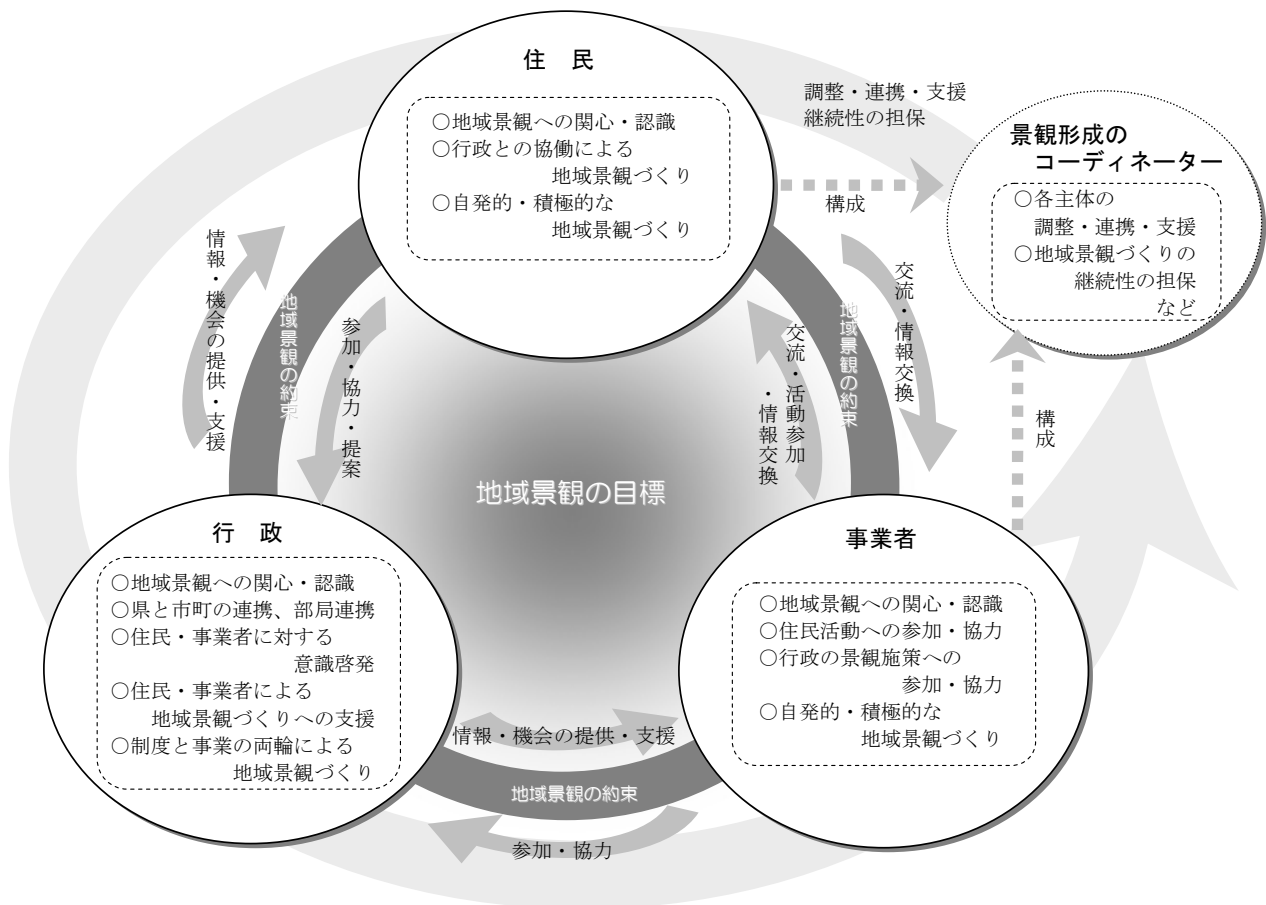
タイプ区分	軸名称	市名	現行施策等	景観形成の方向性	条例等による対応案(現行施策を除く)	備考
河川景観軸	千種川	赤穂市、宍粟市、上郡町、佐用町		千種川では多くの自然環境や優れた自然景観が残されており、これらの保全に考慮して河川整備を実施する。	景観条例 風景形成地域の指定	最重点軸
	揖保川	宍粟市、たつの市		河原、干潟など良好な景観資源の保全・活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持形成に努める。	景観条例 風景形成地域の指定	最重点軸
風景街道軸	国道2号	相生市、赤穂市、上郡町		点在する伝統的な街なみの保全を図り、歴史の面影を維持するとともに、必要な区域において道路の美装化、無電柱化、広告物規制の強化等を推進する。		
	国道29号(因幡街道)	宍粟市				
	国道250号(はりまシーサイドロード)	相生市、赤穂市、上郡町、たつの市、太子町	風景形成地域	瀬戸内海のリアス式海岸である室津七曲地区を走り、風光明媚な海岸や新舞子など、長い歴史をもつ室津漁港が見渡せる道路であり、景観形成の維持保全を図る。		
	国道373号	赤穂市、上郡町、佐用町		点在する伝統的な町並みの維持保全を図り、必要な区域において道路の美装化、無電柱化、広告物規制の強化等を推進する。		
	国道429号	宍粟市				
歴史景観軸	旧因幡街道	佐用町、たつの市				
	旧美作街道	たつの市、佐用町		点在する伝統的な町並みの保全を図り、歴史の面影を維持するとともに、必要な区域において道路の美装化、無電柱化、広告物規制の強化等を推進する。		
	旧室津街道	たつの市				

5章 地域景観づくりの進め方

1. 参画と協働による地域景観づくりの基本的考え方

景観形成は住民が主人公となって進めることが基本であるが、県や市町の行政主体、住民、事業者の各主体が力を合わせて、自らの情熱と英知をかたむけていくことによって初めて実現できる共同的創造行為である。各主体はそれぞれの立場でその責務を認識して県下の景観の形成に努めていく必要がある。

その際、本マスタープランで提示した「地域景観の目標」の共有のもと、「地域景観の約束」を活用することにより、その連携を図ることとする。



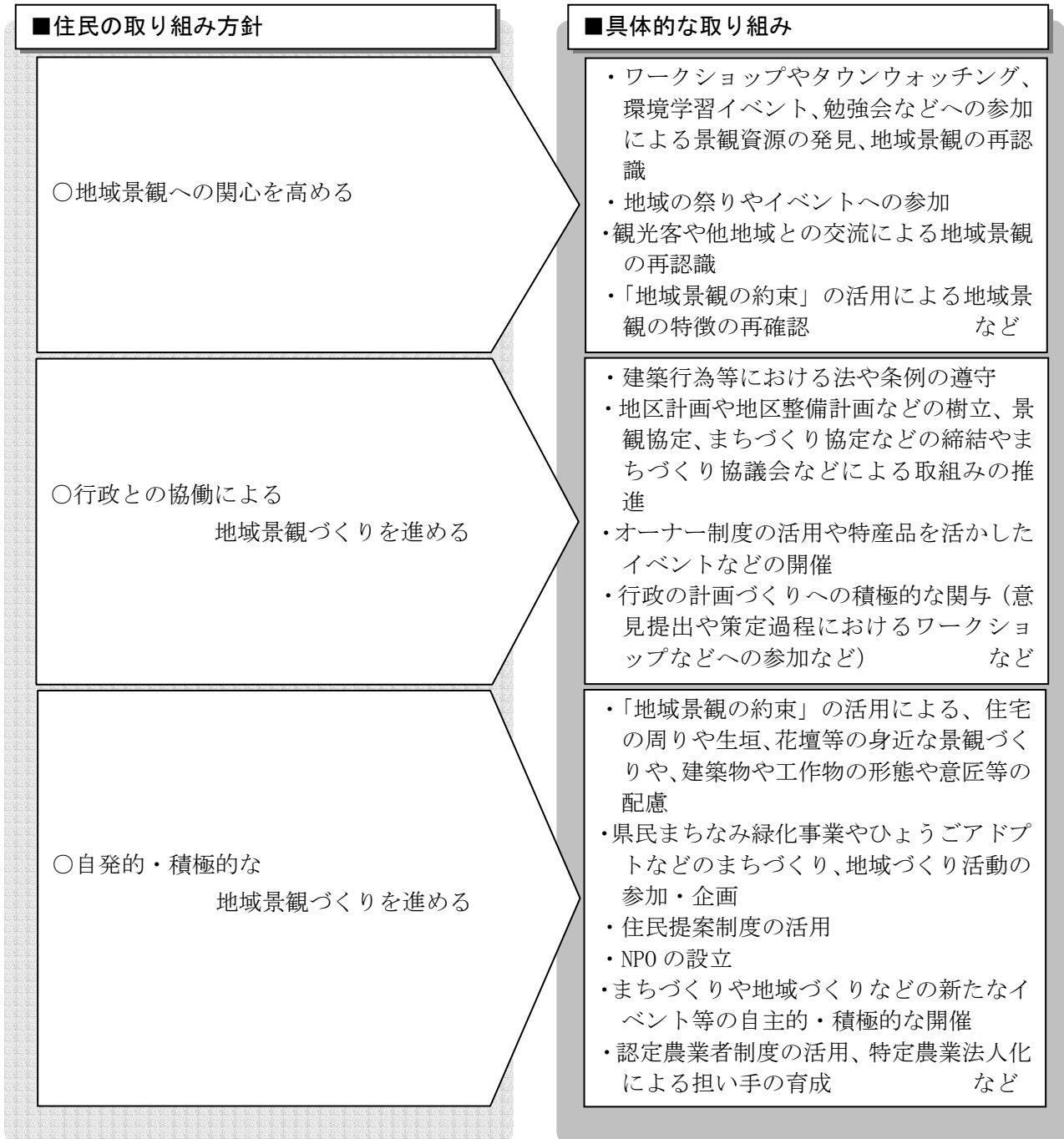
地域景観づくりのための連携イメージ図

2. 各主体の役割

(1) 住民の役割

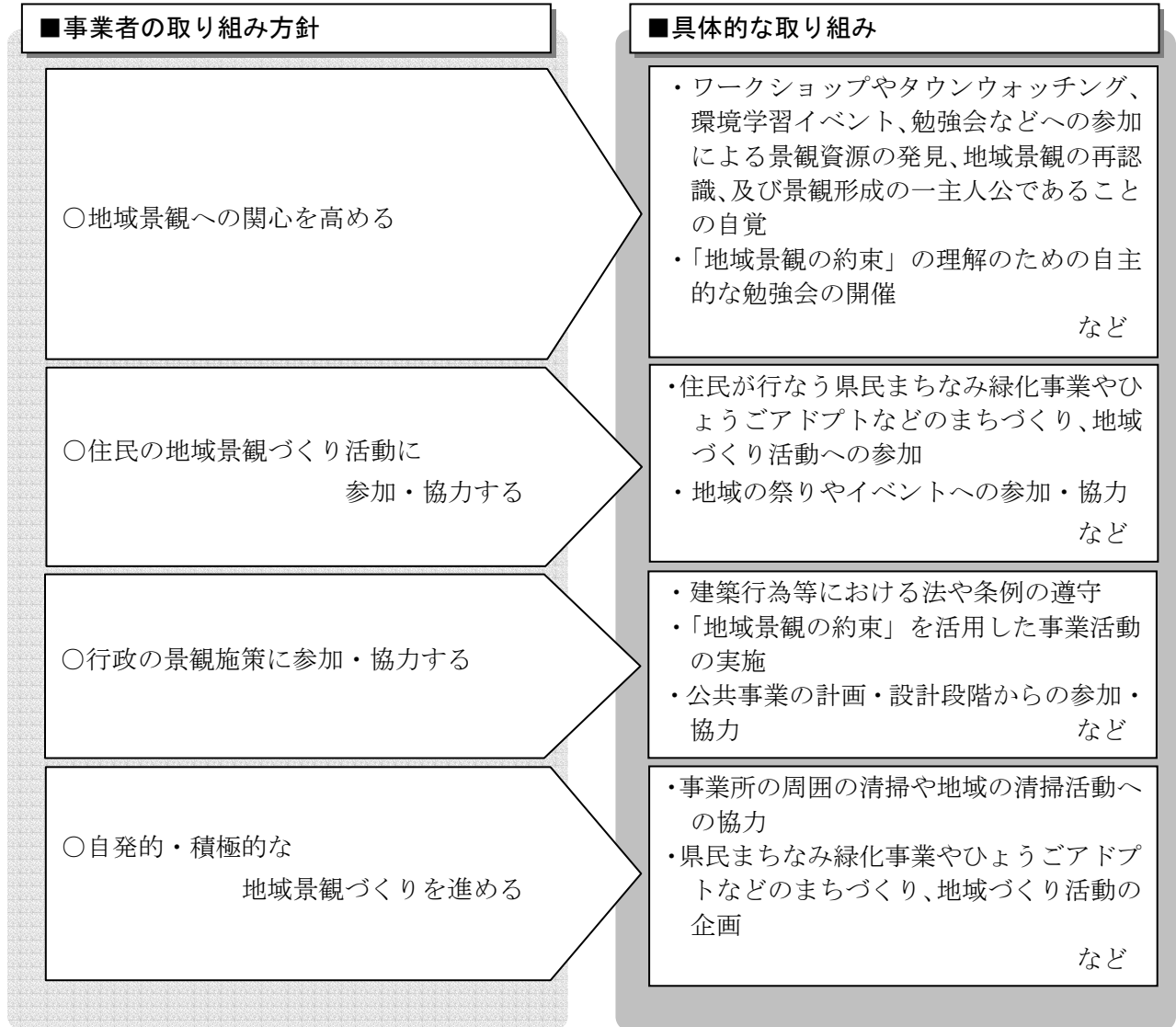
住民は、美しい景観に囲まれ、心地よい快適な環境を享受する存在であると同時に、生活の中にある身近な景観を創出する主人公でもある。

住民一人ひとりが常に地域の景観に関心を持ち、それぞれの創意と工夫を発揮することにより、優れた景観の形成に積極的に取り組み、併せて県、市町の施策に積極的に参加・協力するものとする。



(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動の用に供する建築物等や施設が地域の景観をつくりあげていく主要な構成要素であることを自覚し、地域の特性を守り、活かして魅力的なものにするため、必要な措置を講じるとともに、県、市町の景観形成に関する施策に積極的に参加・協力するものとする。

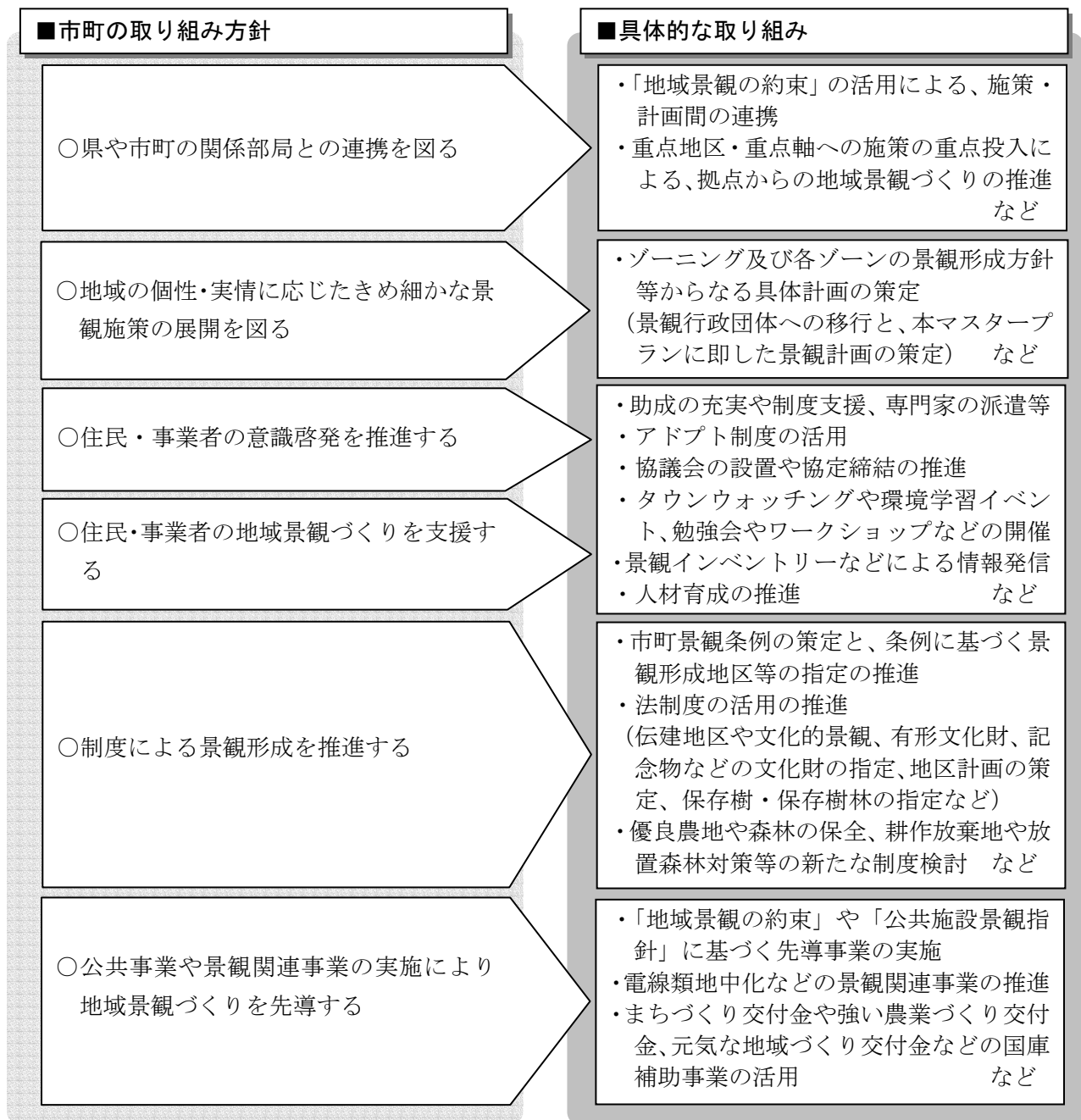


(3) 市町の役割

市町は、最も住民や地域に密着した行政主体であり、それぞれの地域の個性・実情に応じた景観施策を策定・実施するとともに、県が行なう施策への協力、住民の意識啓発や地域景観づくりの取り組みに対する支援を行う。

また、地域景観づくりの先導的役割としての公共事業や景観関連事業を実施していくとともに、景観形成上重要な地域や地区、建造物・樹木等に対し、制度的担保を加えていくことにより、制度と事業の両輪で景観形成を推進する。その際、県及び市町関係部局との連携を図ることにより、景観形成を効果的に推進する。

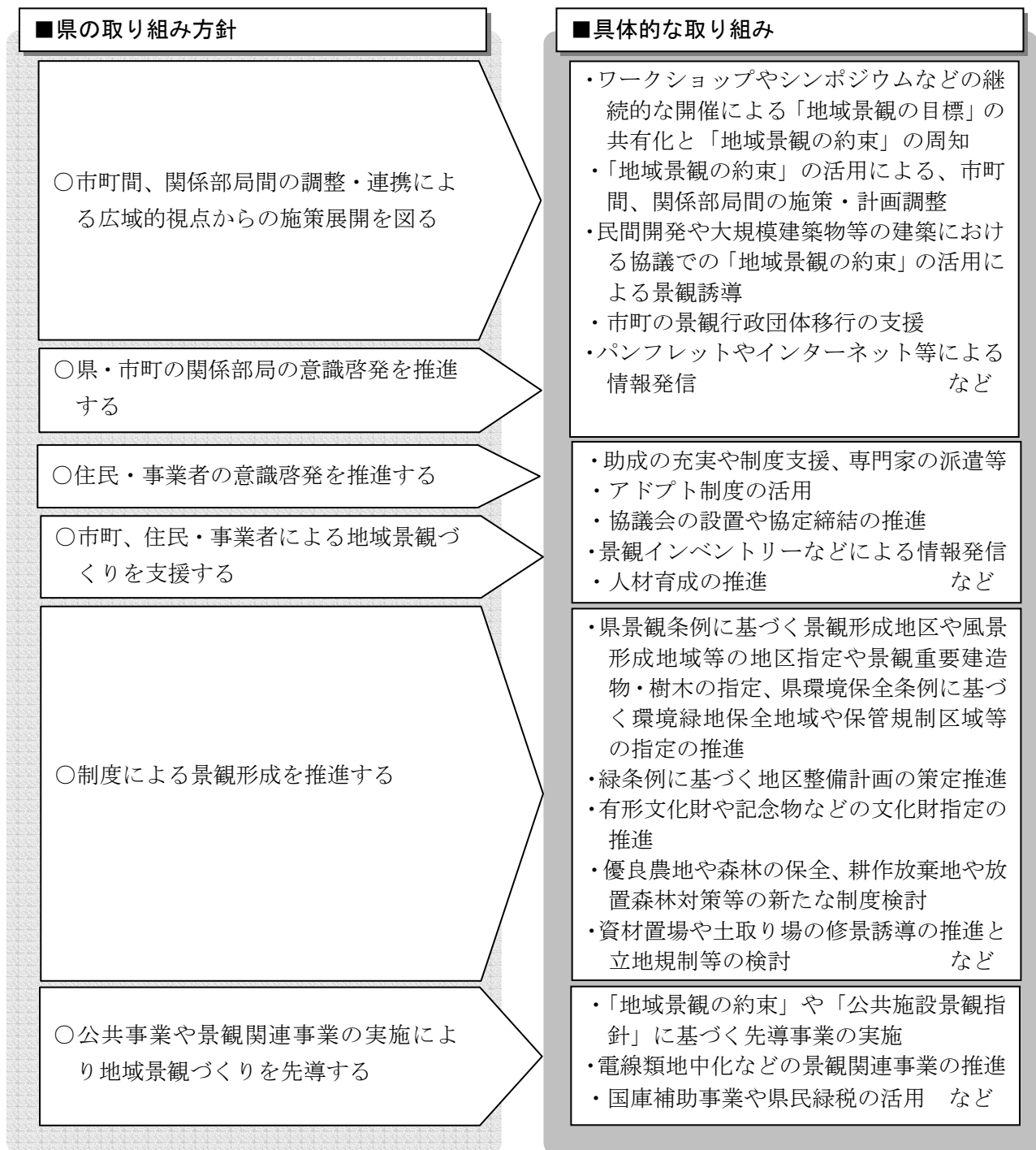
また、景観法に基づく景観行政団体となり、地域の特性に応じたより詳細な景観計画の策定を行い、住民参加による実効性のある取り組みを推進していくことも検討する。



(4) 県の役割

県は、市町が実施する景観形成に関する施策及び住民や事業者が行う自主的な活動を支援していくとともにそれらの調整を図る。また、地域景観づくりの先導的役割としての公共事業や景観関連事業を実施していくとともに、景観形成上重要な地域や地区、建造物・樹木等に対し、制度的担保を加えていくことにより、制度と事業の両輪で景観形成を推進する。特に、単独の市町では完結しない、山や河川、海岸、道路といった広がりのある景観への取り組みについて、広域的な観点から市町間の調整及び行政内のヨコの連携により、景観形成を効果的に推進していく。

また、情報提供や支援を通じて各市町の景観行政団体への移行を推進し、本マスタープランに即した景観計画の策定を推進していくとともに、地域景観づくりのための人材育成、ネットワーク形成、県内外の情報発信等を行う。

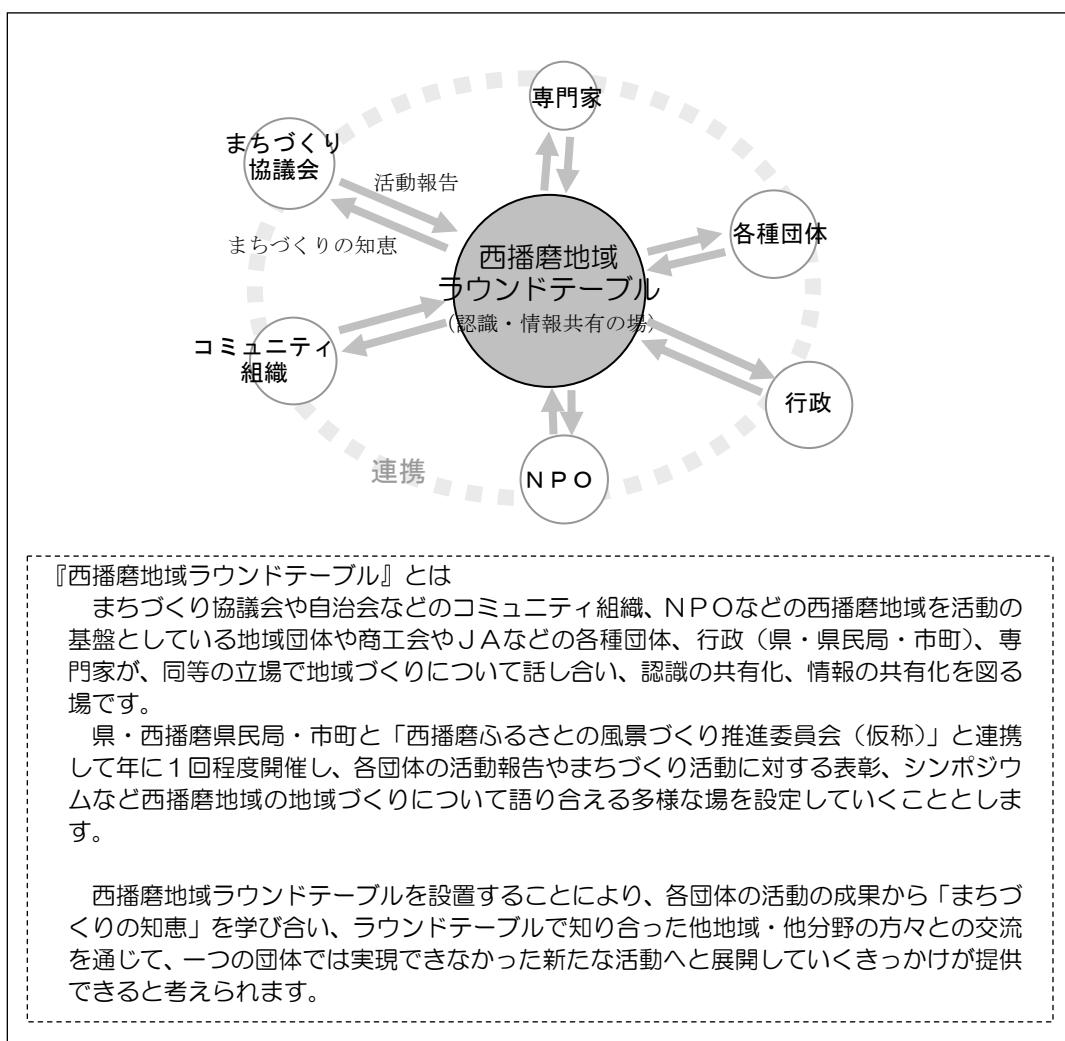


3. 地域景観づくりの仕組み

(1) 「西播磨地域ラウンドテーブル」の設置

西播磨地域では、既に多くのまちづくり協議会やNPOなどの地域団体が地域づくり活動に取り組んでおり、それらの地域団体をベースに地域づくりの一環として地域景観づくりを進めていくことが効果的である。そのためには、現在、実施されている地域づくり活動に対する支援を充実していくとともに、特定の地域や分野に特化した活動をより広い視点からの新たな活動へと展開させることにより、活動を持続的なものとしていく仕組みづくりが重要となる。

県・西播磨県民局・市町は、「西播磨ふるさと風景づくり指針」で提唱している「西播磨ふるさとの風景づくり推進委員会（仮称）」とともに、多くの地域で実施されている多様な活動が連携し、情報を共有でき、新たな地域づくり活動への展開を促進できる場（「西播磨地域ラウンドテーブル」）を設置していく必要がある。



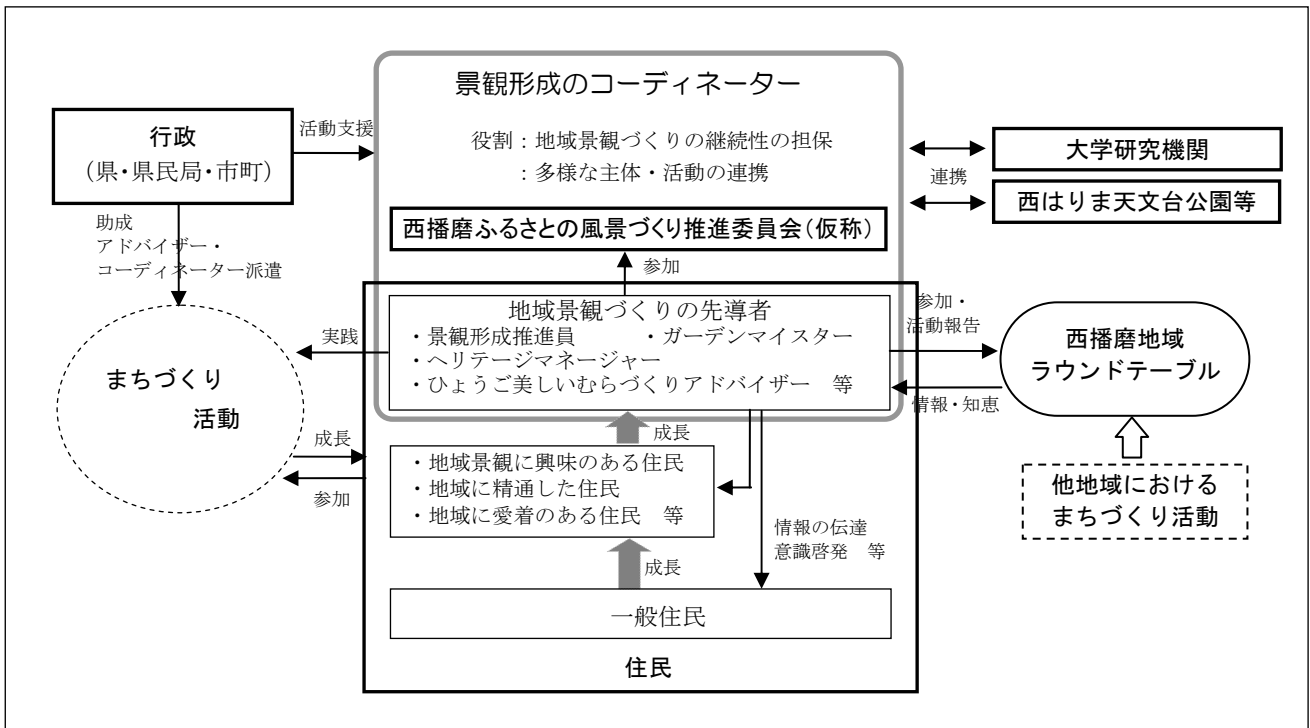
「西播磨地域ラウンドテーブル」の考え方

(2) 景観形成のコーディネーターの育成

西播磨地域で実施されている多様な活動の連携を図るとともに、地域景観づくりの継続性を担保していくためには、景観形成のコーディネーターが必要である。

現在、西播磨地域では、ひょうご美しいむらづくりアドバイザー制度を積極的に活用し、各地区でのまちづくりや景観形成が進められてきている。今後は、「西播磨ふるさと風景づくり指針」で提唱されている「西播磨ふるさとの風景づくり推進委員会（仮称）」を設置し、その構成員を景観形成のコーディネーターとして位置づけていくとともに、地域住民の中から新たな景観形成のコーディネーターを育成していくことが重要となる。また、大学研究機関や西はりま天文台公園等と連携し、学生等の新たな知恵や各分野における専門知識を地域づくりに活かしていくことも重要となる。

また、県としては、助成や活動支援を充実していくことにより、それらの景観形成のコーディネーターが動きやすい環境を整え、地域景観づくりをより効果的に進めていく仕組みづくりを進めていく必要がある。



景観形成のコーディネーターの育成の考え方

参考資料

1. 西播磨地域の概要

(1) 概要

① 位置等

- ・東西 43km、南北 67km に広がり、面積は約 1,627.53k m² で、県全体の 19.4% を占める。
- ・兵庫県西部に位置し、北は但馬、南は瀬戸内海、西は岡山・鳥取両県、東は中播磨地域に隣接している。
- ・2005 年 4 月に山崎町、一宮町、波賀町、千種町の宍粟郡の 4 町が合併して宍粟市が、2005 年 10 月に佐用町・上月町・南光町・三日月町の佐用郡 4 町が合併して佐用町が、龍野市、新宮町・揖保川町・御津町の揖龍地域・旧制揖保郡のうち太子町を除く自治体が合併してたつの市が誕生している。2007 年現在、西播磨地域は、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の 4 市 3 町により構成されている。

② 人口動向

- ・1965 年から 1985 年の高度経済成長からバブル期にかけて、西播磨地域全体の人口は 270,000 人から 300,000 人弱まで増加し、その後近年は減少傾向にある。赤穂市、たつの市、太子町、上郡町は、近年、ほぼ一定の人口を保っているが、相生市、宍粟市、佐用町では人口が減少傾向にある。2005 年 10 月 1 日現在の西播磨地域の人口は、280,302 人と全県人口の約 5.0% を占めている。
- ・年々高齢化が進んでおり、1980 年には 11.6% であった 65 歳以上の人口比率が、2005 年には 22.8% と、約 2 倍近く増加している。

③ 産業動向

- ・第 1 次産業及び第 2 次産業が減少傾向にあり、第 3 次産業が増加傾向にある。第 1 次産業の総生産は県内シェアの約 10% を占めるものの、第 2 次産業は約 6%、第 3 次産業は約 4% にとどまる。
- ・相生市は、かつては石川島播磨重工業の企業城下町としてにぎわっていたが、同社の縮小化の為に人口減少が進む。相生湾では、牡蠣の養殖が盛んである。赤穂市では、製塩業に端を発する工業が塩田跡地の臨海工業地帯を中核として発展を遂げてきた。現在は先端技術産業をはじめ多種多様な企業が立地している。宍粟市では、林業が主産業であるが、近年は安価な外国産木材に押された需要の伸び悩みや後継者難等から、林業再生に向けた包括的な取り組みが急務となっている。たつの市は、古くから醤油、素麺、皮革の生産が盛んであり、市南部の御津町では漁業が盛んである。また、田園風景が広がる地域では、稲作を主としており、ほとんどが兼業農家で、その多くは姫路や神戸、大阪などに通勤している場合が多い。上郡町、佐用町、たつの市の 3 市町にまたがる丘陵地帯に播磨科学公園都市が開発整備され、公共施設や最先端技術“SPring-8”に代表される研究施設等が立地している。

<西播磨地域の特産品>

- ・手延素麺 ・淡口醤油 ・天然塩(赤穂の塩) ・木材(ひょうご材・しろう材) 等

④ 観光動向

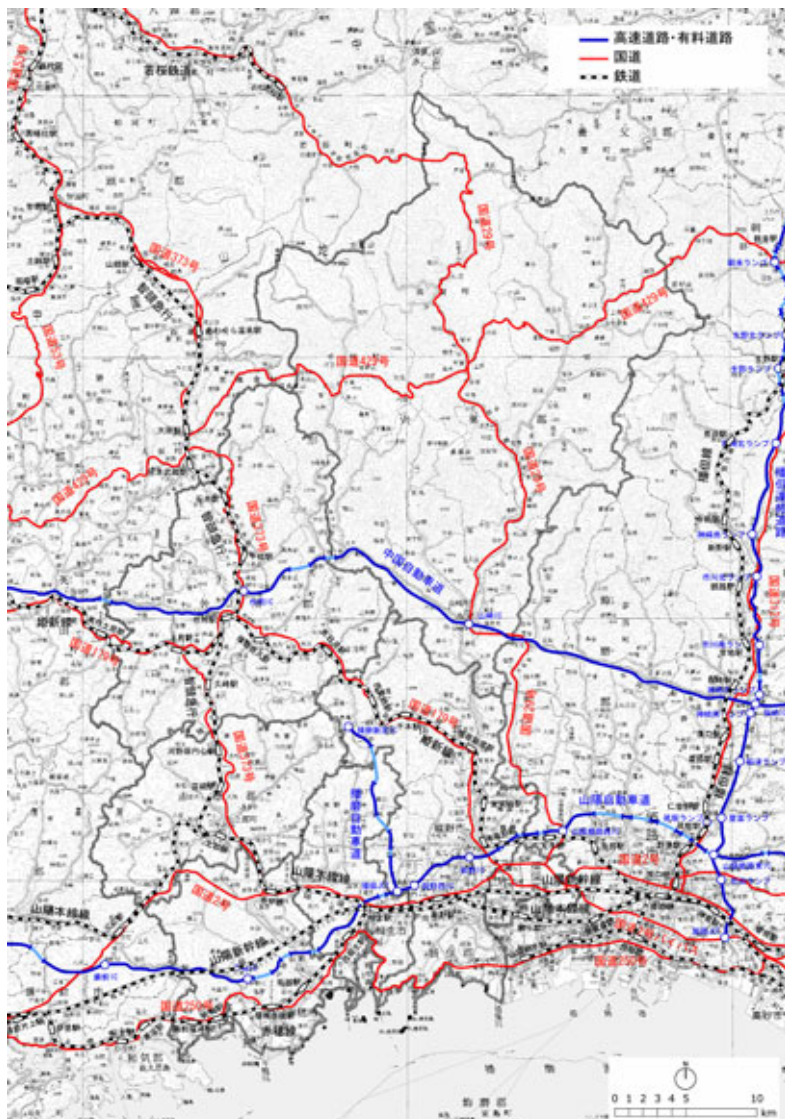
- ・小京都「龍野」や義士の町「赤穂」、港町の室津や宿場町平福等の歴史的な観光拠点が点在している。また、北部の中国山地は、氷ノ山後山那岐山国定公園等近畿有数の渓谷や高原に恵まれ、キャンプやハイキング、スキー等、四季を通じて観光客が訪れている。さらに、相生のペーロン祭、赤穂の義士祭等は全国的に有名で、県内外からの多くの観光客で賑わっている。
- ・歴史的な観光拠点を有する赤穂市・たつの市、北部の山地に位置する宍粟市の観光客入込数が多く、増加傾向にある。近年、温泉施設のオープンにより、たつの市で観光客入込数の増加が著しい。

⑤ 気候

- ・中南部が温暖で降水量の少ない瀬戸内海気候、北部が冬季積雪の見られる内陸気候に属している。
- ・瀬戸内海沿いの中南部は、年平均気温 15℃、年間降水量約 1,500mm 前後で特に冬季の降水量が少なく、日照時間は 2000 時間を超える。一方、河川上流の山間部にあたる北部は、中南部に比べ年平均気温は 1～2℃低く、年間降水量は冬季も比較的多く、2,000mm 前後となっており、揖保川、千種川等流路の長い大きな河川の水源地域として、寡雨傾向にありながらも水需要の多い平野部を潤している。

⑥ 交通

- ・鉄道は、臨海部に J R 山陽本線、J R 山陽新幹線、J R 赤穂線が、内陸部には J R 姫新線が通っている。また、平成 6 年 12 月には、上郡町から上月町、佐用町を通り鳥取に至る智頭急行智頭線が開通し、大阪～鳥取間が時間短縮されている。
- ・道路は、東西方向に中国自動車道と山陽自動車道、南北方向に播磨自動車道が広域幹線道路を構成し、国道 2 号、29 号、179 号、373 号、429 号 等が主要幹線を構成している。
- ・交通基盤の整備に伴い、近年は中国自動車道、山陽自動車道沿いの内陸部において、工業団地等の立地が進んでいる。
- ・現在、地域西部の佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路「中国横断自動車道姫路鳥取線（姫鳥線、佐用～大原間）」が、平成 21 年度の開通を目指して新直轄方式で整備が進められている。

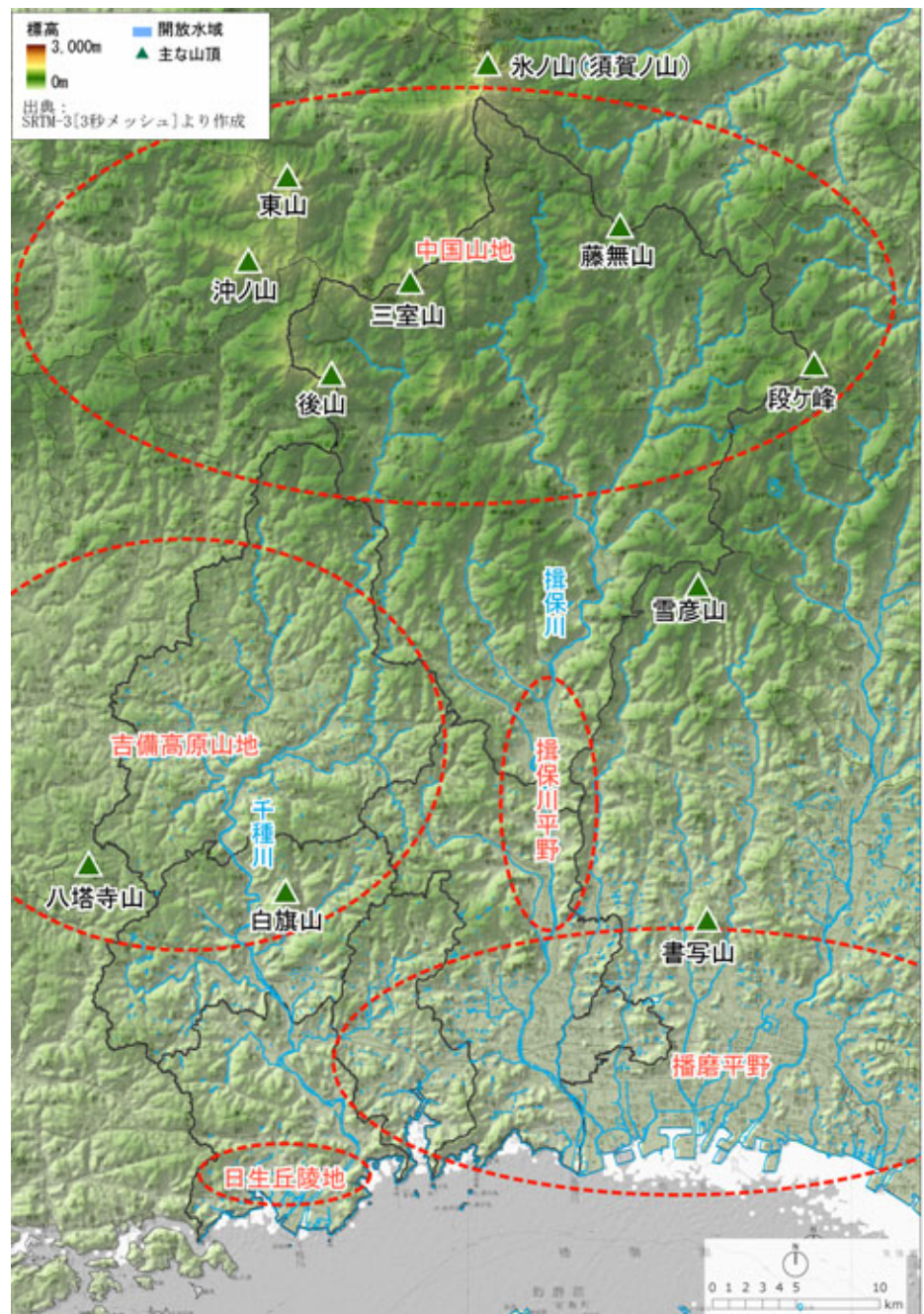


西播磨地域の幹線交通網

(2) 地帯構造特性

① 山地

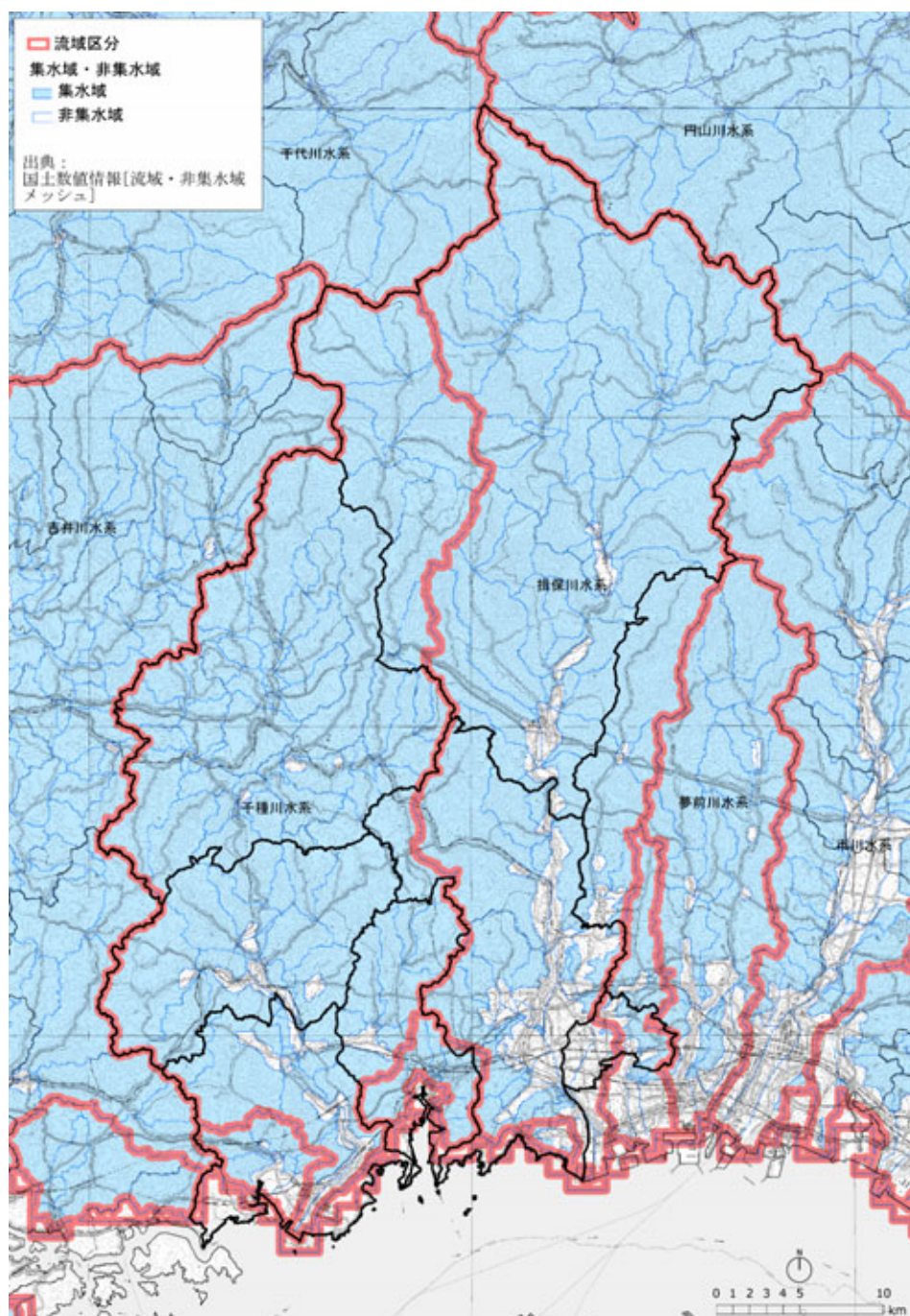
- ・地域全体の約80%を林野が占め、特に北部は県下有数の森林地帯であり、緑豊かな森に恵まれている。
 - ・地域の北部には、中国山地の東端部に連なる山地が広がっている。本県の最高峰である氷ノ山(1,510m)を頂点とするこの山地は、1,000m以上の連峰を形成し、西に高く、東で徐々に高度を下げ、加古川を隔てて丹波高原へと連なっている。
- ・中国山地の南側には、東西方向に山崎断層帯が走っており、これによって佐用盆地から山崎盆地、福崎町、そして滝野町に至る低地帯が形成されている。この南側には流紋岩からなる西播磨山地〔丘陵〕(300~400m)が加古川までくさび状に播磨平野の中に突出している。
- ・南側で自然海岸が残っている室津から相生周辺は、山が海に迫り、出入りの多い沈降性の岩石海岸となっている。
- ・赤穂御崎以西は、西浜と東浜で知られるわが国有数の塩田地帯であったが、現在では埋立地となっている。
- ・西播磨の平野は、市街地や集落の中心地は内陸側の河谷平野に位置する 경우가多く、また東播磨に比べ標高200~300m程度の丘陵や山稜が数多く連続分布していることを特徴としている。
- ・千種川等の浸食作用によって山裾が急峻になっているのに比べ、亀山や三濃山に見られるように逆に山頂はゆるやかな高原状となり、これが西播磨の山地の大きな特徴となっている。



西播磨地域の標高及び主な地形名称・位置

② 河川

- ・本地域には中国山地から千種川、揖保川が南へ流れており、千種川水系と揖保川水系で構成される。揖保川は、この山地部を削り、中国山地に入り込んでいる。千種川は県下の瀬戸内海流入河川のうちで最も水質が良好である。
- ・揖保川は、延長約 70km、年平均流量は約 35m³/sec で、水利量のうち約 60%を発電が占めており、千種川は、延長約 68km、年平均流量は約 17m³/sec で、水利量のうち約 90%を農業用水が占めている。
- ・揖保川、千種川の2つの大きな河川水系によって、変化に富んだ田園景観や伝統的歴史文化を育むとともに、個性豊かな流域生活文化圏域を形成してきた地域である。



西播磨地域の流域及び集水域区分

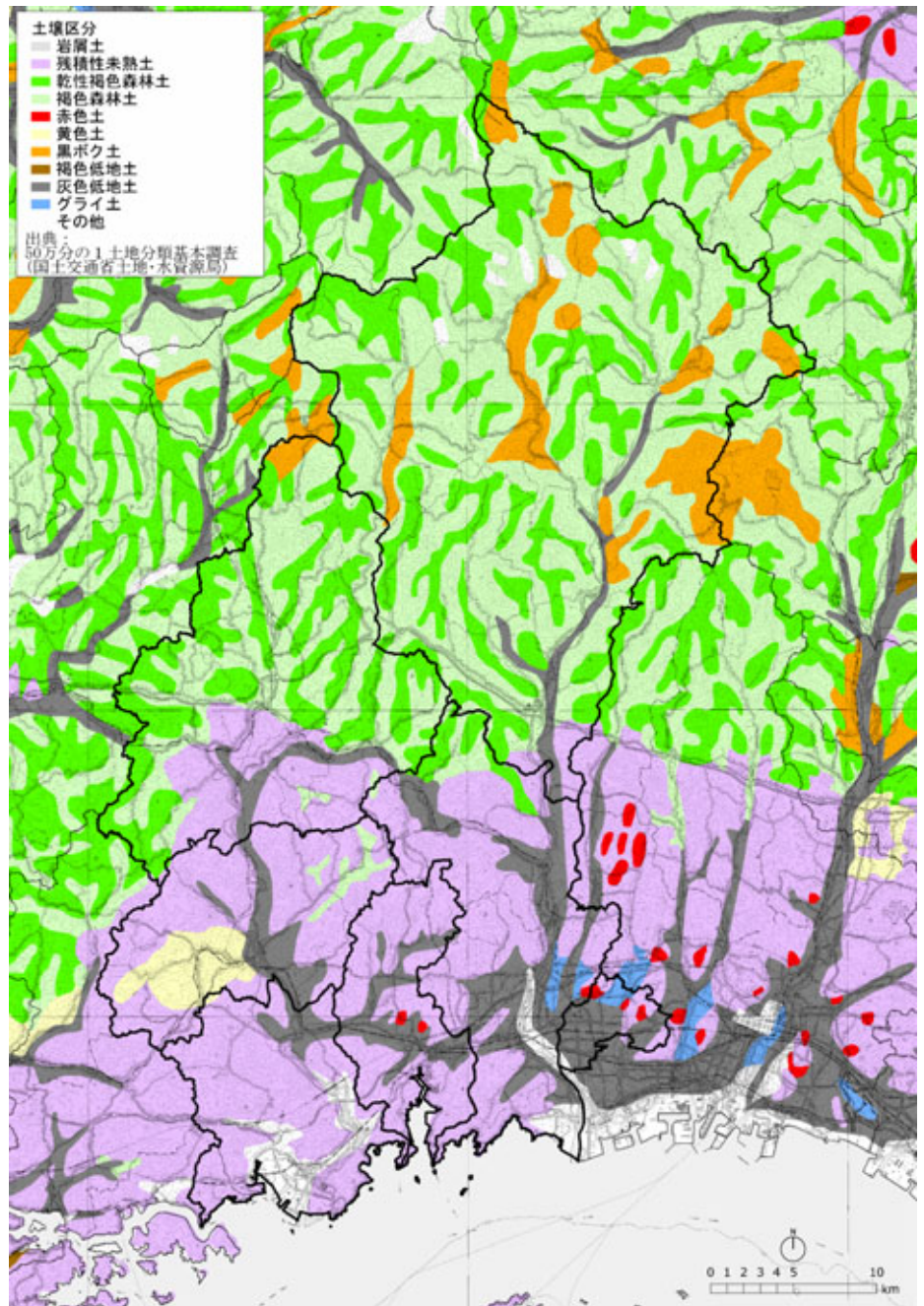
(3) 自然環境特性

① 地質

- ・地域北部（宍粟市と佐用町北部）の中国山地及び南西部（赤穂市東部、上郡町）は主に火山岩類により構成されており、中部の山崎断層帯に沿った東西方向及び吉備高原山地は、主に堆積岩類（古生代）により構成されている。揖保川、千種川沿川及び播磨平野は堆積岩類（第四紀）により構成されている。

② 土壌区分

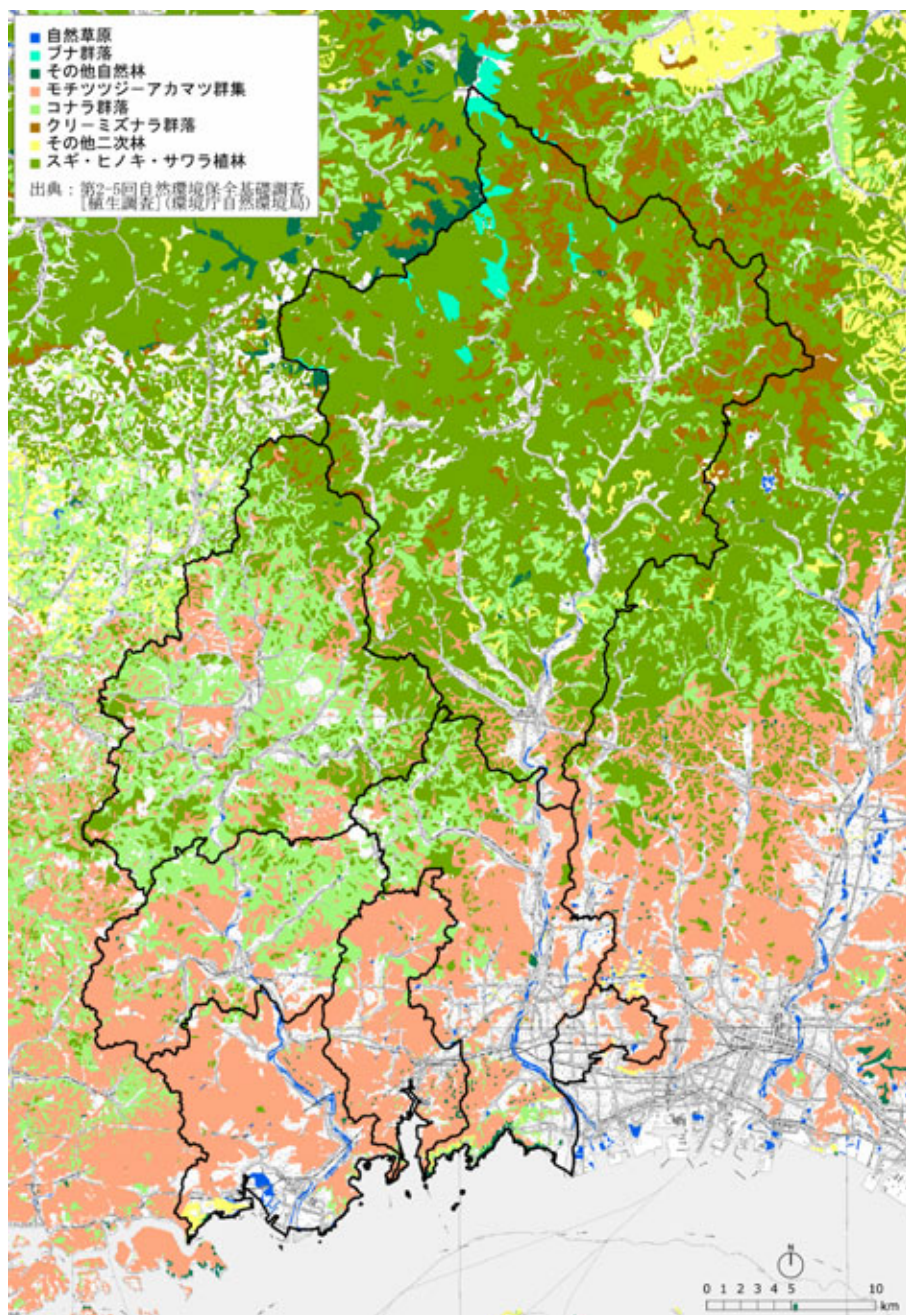
- ・土壌は、北部の乾性褐色森林土・褐色森林土の区域と南部の残積性未熟土の区域に大きく2分できる。
- ・地域北部（宍粟市と佐用町北部）の中国山地は、主に乾性褐色森林土と褐色森林土により構成されている。
- ・地域南部の播磨平野及び吉備高原山地南部は、主に残積性未熟土により構成され、上郡市街地西部付近に黄色土が分布している。
- ・揖保川、千種川の河川沿いは、南部では灰色低地土が分布し、北部の山間地では黒ボク土が分布している。



西播磨地域の土壌区分

③ 植生

- ・西播磨地域の現存植生は、宍粟市を除いてほとんどが二次林で覆われている。
- ・揖保川上流域から中流域にかけては、スギ・ヒノキの植林地帯が広がり、クリーミズナラ群落、ブナ群落が点在している。一方、千種川上流域も同様の植生となっているが、中流域の吉備高原山地付近ではコナラ群落为主となっている。
- ・揖保川、千種川の両河川の下流域は、モチツツジアカマツ群集により覆われている。
- ・河川沿いには自然草原が続いており、緑による河川軸が形成されている。
- ・室津・相生周辺には自然林のクロマツ群集やスダジイヤブコウジ林、シラカシーウラジロカシ林なども見られ、海岸植生とリアス式の入り組んだ海岸線が美しい風景をつくり出している。
- ・その他、社叢や尾根の岩上等に断片的にシイやカシ林がわずかに残っている。
- ・小規模ながら残存する天然記念物や環境省の特定植物群落に指定された貴重植物は、その大半は社寺林となっている。
- ・農業の風景を特徴づけるものとして、丘陵地や山裾の果樹園や野菜畑、牧場等があげられる。これらはいずれも、かつて水がかりが悪かった微高地や山裾、丘陵地に位置する場合が多く、水田風景の背景となる緑の高台（丘陵地等）を特徴づけている。



西播磨地域の植生

(4) 歴史、生活・文化特性

① 歴史的特性

- ・揖保川、千種川の各流域からなる本地域は、西国街道に沿った東方向のつながりと、河川水系に沿った南北方向のつながりを軸として発展してきた。さらに中国自動車道の開通以降、内陸部においても県内や他府県との東西方向のつながりが強化されてきている。臨海部は播磨平野、赤穂平野等平坦部が多く、古くから農業地帯として発展してきたが、特に高度成長期に重化学工業の立地が進み、東播磨地域とともに播磨工業地帯を形成してきた。
- ・古代、広く条里制がひかれ、多数の荘園が位置した播磨地域の発展は、わが国最古の播磨風土記に見るように、中央と太宰府を結ぶ西国街道（山陽道）と、出雲を結ぶ美作道の2つの官道と撰播五泊として名をはせた室泊（室津）、韓泊（的形）が位置したことが、その発展に大きく影響した。その後、近世には、龍野藩、赤穂藩、三日月藩、山崎藩の4藩領となり、街道と港が形成され、さらに高瀬船を利用した各河川の船運によって、宿場町と港町、そして地形特性にも左右された城下町や門前町等が形成された。
- ・東西方向に京と太宰府を結ぶ山陽道、南北方向に播磨と中国地方を結ぶ因幡街道が通り、交流・交易の地として発展してきた。山崎町の城下町が交通・軍事の要衝として、また、平福や乃井野等が中継地として栄えてきた。特に、龍野の歴史は古く、室町時代にはすでに城下町として栄え、現在でも江戸時代の城下町の姿がそのまま生きついでおり、赤穂には、赤穂城跡を中心として、浪士ゆかりの寺や史跡が数多く残っている。
- ・地場産業の面では、赤穂の塩業、赤穂の塩を利用した龍野の醤油、海岸部では、漁業や交易が盛んに行われてきた。新宮町、上郡町及び佐用郡は農林業が中心であったが、街道筋では早くから交易で栄えてきた。一方、宍粟郡は県内林業の中心地（ひょうご材、しそう材の主産地）であるが、林業の低迷が続いている。城下町がおかれた山崎町では、播磨内陸の中心として都市型産業が発達した。

② 文化財

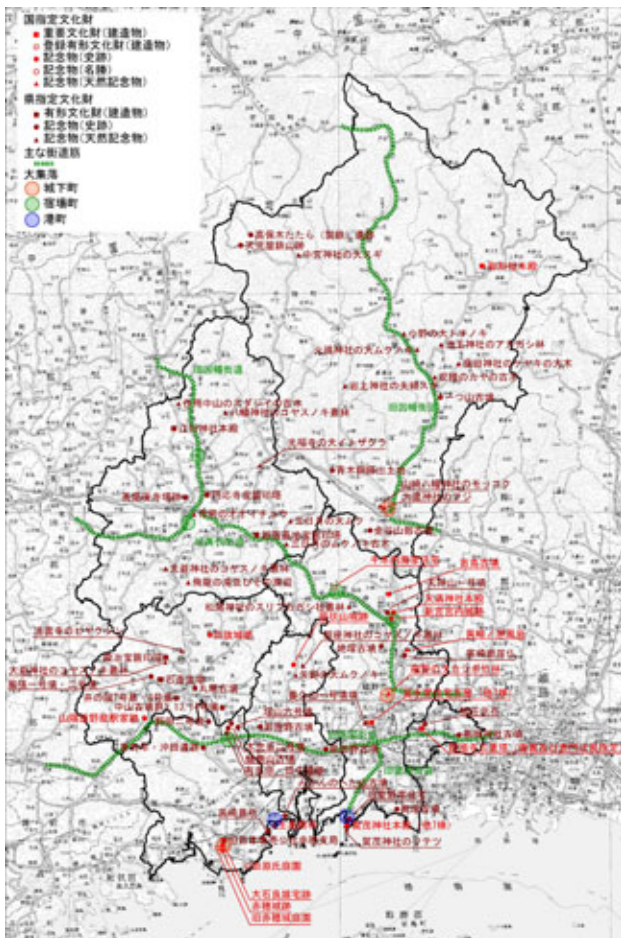
- ・旧町場及び旧街道筋を中心に多くの文化財が分布しているが、社寺、花の名所など、地域の微高地や山裾に位置している場合も多い。特に社寺は参道等の眺望空間を有するため、山並み等の地域の風景を特徴づける要素ともなっている。
- ・国指定文化財としては、相生市に史跡「感状山城跡」が、赤穂市に「赤穂城跡」「大石良雄宅跡」の史跡2件と「生島樹林」の天然記念物1件と「田淵氏庭園」「旧赤穂城庭園」の名勝2件が、宍粟市に「御形神社本殿」の重要文化財（建）が、たつの市に「天満神社本殿」「永富家住宅」「賀茂神社本殿その他」の重要文化財（建）3件と「吉島古墳」「新宮宮内遺跡」の史跡2件、「龍野のカタシボ竹林」「鷺崎の屏風岩」の天然記念物2件、太子町に重要文化財（建）「斑鳩寺三重塔」が、上郡町に史跡「白旗城跡」が指定されている。
- ・県指定文化財としては、赤穂市に「旧日本専売公社赤穂支局」、たつの市に「旧豊野家住宅」、太子町に「斑鳩寺庫裏及び表門」、上郡町に「石造宝塔」、「鍛冶鍛冶宝篋印塔」、佐用町に「江川神社本殿」、「円応寺宝篋印塔」が有形文化財として指定されている。
- ・社寺を舞台とする古来からの伝統行事が多く残っており、赤穂市の「坂越の船祭り」は無形民俗文化財に指定されている。

③ 街道筋・河川と集落

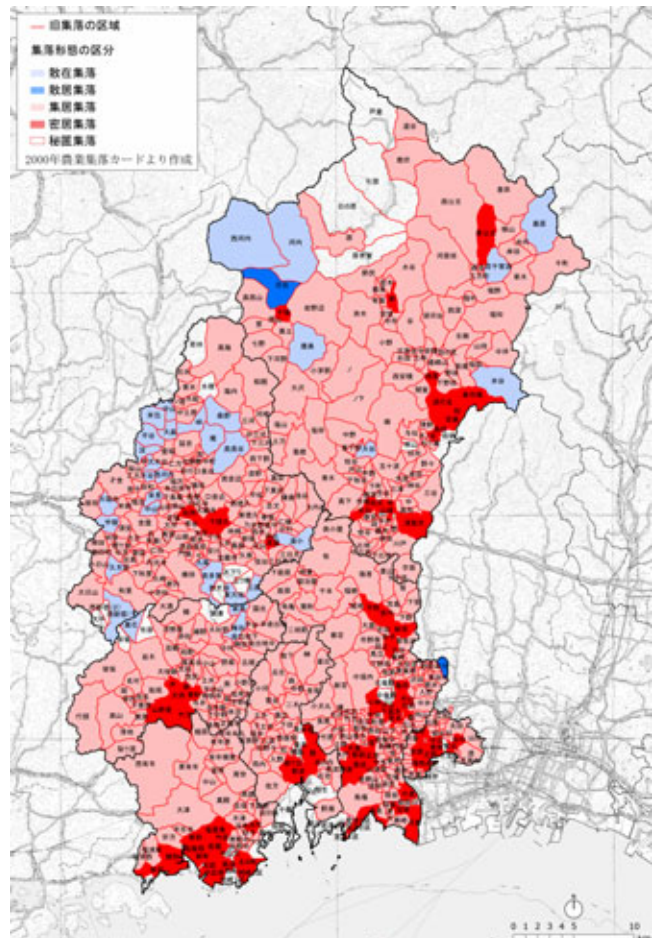
- ・赤穂・龍野・山崎の城下町が点在し、それらを結ぶ形で通っている街道筋沿いには平福などの宿場町、街道村が多く分布している。また、瀬戸内海沿岸には、室津や坂越の港町、千種川・揖保川の河川沿いには久崎などの河川港町が立地している。また、その他にも、鶯などの門前町、千種などのたたらの里と多様な種類の集落が分布している。
- ・主要街道は山稜をさけるように谷筋（川沿い）に設けられ、現在の主要幹線道路とほぼ一致する。
- ・室津などの港町は、古来には強い季節風である西風を防ぐように西側に半島等が突き出した入江状の土地に形成され、近世の坂越は船着場として海岸部に設けられている。
- ・近世まで物流の中心であった河川の船運を見ると、千種川は、出雲や津山へ至るルートとして重要視され、特に河川港町である久崎や、近世には宿場町の平福が陸揚げ場となり繁栄をきわめた。揖保川は近世になり船運が開け、陸揚げ場として山崎が栄え、主に龍野の醤油やそうめんの輸送に利用されたが、龍野からの主な物資は姫路を經由し、室津まで街道を利用し運ばれることが多かった。
- ・揖保川下流域には畳堤（たたみてい：堤防の上部が畳を立てかけられる欄干状の構造になっており、増水時には畳をはめ込むことにより堤防の役目を発揮する）がある。住民の要望により、揖保川への眺望を確保するために岐阜県長良川の畳堤をモデルとして設けられた。

□主要街道：旧西国街道、旧因幡街道、旧美作街道（旧出雲街道）、旧室津街道

主な集落
 □城下町・陣屋町：赤穂、龍野、山崎、三日月 □門前町：鶯
 □港町：室津、坂越 □河川港町：山崎、久崎
 □宿場町：平福、千本、宮内、有年等
 □たたらの里：千種、西河内



西播磨地域の近世旧街道と文化財の分布



西播磨地域の集落区域

④ 地域活動

・[出る杭]

西播磨地域は保守的な面があるといわれ、ともすれば「出る杭を打つ」のような傾向がある。今後の西播磨の人づくり、地域づくりに向けて、夢を持って人や地域を元気にしよう挑戦する個人や団体に活動発表と交流の場を設け、その活動を皆で理解し、支援していくことを目的として、地域ビジョンのシンボルプロジェクトに、「出る杭」育成と地域活性化が位置づけられている。

・[緑豊かなふるさと川の川づくり]

川を地域の貴重な財産として認識し、その価値を守り、育みながら、昔ながらの人々と川との関係を取り戻す「くらしに密着した川づくり」に関する様々な取り組みがワークショップ形式により進められている。

・[アドプト活動]

西播磨地域では、ボランティア・グループ、学校、同好会、自治会などにより、河川・道路・海岸を対象とした美化清掃・草刈・植栽などが住民の手によって行われており、美しい地域環境を形成する意識が高まりつつある。

⑤ 風土が育てた人物

・播磨地域は農業水系の発達によって、古来から農業を中心として栄えてきた。その一方で特色ある資源を活かした伝統産業や地域文化が流域圏を中心に発達し、風土とともに育った様々な人材を輩出してきた。三木露風など多くの文化人を輩出している。

⑥ 生活者視点からの景観認識

・地域住民は、景観を構成する一つ一つの要素の良し悪しを強く意識している。
 ・その中でも特に、自然的な要素（山並み、社寺林、田園風景など）や歴史的・文化的な要素（社寺、名所・旧跡、祭りなど）、特徴的な集落景観要素に着目している。

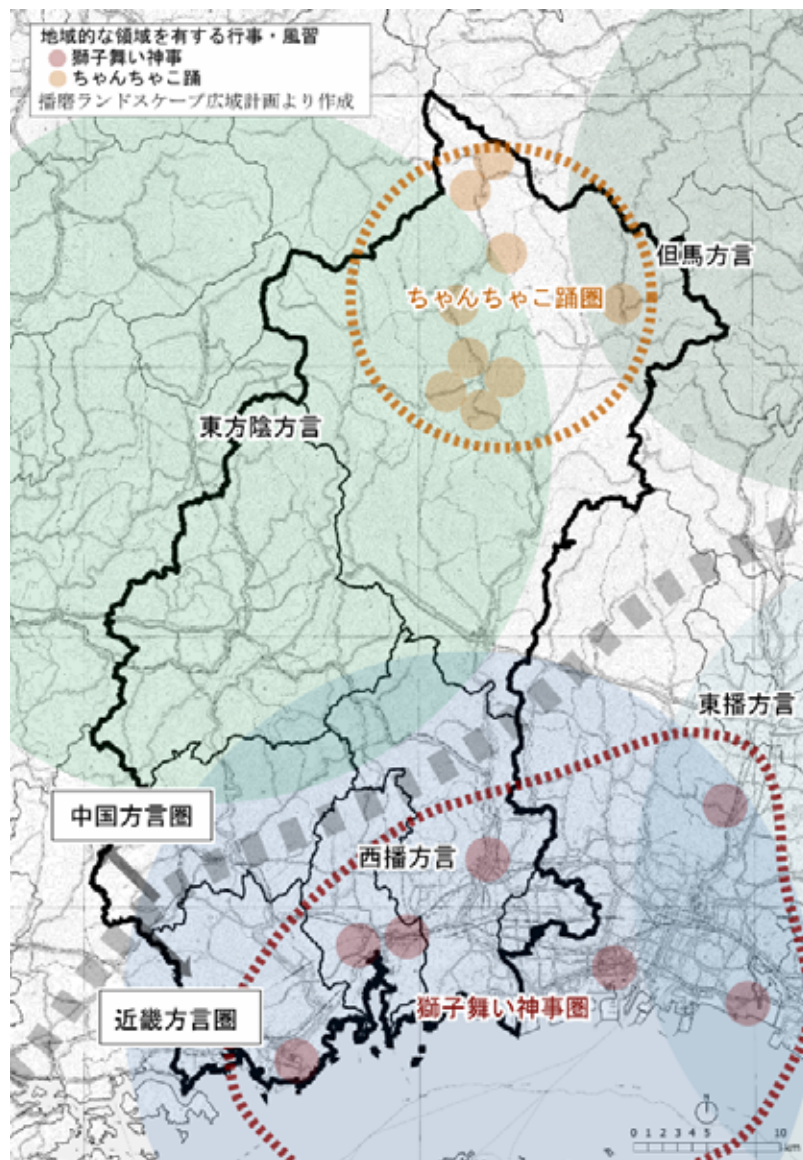
西播磨地域住民の景観認識

(1) 自然の美しさに対する意識(良いところ・悪いところ)
① 動植物の美しさ ・地域の社寺境内や公園の花木(モミジ・椿・アジサイ・花菖蒲等)が美しい ・桜並木→桜も成長(随分大きくなり)し、すばらしい桜並木となるだろう ・岩松が多く、植生している→眺めがよい ・梅林の美しさ ・川のホタルがすばらしい ・ウグイス(春の鳴き声)、アオサギ・シラサギの飛来地 ・ヒグラシの一斉の鳴き声(初夏の朝夕の風物詩)、カエルの鳴き声(田植え直) ・ホタル・サンショウウオ、ホタルで交流が深まった→今は増えすぎでは?? ・秋の紅葉が美しく、湖が神秘的で緑濃く、ハイキングコースに最適 集落に花が少ないので植えていくべき
② 水(川・海)・空気の美しさ ・水がきれい ・自然豊かであり、空気がきれい ・川の流れ・風景が美しい、清流千種川(名水百選)、滝が美しい ・自然海岸の美しさ(干潟、岩礁) ・土手に素朴さがある ・川が汚れている(空き缶・ビニール)、谷川に物を捨てないように ・河原の雑草が気になる、千種川の河川敷が広い→ため、雑草が生えて見苦しい ・親水の場所がない(子どもが川で遊べない) ・千種川堤防に面した竹林の風景がみつともない ・千種川と竹林とを調和させる方法を考える ・河川の護岸工事の際には自然石を使用
③ 農地の美しさ ・菜の花畑、畑地の風景が良い ・集落から上を見ると棚田がきれい、石垣が棚田の見処、棚田の彼岸花も美しい ・棚田を保存するために湿田やビオトープに! ・ボランティア(棚田保全)に多くの人が参加して欲しい
④ 山・地形の美しさ ・山が荒れ、マツタケも採れなくなっている ・山の朝霧・景観がよい、県道から見た岩肌の眺めがよい ・山の雑木に変化がない ・県有地(山)に花木を植えて欲しい ・集落から山へ向かう道路が欲しい ・梅の木の手入れが必要、山林・林道の手入れ
(2) 生活・営みの風景に対する意識(良いところ・悪いところ)
① 地域の風物詩の美しさ ・アユ釣りの風景がきれい ・清流千種川におけるアユの味覚・アユ釣りの風景 ・アユが美味しい→鮎料理コンテストをしてはどうか
② 生活基盤の美しさ ・高速道路のコンクリート壁がきたない、法面の草が秋には枯れ、周りの景色台無しにしている ・道路路肩の草が伸びすぎてきたない、道路の整備が必要 ・耕作放棄地が目立つ、シカ柵がじゃま ・農業用水の整備が必要 ・公園のゴミの清掃が必要 ・ため池の維持管理をきっちりする ・碎石場は緑を復活させる ・臨海部の埋立地は、もっと活用すべき
③ 地域文化の美しさ ・舟運の歴史を見直したい、川に親しむ行事を ・千種川の水景を利用して船を浮かべる風景、夜ランプをつけてのアユ捕り ・子どもの遊び場が変わってきたのがさびしい ・千種川の広い河川敷を利用してキャンプ場を ・貨物列車の音・風景の保存 ・井戸水の水がキレイ
(3) 歴史の奥ゆかしさに対する意識(良いところ・悪いところ)
・社寺での年1回の祭典がすばらしい、八幡宮のみこし、八幡神社の秋祭り ・誇れる。とんど・行事が残っている ・神社・参道の保存と無形文化財の存続が重要 ・旧街道の整備を地元で進めている ・室津漁港などの歴史的な街並みが良い ・古墳群の姿がすばらしい ・荒神さんの子ども相撲 ・歴史豊かなお寺や神社をもっとPRする
(4) すばらしい眺望・ながめに対する意識(良いところ・悪いところ)
・むらの神社から集落全体が見渡せる ・中山間地域らしい景観がすばらしい ・海岸から見る日の出、夕陽がすばらしい ・海辺の高台からの眺め、島なみが良い ・路肩に車を止めて風景を楽しめるような場所がない ・山の景色がよく見えるように、手入れするべき →せつかくの美しい資源が台無し ・見晴らしを良くしよう! →木を切る、展望台 ・防潮堤が海の眺めを遮っている

出典：ふるさとの風景づくり指針

⑦ 行事・風習・方言

- ・市町の代表的行事は古来から続く行事が多く、これらの行事・風習は地域の風土と結びつき、赤穂義士祭に代表されるように、その地域の風景や景観イメージ形成に繋がるものが多数ある。
- ・地域的な特徴を有する行事・風習には、西播磨地域南部から河川沿いに多い獅子舞い神事、北部のたたらの里に多いちゃんちゃこ踊があげられる。これらの区分は方言区画ともほぼ一致しており、播磨地域の文化的領域の一例となる。
- ・兵庫県の方言は旧国別でおのずからできている。播磨の方言は兵庫県を代表するもので、一般的には東播方言（加古川、市川、夢前川流域）と西播方言（揖保川、千種川流域）に大別されるが、広く準京阪神式として位置づけられる。西播方言はより中国方言的語句が多く見られる特徴を有しており、全国的に見て、西播方言地区は、近畿方言的語句の西端と中国方言的語句の東端とされている。

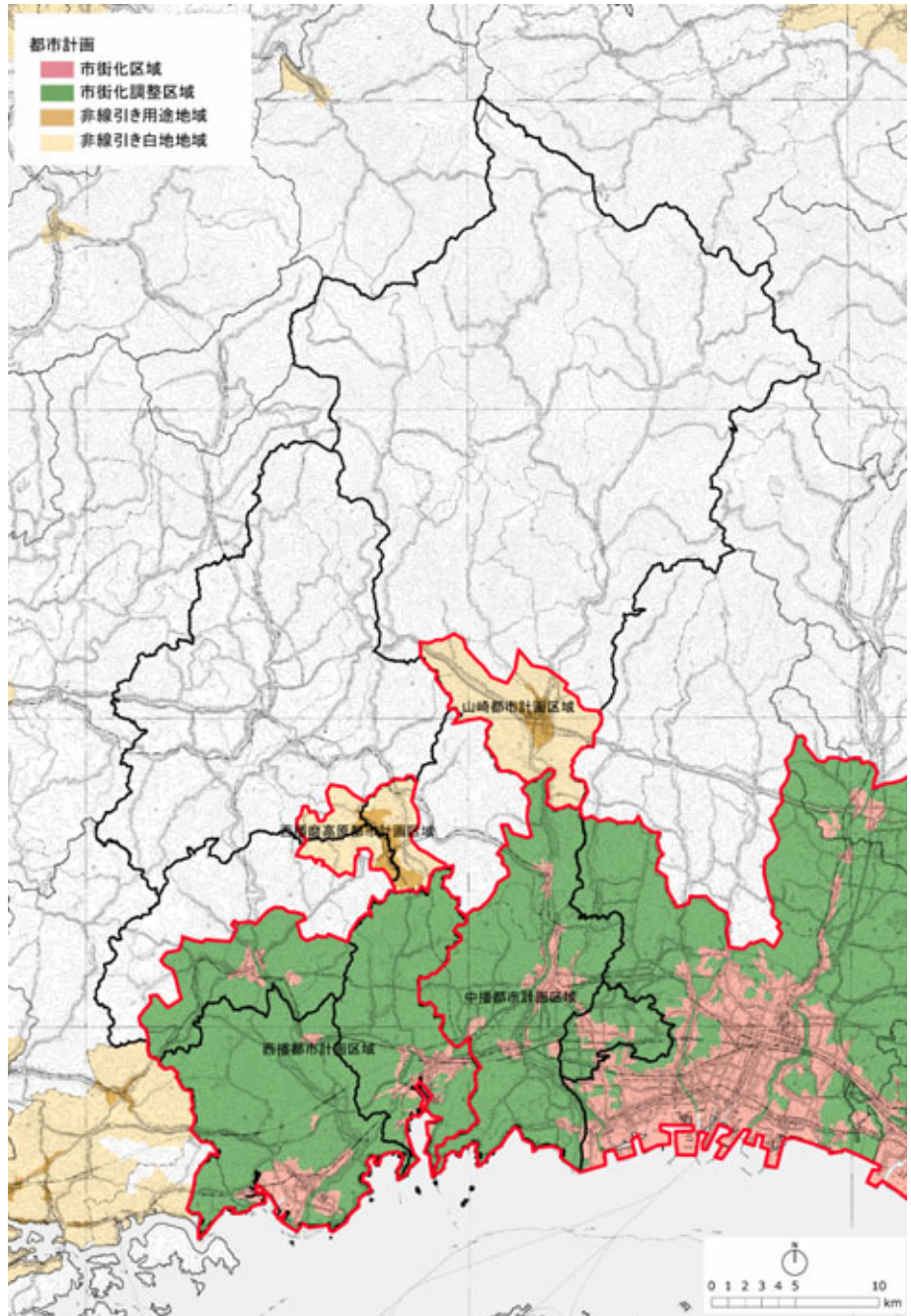


西播磨地域の行事・方言圏の分布

(5) 法規制

① 都市地域

- ・地域南部の瀬戸内海沿岸を中心に都市計画区域が設定されており、西播都市計画区域（27,098ha）と中播都市計画区域（うち西播磨地域は 16,714ha）、山崎都市計画区域（4,901ha）、西播磨高原都市計画区域（3,400ha）から成る。地域の 33.3%が都市計画区域内となっている。平成 16 年 5 月に全 4 区域の都市計画区域マスタープランが策定されている。
- ・赤穂市、相生市、上郡町南部は、西播都市計画区域に属しており、たつの市と太子町は中播都市計画区域に属している。両区域においては市街化区域と市街化調整区域の線引きを行なっている。一方、宍粟市旧山崎町の市街地を中心とした山崎都市計画区域と播磨科学公園都市を中心とした西播磨高原都市計画区域では、線引きは行っておらず、一部用途地域の指定を行っている。
- ・市街化区域は赤穂市、相生市、たつの市、上郡町、太子町の市街地部分の合計 4,111ha（線引き都市計画区域のうち 9.4%）に限定されており、市街化調整区域が合計 39,701ha（線引き都市計画区域のうち 90.6%）と大部分を占めている。



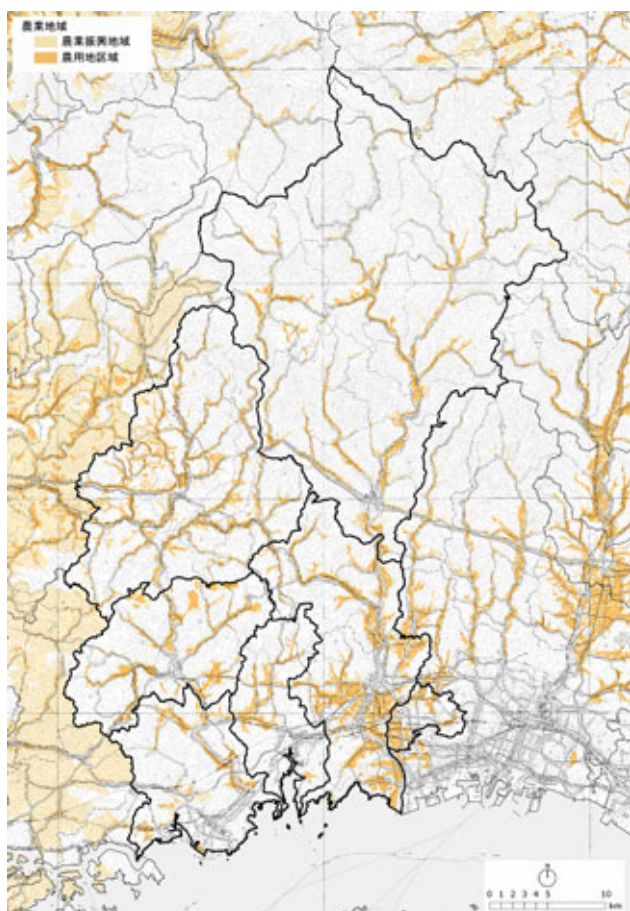
西播磨地域の都市計画区域と線引きの状況（都市計画法）

② 農業地域

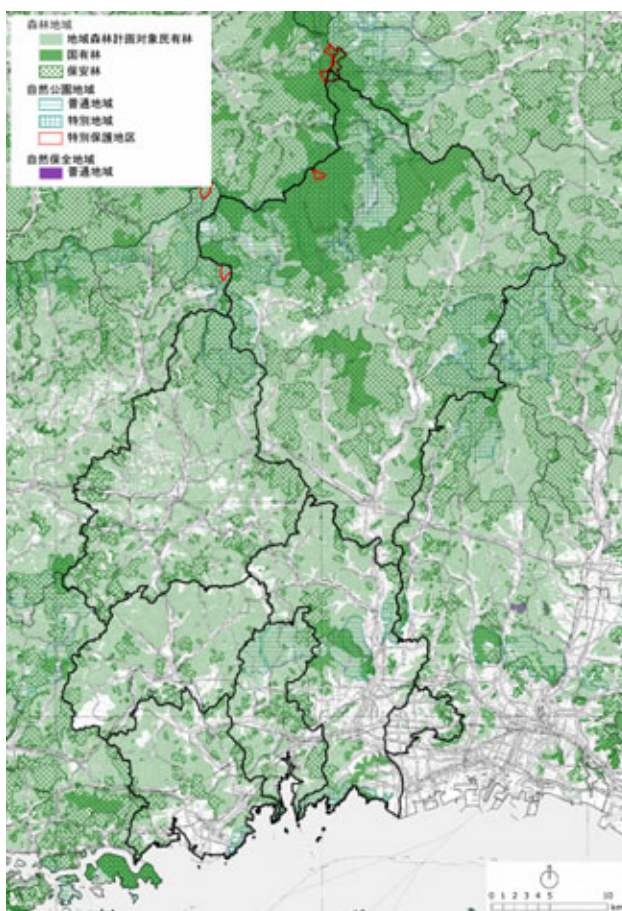
- ・山間部では揖保・千種両河川に沿って農業振興地域及び農用地区域が分布している。また、揖保川下流の播磨平野にまとまった農用地区域が指定されており、広がりのある田園風景が見られる。
- ・佐用町西部の吉備高原山地の緩傾斜地にも農用地区域が点在し、緩傾斜を利用した棚田が分布している。日本の棚田百選に選定されている乙大木谷の棚田はこの区域に位置している。

③ 森林地域、自然公園地域、自然保全地域、都市公園

- ・揖保川上流部にまとまって国有林が分布している。この他、龍野城下町の背後の山林、旧御津町と旧揖保川町域の境界部分などに国有林が分布しているが、それ以外は民有林が大半を占めている。
- ・西播磨地域には、国立公園1地域、国定公園1地域、県立自然公園3地域の自然公園が指定されている。
- ・西播磨地域の全域の瀬戸内海海域が瀬戸内海国立公園普通地域に指定されており、海岸部では、たつの市御津町および赤穂市坂越南部のリアス式自然海岸が特別地域に指定されている。
- ・佐用町北部から宍粟市北西部にかけてが、氷ノ山後山那岐山国定公園及び音水ちくさ県立自然公園に指定されている。
- ・相生市北部からたつの市旧城下町地区背後の鶏籠山にかけての山林、及びたつの市と姫路市の境界部分の山林地域は西播磨丘陵県立自然公園に指定され、宍粟市旧一宮町の東部は雪彦峰山県立自然公園に含まれる。
- ・赤穂市海岸部のかつて塩田地帯であった区域に県立赤穂海浜公園が指定されている。
- ・山林が西播磨地域の約8割を占めているが、法的担保を有する山林はごく一部に限られており、山林の維持・管理のあり方と併せて広域景観の形成方針を検討していく必要がある。



西播磨地域の農業振興地域の整備に関する法律に基づく区域区分



西播磨地域の森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく区域区分

(6) 景観関連施策

① 景観の形成等に関する条例（県景観条例）

■景観形成地区

西播磨地域では、たつの市龍野地区とたつの市御津町室津地区の2地区が景観形成地区に指定されている。景観形成地区内では、建築物又は工作物の新築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替えを行なう際に届け出を必要としている。

- ・龍野地区（H2. 3. 30 指定、約 55ha）：「自然と調和した歴史的景観の保全・育成」
指定区域全域の建築物の形態等に関する景観形成基準を設定した上で、指定区域を「山麓ゾーン」「武家地ゾーン」「町家ゾーン」「川辺ゾーン」の4ゾーンに区分し、さらに武家地ゾーンでは「武家地景観通り沿い」、町家ゾーンでは「町家景観通り沿い」に細分化し、各々について建築物の形態等に関する景観形成基準を設定している。
- ・室津地区（H6. 5. 13 指定、約 37ha）：「伝統的な港町の町家景観形成」
指定区域全域の建築物の形態等に関する景観形成基準を設定した上で、「山麓景観形成ゾーン」「みなと景観形成ゾーン」「町家景観形成ゾーン」の3ゾーンと、町家景観形成ゾーンの「町家景観通り」と「みなと景観通り」の各々について建築物の形態等に関する景観形成基準を設定している。

■風景形成地域

- ・西播磨海岸地域（H13. 3. 30 指定、約 2, 205ha）：「穏やかな多島海と入り組んだ自然海岸を有する海岸を意識した風景形成」
指定区域を、自然との調和に加え、市街地として集積立地している建築物相互間の調和にも配慮することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域、若しくは、将来そのような可能性が高い区域である「浦・集落景観領域」と岬や丘陵との調和、あるいは背景にある緑豊かな山並みとの調和を図り、できる限り丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域である「岬・丘陵景観領域」の2領域に区分し、浦・集落景観領域については「集落区域」と「工業系区域」に細分化し、それぞれについて、風景形成の大きな要素である大規模建築物等に関する風景形成基準を設定している。

■星空景観形成地域

- ・佐用郡地域（H17. 1. 1 指定、約 30, 751ha）：「美しい星空景観を背景とした豊かな自然と共にある地域づくり」
自然のひそやかな光を大切にし、美しい星空が見える環境の創造、保全を図るための人間の夜間活動に必要な人工的な照明器具の設置や使用の方法について、「共通基準」と照明器具の種類に応じた「個別基準」を設定している。

■大規模建築物等

条例制定市の区域及び都市計画法に基づく地区計画等の区域、景観形成地区、風景形成地域以外の全県を対象とし大規模建築物等景観基準を設定している。景観に与える影響が大きい大規模建築物等については、建築確認申請の前に届出が、さらに、一定規模以上の大規模建築物等については、届出の前に事前協議が必要としている。

② 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

「淡路地域の良好な地域環境形成に関する条例」（平成元年4月公布）をもとに、平成6年3月に改正・公布。都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図ることを目的としている。

■環境形成区域

自然環境や社会的なまとまりから広域的に緑豊かな地域環境の形成を図ろうとする地域を環境形成地域に指定。

環境形成地域における土地利用の方向、景観形成、住民主体のまちづくりなど地域環境形成に関する基本的な方向を地域環境形成基本方針として定めている。

区域名称	区域の概要
森を守る区域 (1号区域)	地域の骨格となるスカイラインを形成する山、大規模な山体を有する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な山地森林の区域。森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図る。
森を生かす区域 (2号区域)	山地森林の山裾で、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林の区域。森林としての土地利用を通じて森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流などの自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図る。
川とさとの区域 (3号区域)	現況の農地を主体とする区域で、集落やため池、河川などを含む区域。農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進める。
まちの区域 (4号区域)	既成市街地の区域と、計画的に市街地整備を図る区域。開発を誘導して都市的機能の充実と良好な市街地環境の形成を図る。
伝統的なまちの区域 (2項区域)	かつての城下町、宿場町、街道筋など人々の営みにより伝統的で特徴のある町並みや建築物群が残っている区域。歴史的な町割や町並み、文化的資源などを活用したまちづくりを進める。
高原の区域 (2項区域)	高原としての自然特性を生かし、地域と都市の人々との交流の拠点となっている区域。優れた自然特性を保全活用し、スポーツ、レクリエーション施設、交流施設などの整備誘導を図る。
光都の区域 (2項区域)	播磨科学公園都市として計画的に整備推進を図る区域。開発を誘導し、先端技術、学術研究及び良好な居住機能を総合的に備えた新たなまちづくりを進める。

③ 市町条例等

■赤穂市都市景観の形成に関する条例（H1. 3. 14 制定）

県条例とは別に大規模建築物等（*2）の景観基準を設定している。市街地景観形成地区内では、建築物又は工作物の新築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替えを行なう際に届け出を必要としている。

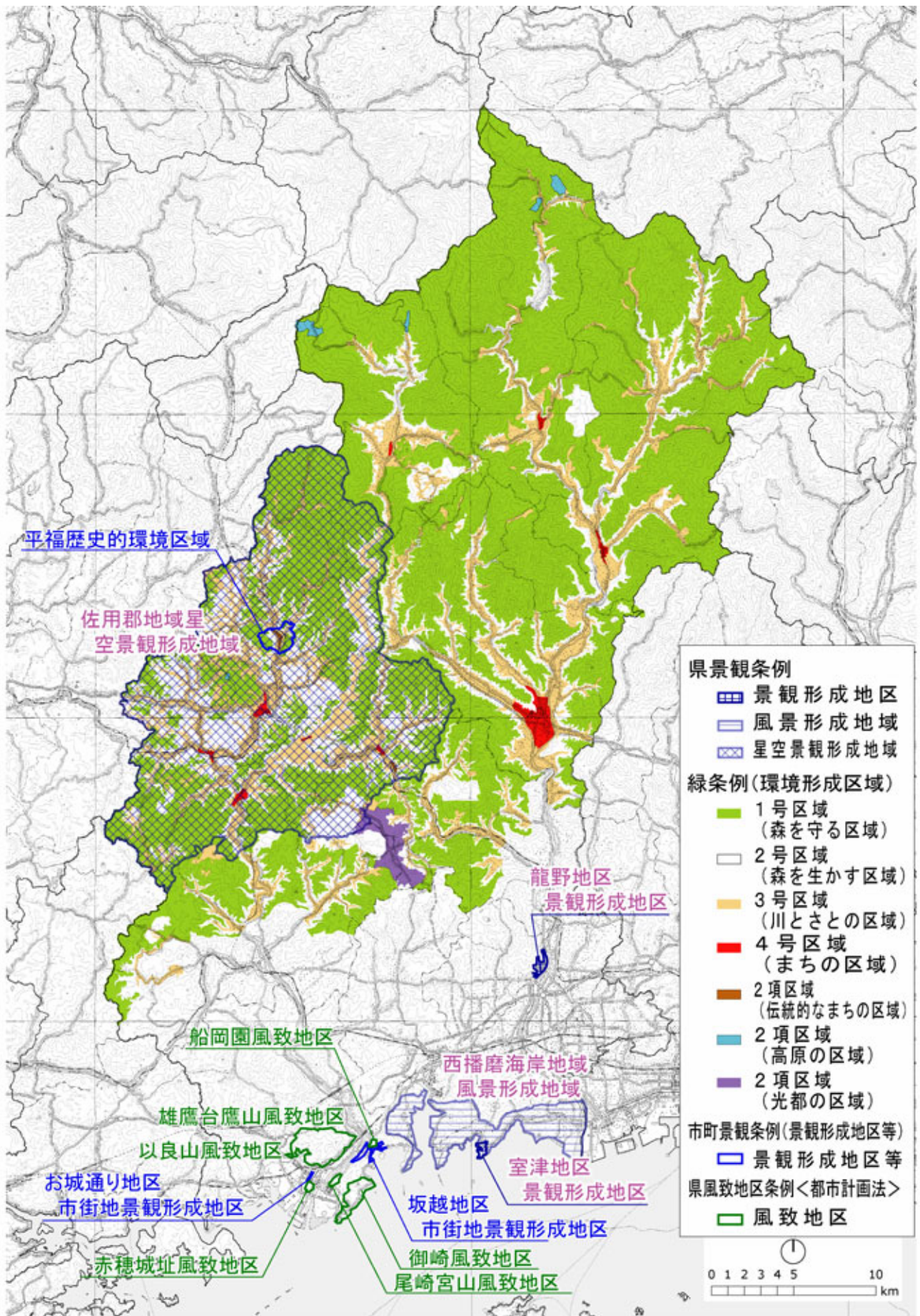
- ・お城通り地区（H10. 4. 1 指定、沿道約400m）：「忠臣蔵のふるさとにふさわしい歴史あるまち」
 - ・坂越地区（H4. 4. 1 指定、約36.4ha）：「歴史をいかす一風格と潤いのある、落ち着いたまち」
- 地区全体の共通基準を設定し、さらに地区内を「歴史・景観沿道地区」「みなと・景観地区」「新・住宅地区」に区分し景観形成基準を設定している。

■佐用町歴史的環境保存条例（S58. 12. 26 制定）

- ・平福地区
- 歴史上の意義を有する建造物・工作物等が自然の環境と一体をなして文化と伝統を具現形成している環境を歴史的環境と定義し、歴史的環境区域を指定。区域内において「重点保存区域」と「保存区域」を設定。

④ 県風致地区内における建築等の規制に関する条例

都市計画法に基づく風致地区が赤穂市域に「雄鷹台鷹山風致地区」、「赤穂城跡風致地区」、「尾崎宮山風致地区」、「御崎風致地区」、「以良羅山風致地」、「船岡園風致地区」の6地区指定。

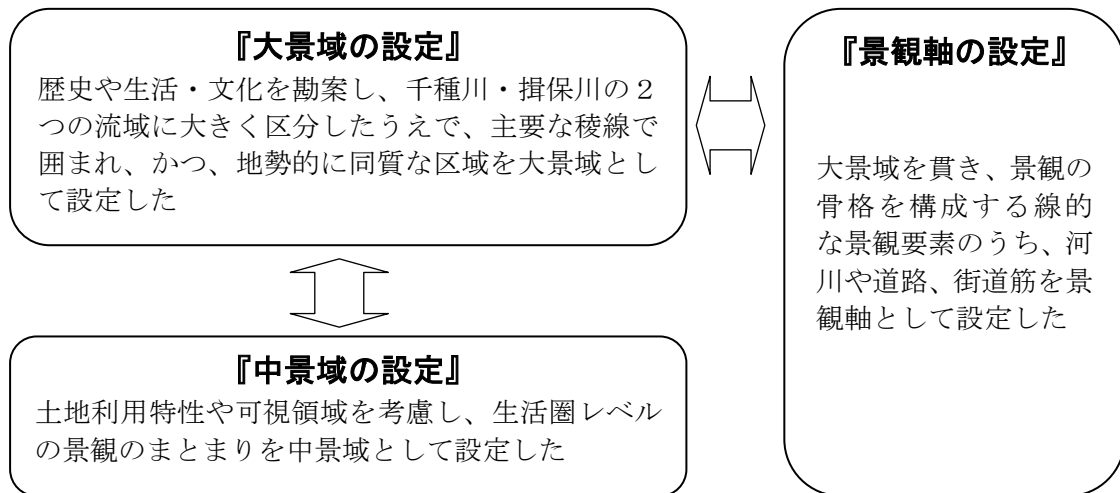


西播磨地域の条例等による景観関連施策

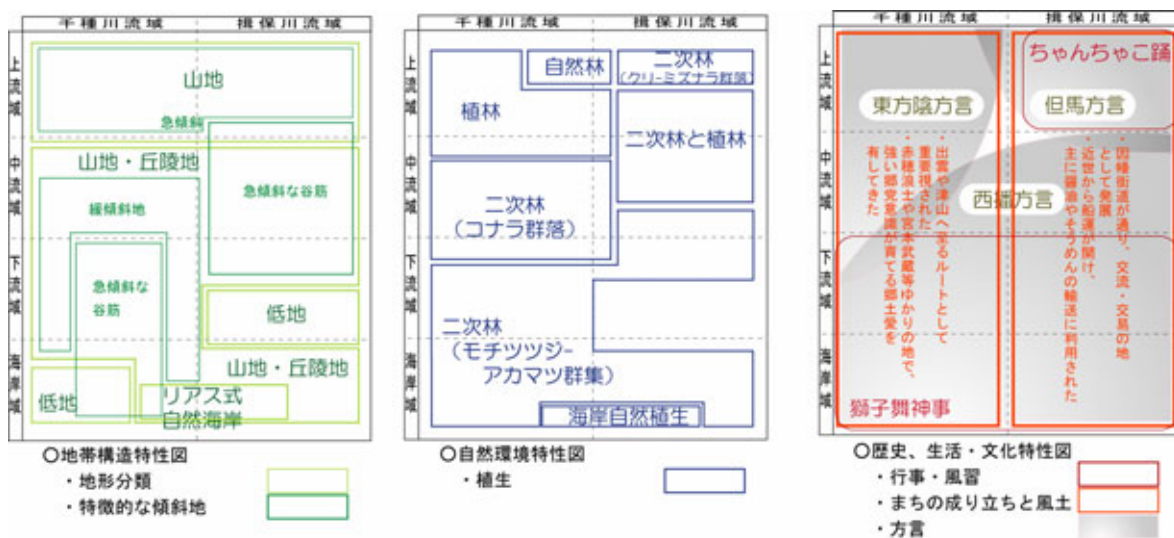
2. 西播磨地域の地域景観の構造

西播磨地域の景観を形成していく上で基本となる景観の構造を把握した。

西播磨地域の地帯構造や自然環境特性、歴史、生活・文化特性を参考とし、広域的な景観のまとまりとなる大景域区分の設定、生活圏の景観のまとまりとなる中景域区分の設定を行った。また、景観の骨格を構成する線的な景観要素を景観軸として設定した。



西播磨地域の地帯構造特性、自然環境特性、歴史・生活・文化特性は、それぞれ下図に示すように、流域単位で特徴を示している。



『西播磨地域の景観構造』

西播磨地域は、清流千種川と揖保川を2つの大きな骨格とし、緑豊かな北部の山地から瀬戸内の島々が美しい海岸に至る、変化に富んだ自然が卓越する大景観が特徴である。こうした自然がつくり出す大きな景観に包まれるなかに、人の営みが刻まれた細やかな景観として、生活と生産の場である歴史的な町なみや農地景観、新しい街の活力ある景観など、地区ごとに個性的な景観が展開している。

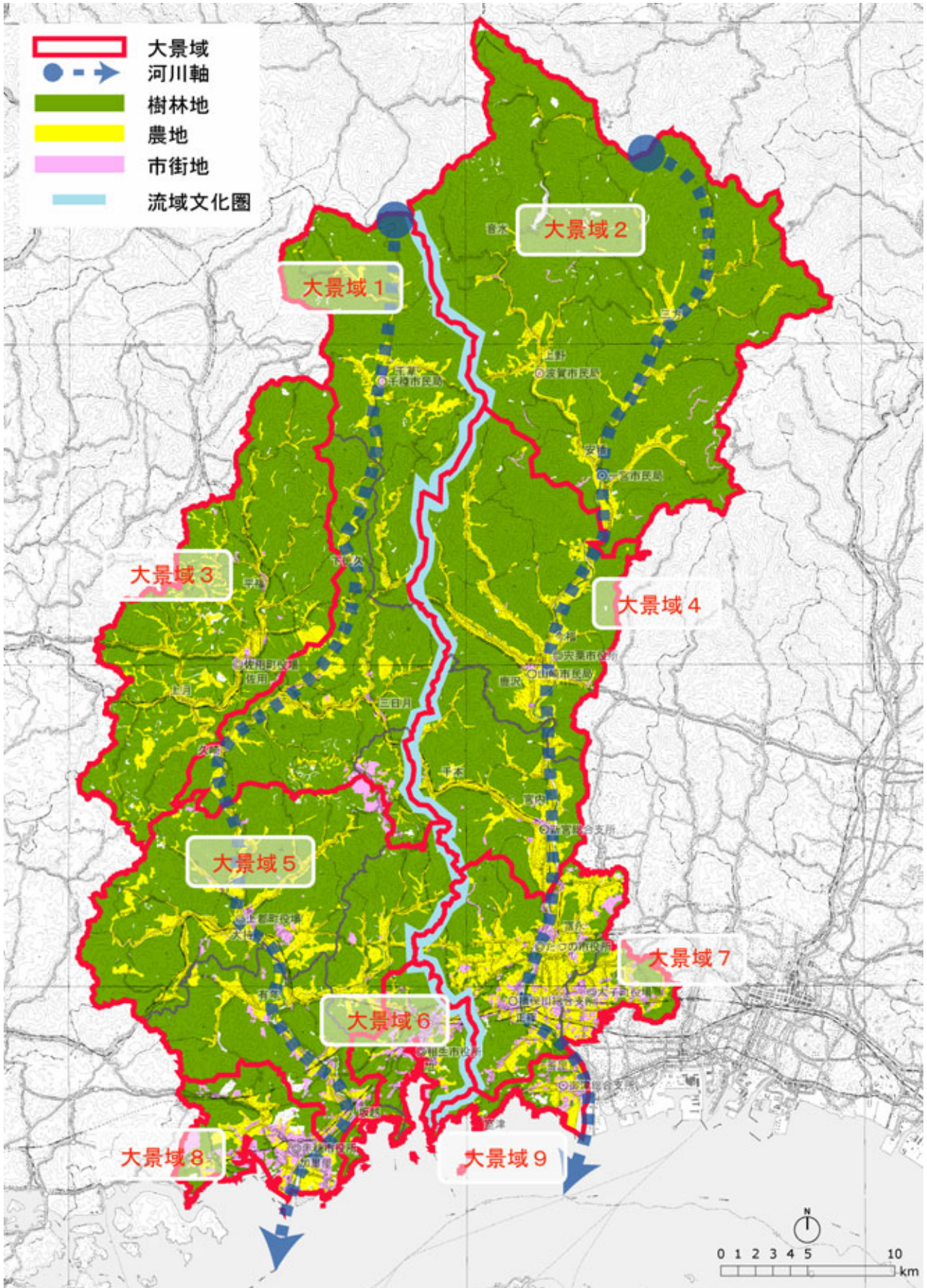
こうした景観の特徴を有する西播磨地域の景観構造は、生活に裏付けられた土地利用により細やかな景観を呈する「中景域」と、流域における地勢や植生、歴史・文化特性により大きな景観を呈する「大景域」、及び河川、海岸線、街道筋、道路軸などで構成される「タテ」と「ヨコ」の軸で繋がっており、複雑な景観の広がりを持ちながらも、軸により明快かつダイナミックに方向づけられた景観構造となっている。

《大景域の特徴》

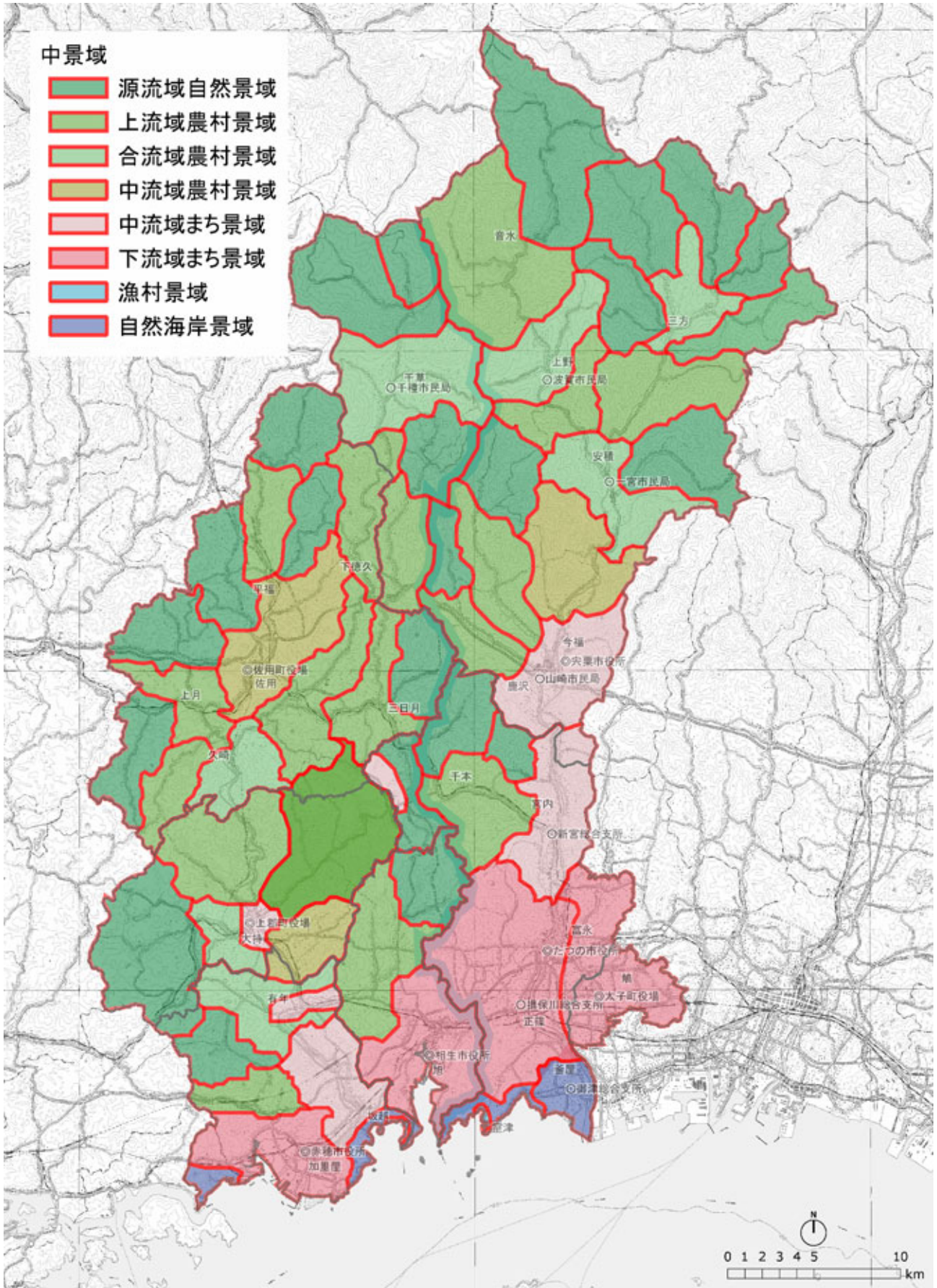
- ・大景域1：千種川の谷筋を中心とした山地・丘陵地の景観
- ・大景域2：二次林と人工林が混交する山地景観
- ・大景域3：落葉樹を中心とし、緩やかに連続する丘陵地景観
- ・大景域4：切立った山に囲まれる谷の景観
- ・大景域5：河川合流点の景観
- ・大景域6：緩やかに連続する丘陵地景観
- ・大景域7：遠方に山を望む平地の景観
- ・大景域8：海際の平地景観
- ・大景域9：地形・植生に特徴のある海際の景観

《中景域の特徴》

- ・源流域自然景域：周囲が山林に囲まれた源流域の景観
- ・上流域農村景域：河川横断方向が山地により視界の狭い景観
- ・合流域農村景域：突出した尾根が特徴的な農地景観
- ・中流域農村景域：山裾のやや高台に集落が立地する田園景観
- ・中流域まち景域：水面と遠景の山地が望める、中流域のまち景観
- ・下流域まち景域：平坦で広い平野のまち景観
- ・漁村景域：漁村と周囲の自然が調和する景観
- ・自然海岸景域：緑豊かな自然海岸が主体となる自然景観



大景域構造



中景域構造

3. 西播磨地域の地域景観の課題

(1) 土地利用上の課題

■市街地のスプロール

- ・農地転用が進み、農地と山地の一体的な景観が分断されている。



■資材置場等の立地

- ・資材置き場が幹線道路沿いやインターチェンジ付近に立地し、景観を阻害している。



■土取り場や採石場の立地

- ・幹線道路等から土取り場や採石場が視界に入り、景観を阻害している。
- ・土取り場や採石場が県界付近に集中している。



■空地・駐車場化

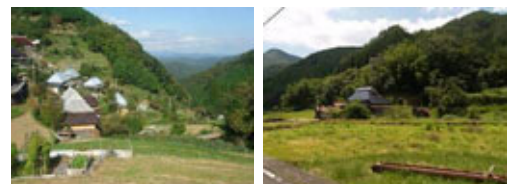
- ・空地化、駐車場化が発生し、町並みの連続性がなくなっている。



(2) 自然環境等の課題

■農地

- ・棚田や段々畑の残る美しい集落でも、農業の担い手不足により遊休農地や耕作放棄地が増加している。
- ・耕作条件の良い幹線道路沿いにも遊休農地が散見される。



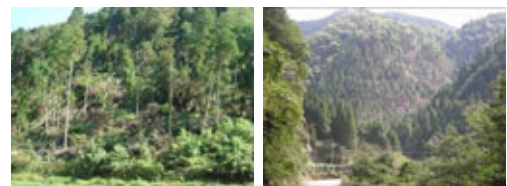
■里山

- ・山裾農地や林縁部の藪化が進行し、里山景観を阻害している。
- ・集落周辺において手入れ不足から竹林の拡大・荒廃が進んでいる。



■森林

- ・放置されたままの台風被害林が散見される。
- ・景観を損なう粗雑な方法で伐採が行われている人工林が見られる。



(3) 建築物・工作物等の課題

■ 建築物等

- ・ 建築様式や色彩が周辺景観と調和しない建築物が建てられ、景観を阻害している。
- ・ 大型建築物が突出し、町並みの一体性を阻害している。
- ・ 幹線道路沿いにロードサイドショップが建ち並び、街並みの特徴がなくなっている。
- ・ 点として残る歴史的建造物の制度的担保が弱い。
- ・ 後継者不足による歴史的建造物の荒廃が進んでいる。
- ・ プレハブ住宅や洋風住宅等が歴史的な町並み景観を阻害している。
- ・ 農地転用により建てられるプレハブ等の後継者住宅が、親世代の歴史的な家屋と並び、統一感のない景観となっている。
- ・ 建築物や塀などが、自然材料から新建材へと変化し、集落景観の調和に欠けている。

■ 工作物・工場等

- ・ 高速道路などの道路建設により生じた急勾配で長大な法面が浮き立っている。
- ・ 田園景観の中に建設された高速道路が、農地と山の連続性を分断している。
- ・ 田園景観にある工場等が不調和な景観を呈している。
- ・ 港湾部の工作物等が海との一体感を妨げている。

■ 屋外広告物・電柱電線・ガードレール等

- ・ 幹線道路沿いにロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物により雑多な景観を呈している。
- ・ 白いガードレールが周辺景観から浮き立ち、農村景観や河川景観との一体性を分断している。
- ・ 広域景観の中に立ち並ぶ電柱が入り込み、電線が空の広がり分断している。
- ・ 屋外広告物や電柱電線類が市街地景観や歴史的な町並み景観を阻害している。



